

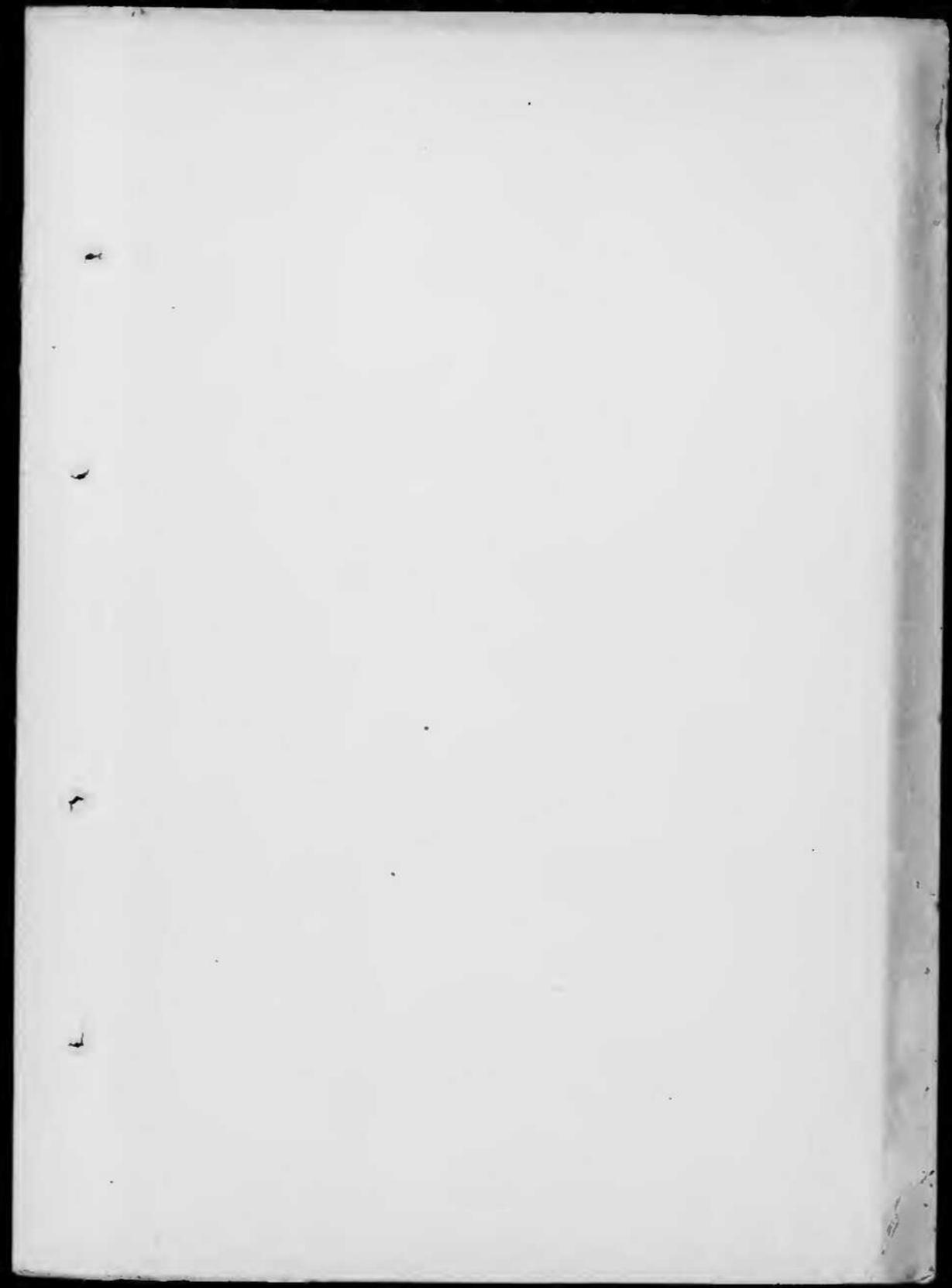
昭和十九年五月

地方廳部制關係資料

行政課

国立公文書館	
分類	自治省 ④8
排架番号	3 A
	13-8
	121





地方本部制関係資料 目次

整理番号	年月日	件名	備考
1		北海道官制 (抄)	
2		樺太官制 (抄)	
3		地方官官制 (抄)	
4		地方行政協議会令 (抄)	
5	五・五・七	地方行政機構整備強化要綱	
6		北海道官制改正意見 (其一) (其二)	
7		昭和十九年度歳出予算算定額	
8	一五・四・一〇	地方本部制変遷調	
9		旧官制関係	
10	一九・四	都庁府県経済部分課一覽表	
11		戦力増強企業整備基本要綱	
12		経済部所管事項	
13		水陸運輸ニ関スル事項	
自治庁			
14	一九・五・三一	経済行政部所管事項地方官制対照表	
15		法制局改正意見	
16		地方行政機構の整備強化ニ関スル件	
17		内務大臣説明要旨	
18		地方行政機構の整備強化ニ関スル件	
19		北海道官制外七勅令中改正一件	
20		防空統本部専任次長設置及地方行政機構の整備強化ニ関スル件	
21		府県次長臨時設置一制	
22		警視庁官制外九勅令中改正一件	
23		地方行政機構整備強化ニ関スル官制改正要旨	

昭和十八年六月
閣議決定

(東京社納)

(54頁) 製版

大日本帝國政府

事項	地方官制改正ニ關スル要領事項	豫定月日
一、官制改正勅令案內閣ニ送附	五月十二日	
二、勅令案說明及審議	五月二十日迄ニ完了	
三、地方長官宛通牒 (改正ノ趣旨及新制度 適用ニ關シ指示ノコト)	六月二十日 <small>大臣(陸海軍) 逕示 各省長官 逕示</small>	六月十五日
四、關係人事上奏手續	六月三十日	
五、人事及勅令案審議	六月六日(迄又六月三十日(全))	
六、改正要旨 ——新聞內示 人事	六月九日	
七、改正要旨 新聞發表	六月七日	
八、改正要旨 新聞發表	六月七日	
九、改正要旨 施行	六月七日	
十、改正要旨 施行	七月一日	

逕示
各省長官(逕示)
各省長官(逕示)

裏面白紙

大日本帝國政府

一 官制改正案

一 新旧对照法

一 經濟部所管事務中並立之モノ

一 經濟部ヲ二部制トスル場合ノ分得案

目次

一 國定規格紙(一)ニシテ紙

裏面白紙

大日本帝國政府

經濟第一部及經濟第二部分課參考案

經濟第一部

農務課
水產課
耕地課
蠶糸課
食糧課

經濟第二部

總務課
商工課
林務課
土木課
(金屬回收課)

(土木部設置府縣ヲ除ク)

備考 括弧内課名ハ府縣ノ責情ニ依リ獨立シテ一課ヲ置ク
場合アルヲ示ス

裏面白紙

北海道廳官制（抄）

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

（略）

官房長	一人	奏任
部長	五人	奏任
	四人	

（略）

第十條 北海道廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

（略）

（略）

（略）
 經濟部
 農林部
 衛生部
 土木部
 庶務部
 秘書部
 文書部
 典務部

第十一條 長官官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 官印廳印ノ管守ニ關スル事項
- 三 褒賞ニ關スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
- 五 統計ニ關スル事項
- 六 北海道會、北海道參事會及北海道地方會ニ關スル事項
- 七 道廳ニ屬スル圖書館費ノ會計ニ關スル事項
- 八 地方管經濟ニ屬スル收支出納ニ關スル事項
- 九 道廳所管ノ國有財産及物品ニ關スル事項
- 十 地方管經濟ニ屬スル財産及物品ニ關スル事項

（項ノ上部ニ數字ヲ付シ其ノ順序ヲ示ス）
 ハ現行法中改正又ハ削除スベキモノ

めくれず

第十二條 内政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 褒賞ニ關スル事項
- 三 統計ニ關スル事項
- 四 議員選舉ニ關スル事項
- 五 北海道會、北海道參事會及北海道地方會ニ關スル事項
- 六 支廳及市町村其ノ他公共團體ノ行政ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 神社ニ關スル事項
- 九 教育學藝ニ關スル事項
- 十 宗教ニ關スル事項

四 議員選舉ニ關スル事項

- 五 支廳及市町村其ノ他公共團體ニ關スル事項
- 六 兵事ニ關スル事項
- 七 國民貯蓄ノ獎勵ニ關スル事項
- 八 社會事業ニ關スル事項
- 九 移植民ニ關スル事項
- 十 地代家賃統制令施行ニ關スル事項
- 十一 衛生ニ關スル事項
- 十二 國民體力法施行ニ關スル事項
- 十三 國民健康保險法施行ニ關スル事項
- 十四 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

他ノ主管ニ屬セザル事項

經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農業及農産物ニ關スル事項

二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

三 殖産ノ進定計畫其ノ他殖産ニ關スル事項

四 土地ノ買入及賣出ニ關スル事項

一 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 水産物及水産農産物ニ關スル事項

二 商工ニ關スル事項

三 物價ニ關スル事項

四 度量衡ニ關スル事項

五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

六 陸ノ他産業經濟ニ關スル事項

一 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木ニ關スル事項

二 水陸運輸ニ關スル事項

三 水面浮上ニ關スル事項

四 水産物ニ關スル事項

五 官有財産管理ニ關スル事項

六 土地收用ニ關スル事項

七 森林部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 森林部ニ關スル事項

二 土地收用ニ關スル事項

三 官有財産管理ニ關スル事項

四 土地收用ニ關スル事項

五 森林部ニ關スル事項

六 土地收用ニ關スル事項

七 官有財産管理ニ關スル事項

八 土地收用ニ關スル事項

九 森林部ニ關スル事項

第十條ノ三 土木部及森林部ノ部長ハ特命ヲ

以テ之ニ充ツルヲ得

めくれず

他ノ主管ニ屬セザル事項

經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農業及農産物ニ關スル事項

二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

三 殖民地ノ墾定計畫可及殖民ニ關スル事項

五 地籍ニ關スル事項

四 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 水産漁獵及水産漁獵物ニ關スル事項
二 商工ニ關スル事項

經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農工商ニ關スル事項

二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

三 水産漁獵ニ關スル事項

四 度量衡ニ關スル事項

五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

三 振興ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 土木ニ關スル事項

二 水産運輸ニ關スル事項

三 水面權之ニ關スル事項

四 殖民地ノ墾定計畫可及殖民ニ關スル事項

五 土地ノ測量及測量士ニ關スル事項

六 官有地管理ニ關スル事項

七 土地收用ニ關スル事項

八 森林ノ管理ニ關スル事項

第十三條ノ三 土木部又ハ官有地ノ部長ハ行方ヲ

此ノ下ニ之ニ關スル事務ヲ掌ル

下部ノ官

目吏ノ一人

十五 他ノ主管ニ屬セザル事項

經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農業及農産物ニ關スル事項

二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

三 租賦及ノ定率計量可及租賦ニ關スル事項

四 土地ノ買入及賣出ニ關スル事項

五 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 水産物及水産物ニ關スル事項
二 商工ニ關スル事項

五 地籍ニ關スル事項

事項

ル事項

ル事項

第十三條 官房長ハ長官ノ命ヲ承ケ長官官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

(略)

第十四條 官房長又ハ部長事故アルトキハ長官ニ於テ道廳官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

裏面白紙

(略)

第十六條

2 産業組合監督官ハ經濟部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ産業組合ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條ノ二

2 商工組合監督官ハ經濟部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ商工組合法施行ニ關スル事務ヲ掌ル

(略)

第二十九條ノ二

2 商工組合監督官補ハ經濟部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ商工組合法施行ニ關スル事務ニ從事ス

樺太總官制（抄）

第一條 樺太總ニ左ノ職員ヲ置ク

（略）

部長

四人

奏任

（略）

第九條 樺太總ニ長官官房及左ノ三四部ヲ置ク

（略）

經濟第一部
經濟第二部
經濟部

（略）

第十二條

經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農業及農産物ニ關スル事項

二 農工商其ノ他經濟ニ關スル事項

三 水産漁獵及水産漁獵物ニ關スル事項

四 礦業及砂鐵業ニ關スル事項

五 殖民地ノ選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項

六 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項

七 度量衡ニ關スル事項

八 地籍ニ關スル事項

九 土木ニ關スル事項

十 森林及河川ノ事務ニ關スル事項

十一 水陸運輸ニ關スル事項

十二 水面租立ニ關スル事項

十三 殖民地ノ選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項

十四 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項

十五 地籍ニ關スル事項

十六 土木ニ關スル事項

十七 森林及河川ノ事務ニ關スル事項

十八 水陸運輸ニ關スル事項

十九 水面租立ニ關スル事項

二十 殖民地ノ選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項

二十一 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項

二十二 地籍ニ關スル事項

十一 土地收用ニ關スル事項

十二 森林原野ニ關スル事項

十三 電力ニ關スル事項

第十二條ノ二 經濟第二部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 商工ニ關スル事項

二 鑛業及砂鑛業ニ關スル事項

三 物價ニ關スル事項

四 度量衡ニ關スル事項

五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

六 土木ニ關スル事項

七 水陸運輸ニ關スル事項

八 水面埋立ニ關スル事項

九 土地收用ニ關スル事項

十 電力ニ關スル事項

十一 其ノ他産業經濟ニ關スル事項

地方官官制（抄）

第一條 府縣ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

（略）

官房長

兼任

（略）

官房長ハ各府縣ヲ通ジテ專任三十五人ヲ以テ定員トシ專任ヲ置カザル府縣ニ在リテハ内政部長ヲシテ之ヲ兼ネシム

部長ハ各府縣ヲ通ジテ專任百三十六人ヲ以テ定員トス

（略）

第三條 知事、大阪府警察局長、官房長、部長及警部補ヲ除クノ外第一條ノ職員ニ前條職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

3

（略）

第十二條

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部ニ代ヘ經濟部第一部及經濟第二部ヲ又ハ土木部ヲ置クコトヲ得

第十三條 知事官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 官印府縣印ノ管守ニ關スル事項
- 三 褒賞ニ關スル事項
- 四 文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項
- 五 統計ニ關スル事項
- 六 會計ニ關スル事項

七 府縣ノ行政ニ關スル事項

第十四條 内政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 褒賞ニ關スル事項
- 三 統計ニ關スル事項
- 四 議員選舉ニ關スル事項
府縣ノ行政ニ關スル事項
- 五 府縣ノ行政一般ニ關スル事項
- 六 市町村其ノ他公共團體ノ行政ノ監督ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 神社ニ關スル事項
- 九 教育學藝ニ關スル事項

三十 宗教ニ關スル事項

四 議員選舉ニ關スル事項

- 五 市町村其ノ他公共團體ノ行政ノ監督ニ關スル事項
- 六 兵卒ニ關スル事項
- 七 國民貯蓄ノ獎勵ニ關ヘル事項
- 八 社會事業ニ關スル事項
- 九 移植民ニ關スル事項
- 十 地代家賃統制令施行ニ關スル事項
- 十一 衛生ニ關スル事項
- 十二 國民體力法施行ニ關スル事項
- 十三 國民健康保險法施行ニ關スル事項

めくれず

十四 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項
十五 他ノ主管ニ屬セザル事項

第十四條ノ二 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ土木部ヲ置ク府縣ノ經濟部ニ於テハ第一號乃至第九號ノ事務ヲ掌ル

一 農工商森林水産ニ關スル事項

二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

三 水産及水産物ニ關スル事項

四 商工ニ關スル事項
木船ノ製造及修繕竝ニ之ニ必要ナル船舶用品ヲ製スル事項

五 林業及林産物ニ關スル事項

六 物價ニ關スル事項

七 度量衡ニ關スル事項

八 木船ノ製造及修繕竝ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

九 其ノ他産業經濟ニ關スル事項

五十 土木ニ關スル事項

六十一 土地收用ニ關スル事項

七十二 水陸運輸ニ關スル事項

八十三 水面埋立ニ關スル事項

第十七條 經濟部一部ニ於テハ第十四條ノ二第一號乃至第三號ノ事務ヲ掌ル
土木部ニ於テハ第十四條ノ二第五號乃至第八號ノ事務ヲ掌ル

經濟部第二部ニ於テハ第十四條ノ二第四號乃至第十三號ノ事務ヲ掌ル
衛生部ニ於テハ第十四條第十一號ノ事務ヲ掌ル
但シ土木部ヲ置ク府縣ニ在リテハ第四號乃至第九號ノ事務ヲ掌ル

事務ノ區分ヲ變更スルコトヲ得

裏面白紙

土木部ニ於テハ第十四條ノ二第十號乃至第十三號ノ事務ヲ

第十八條 土木部及衛生部ノ部長ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ

得

第十八條ノ二 官房長ハ知事ノ命ヲ承ケ知事官房ノ事務ヲ掌理シ部下

ノ官吏ヲ指揮監督ス

(略)

第十九條 官房長又ハ部員事故アルトキハ知事ニ於テ府縣官吏ノ一人

ヲシテ其ノ事務ヲ代理スルシム

4

大日本帝國政府

地方行政協議會令（抄）

第十一條

協議會ノ庶務ハ當該都廳府縣之ヲ掌リ長官官房又

應府縣ニ在リハ内政部
ハ知事官房ノ主管トス

都ニ在リテハ長官官房、

裏面白紙

大日本帝國政府

都市計畫委員會官制（抄）

第八條 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 二 内政部長タル北海道廳部長又ハ府縣部長、經濟部長又ハ經濟第一部長及經濟第二部長タル北海道廳部長又ハ府縣部長、振興部長タル北海道廳部長、北海道廳技師、土木部長タル府縣部長又ハ地方技師及警察部長タル北海道廳部長又ハ府縣部長

裏面白紙

大日本帝國政府

都市計畫委員會官制戰時特例（抄）

第二條 都市計畫委員會ノ委員ハ都市計畫委員會官制第八條第

一項ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

土木部長

二 振興部長タル北海道廳部長若ハ北海道廳技師又ハ經濟部

長若ハ經濟部第二部長タル府縣部長（土木部ヲ置ク府縣ニ在

リテハ土木部長タル府縣部長又ハ地方技師）

裏面白紙

5

大日本帝國政府

本部長官意見
依り要綱の關係に據りて
地方行政機構整理要綱

(一九二五年七月)
法制的内容の参考及び整理の
ニテ關係に據りて整理の要綱

現時下地方行政機構の整理ニシテ且繁徴ヲ加ヘツツアル現

況ニ鑑ミ左ノ如ク地方行政機構ノ整備強化ヲ圖ルモノトス

一、主要都府縣ノ經濟部ヲ二部制ト爲シ得ルノ途ヲ拓クコト

(北海道廳ニ在リテハ右ノ外農林部ヲ廢シテ土木部及營林部

トスルコト)

二、經濟部ヲ二部ト爲ス場合ノ名稱ハ經濟部一課及經濟部二部ト

シ其ノ所管事務ノ區分ハ前ホ左ノ如クスルコト

經濟部一課

農畜水産物ノ生産、整理、配給其ノ他食糧行政ヲ中心トシ

供セテ商業ニ關スル事項ヲ掌ルモノトス

裏面白紙

大日本帝國政府

經濟第二部

商工、物價、度量衡、木船ノ製造及修繕並ニ林業及林産物
其ノ他産業經濟ニ關スル事項ヲ掌リ特ニ軍需生産増強ニ關
スル地方勤勞力ノ中樞ヲラシムル如クスルモノトス

三、縣府縣官房制度ハ存留スルモ官房長ハ之ヲ廢シ、官房所掌事
項中人等、道府縣會、總算、會計ニ關スル事項ハ之ヲ內務部
ニ移管スルコト

四、經濟部ニ部制實施ニ伴フ縣府縣部長ノ増員ハ官房ニ廢止ニ依
ル議員ト授任スルモノトス

裏面白紙

大日本帝國政府

一、本府山法判局長官ニ要綱説明ノ際ノ長官意見（一九、五、一一）
 一、今因改正ト中央官廳ノ権限ノ地方委任譲ニ伴フ中央官廳職掌ノ地方
 配置トノ關係如何

書記官級以上ニ付テハ地方廳等ノ内ニ特ニ機構ヲ設ケル意思ナラ
 又部附トテモ多クハ種リナシト存付トハ無關係ナリ

二、經濟部ヲ二分セル程ニテハ否ニシテ判例圖類トラン等ノ必要ナレバ
 協議會所在地廳府縣ニ經濟部ヲ設ケテ如何

三、經濟部設置ヲ任意トシテ更ニ伸縮性ヲ持タセテ如何

四、經濟部設置モ重要ナランモ審計口動員部ヲ設ケテ如何

裏面白紙

極秘

北海道廳官制改正意見（其ノ一）（官房長廢止
五 部 制）
（内務省案ヲ骨子トシ其ノ是正意見）

官房長ヲ廢止シ其ノ所管事務ハ凡ソ之ヲ内政部ニ統合シ又經濟第二部ヲ設置スルノ趣旨ハ贊成ナリ只從來ノ經驗ニ鑑ミ且各部間事務ノ圓滑繁閑ヲ考慮スルトキハ内務省案ヲ少クトモ左ノ諸點ニ於テ是正スルノ要アリト認ム

(一) 「水産漁獵及水産漁獵物ニ關スル事項」ハ之ヲ經濟第二部ノ所管トスルコト

（主トシテ經濟第一部ト同第二部トノ間ノ事務分配上ノ均衡ヲ期スル爲凡ソ本道ノ實情ニ即シ及事務處理ノ迅速ヲ期スルニハ經濟第一部ハ「長、畜、及拓殖關係」ノ部トスルヲ適當トシ水産關係事務迄之ニ管掌セシムルハ多忙ニ過グ從テ同事務ハ經濟第二部ヲシテ行ハシムルコト必要ニシテ且妥當ナリ）

北海道廳

(二) ト共ニ現在振興部ノ所管ニ屬スル左記諸事務ヲ經濟第一部ノ所管トスルコト

- (主トシテ類以事務ノ統一ト能率化ノ爲)
- (1) 殖民地選定計畫其他殖民地ニ關スル事項
- (2) 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項

(三) 現在内政部ノ所管ニ屬スル左記諸事項ハ之ヲ警察部ノ所管トスルコト

- (事務ノ能率化ノ爲)
- (1) 衛生ニ關スル事項

(2) 國民体力法施行ニ關スル事項

- (一) (三)ト同時ニ現在警察部所管タル「健康保險」「船員保險」
「勞働者災害扶助」及「勞働者年金保險」ニ關スル事項ハ之ヲ
「國民健康保險事務」ヲ管掌スル所ノ内政部ノ所管トスルコト
(事務分配上ノ均衡及其ノ能率化合理化ノ爲)

- (四) 「金屬回收ニ關スル事項」ハ之ヲ商工關係ヲ主体トスル所ノ新タ
ナル經濟第二部ノ所管トスルコト。
(事務分配上ノ合理化ノ爲)

(参考)

北海道廳意見(其ノ一)ニ依ル各部課開(未定稿)

一房五部四十三課

長官官房 二 課

秘書課
文書課

內政部 十一 課

人事課
庶務課
會計課
會計課
統計課
統計課
拓殖計畫課

北海道廳

地方課
學務課
青年教育課
社寺兵事課
社會課
保險課

經濟第一都五 課

農政第一課(假稱)
農政第二課(假稱)

馬政課
食糧課
拓殖課

經濟第二部 五 課

振興部 九 課

警察部 十一 課

水產課

資材課

經濟指導課

木船課

金屬回收課

道川課

河川課

港灣課

土地改良課

土地組合課

土功組合課

林政課

森林規畫課

造林課

林產課

北海道廳

警務課

警防課

情報報課

特別高等課

外事課

輸送課

刑專課

經濟保安課

勞政課

國民動員課



北海道廳

衛生課

北海道廳官制改正意見 (其ノ二)

(官房長廢止) 六部制

(内務省案ニ示サレタル骨子ノ外更ニ現下ノ實情ニ即應シ之ト同時ニ道廳機構ニ若干ノ改革ヲ加ヘムトスルモノニシテ之ガ實現ヲ最モ緊切ト思考ス)

内務省案ニ示サレタル如キ官房長ヲ廢止シ及經濟部ヲ「經濟第一部ト「經濟第二部」トニ區分獨立セシムルト共ニ更ニ振興部ヲ分ケテ「土木部」及「營林部」(假稱)ノ二部ト爲サントスル趣旨ナリ。其ノ要旨概ネ次ノ如シ

(一) 從來久シク存シタル本道ノ「土木部」ハ一昨年ノ官制改正ニ於テ突如トシテ廢止セラレ從來ノ「拓殖部」ト併合ノ上「振興部」ノ新設ヲ見タル次第ナルガ(當時遺憾乍ラ北海道廳ニハ何等ノ協議ナク急遽實施セラレシモノニシテ其ノ理由充分ニ解シ難シ本道ノ膨大ナル土木費及殊ニ目下實施中ノ巨額ナル大土地改良

北海道廳

工事施行等ノ關係ヲ考フルトキハ今日土木部ノ獨立ハ絶体必要ナリ。尙現在内地相當府縣ニシテ一トシテ土木部ノ設置ナキモノナキニ鑑ミ此際土木部ヲ從來ノ如ク獨立セシムベシ

- 土木部所管
1. 土木ニ關スル事項
 2. 水陸運輸ニ關スル事項
 3. 水面埋立ニ關スル事項
 4. 地籍ニ關スル事項
 5. 官有地管理ニ關スル事項
 6. 土地收用ニ關スル事項
 7. 土地改良ニ關スル事項

(二) 「營林部」ノ獨立

北海道ノ國有林ハ他府縣ニ於ケルト異リ總テ北海道廳ノ所管ニシ

テ尙其ノ他ニモ廣汎ナル地方實林民有林アリ。内地ニ於テハ國有林事務ノミニ關シ七管林局ノ設置アリ。一面ニ於テハ現下ノ異常ナル時局的木材需要ノ増加就中其ノ北海道ニ對スル重點的指向ノ傾向並ニ之ニ對應スル爲ノ管林事務ノ激増及復雜化ハ驚クベキモノアリ（北海道ハ全國木材供給ノ二割強ヲ負擔シ餘ニ困難ナル航空機用材等ノ供給等大ナリ）從テ此際内地ニ於ケル管林局ニ相應スベキ部局トシテ道管内ニ「管林部」ヲ設ケ専心其ノ取ニ當ラシムルハ洵ニ必要ニシテ且便宜ノ措置ナリ。

管林部所管

管林區野ニ關スル事項

(三) 而シテ上述セル「土木部」及「管林部」ノ獨立ト共ニ其ノ部長則ニ付新ニ技術官部長則ヲ定ムルコト。

北海道廳

及林務ノ各勅任技術ヲ以テ其ノ部長タラシムルモノトス。

(四) 現在内地廢止ニ於テハ土木部長ハ舊テ技術官ニシテ何等支障ナシ

(四) 技術官優遇ノ精神ニ立脚シ此際之ヲ斷行シタシ。

(以テ前ハ北海道廳ニハ舊ニ總務、土木兩部ニ限リ勅任部長ノ制アリテ從テ北海道土木部ノ事務官部長制ニモ特異ノ理據アリシヨウナレド現在ハ既ニ其ノ制廢止セラレ其ノ理由ハ全く消滅セリ)

(六) 新設ノ管林部長ニ付テモ亦以上ト同様ニシテ又土木部長トノ均衡上ヨリスルモ林務勅任技術ヲシテ其ノ部長タラシムルコトヲ適當トス。

(從來ハ管林事務ハ拓殖部ニ屬シ殖殖部ニ於テハ純然タル管林事務ノ外ニ拓殖殖民關係ノ行政事務ヲモ處理シ居タル關係上

キオリキ事務官ヲ以テ拓殖部長タラシムルノ理由アリタル如
キモ本改正後ハ拓殖關係行政事務ハ經濟第一部ノ新管トナル
而シテ以上ノ結果トシテ部トシテハ一部ノ増設トナルモ部ヲ設
クルガ爲人員ノ増加ヲ招来スルコトナク却テ事務官部長一名ハ
之ヲ減員シ得ベシ。

(四) 上述以外ノ附屬ニ付テハ官房長廢止及經濟第二部ノ設置ニ伴フ
事務ノ分配整理等難テ案(其ノ一)ト同ジ。

— 北海道廳 —

(考)

北海道廳意見(其ノ二)ニ依ル各部編制(未定稿)

一房 六編 四十三課

長官官房 二課

内政部 十一課

秘書 文書 秘書

人事 人事

庶務 庶務

會計 會計

庶務 庶務

地方 地方

學務 學務

青年教育 青年教育

社寺兵隊 社寺兵隊

社會 社會

保險 保險

長官官房 長官官房

馬政 馬政

食糧 食糧

拓殖 拓殖

北海道廳

經濟第一部 五課

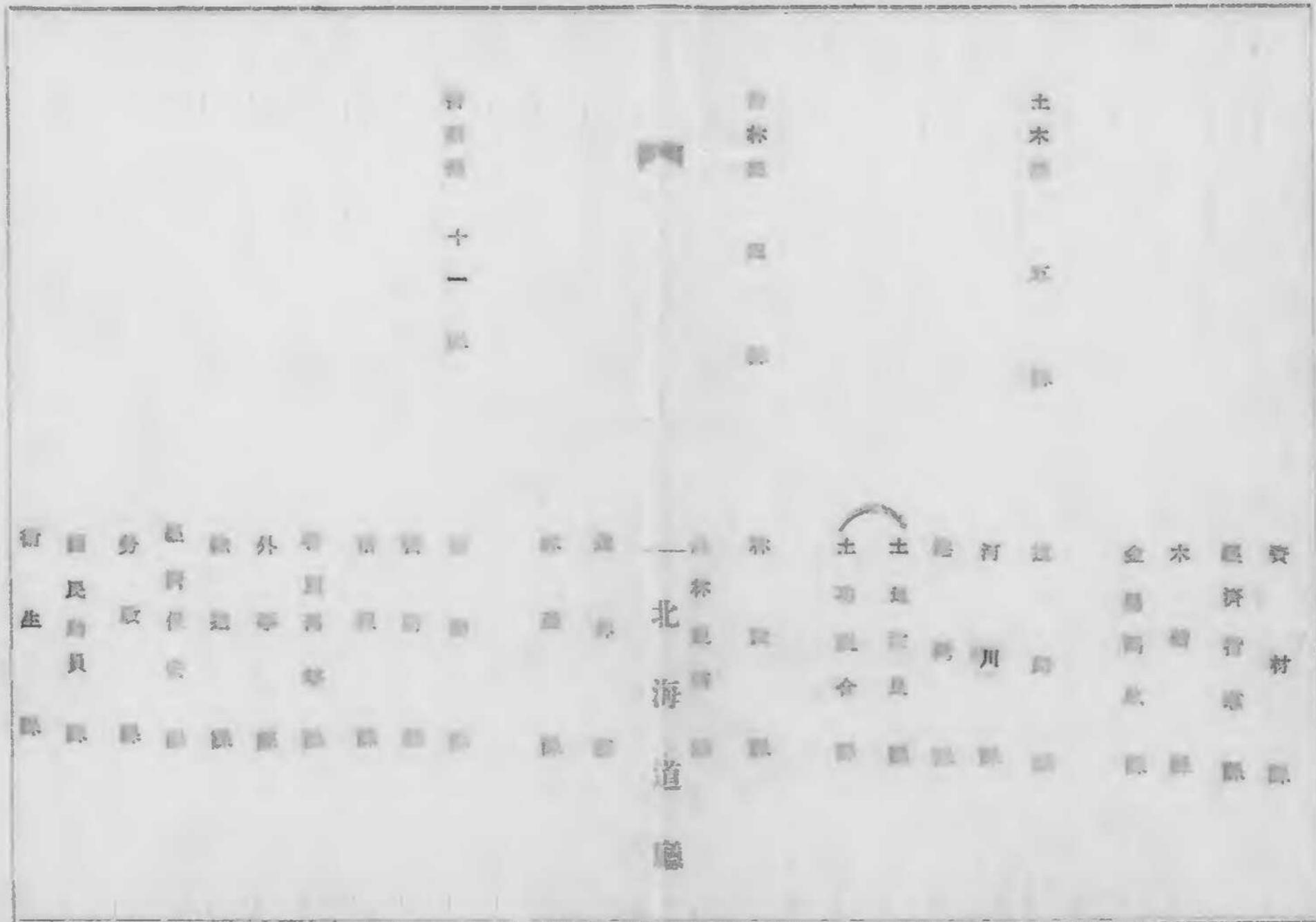
長官官房 第一課 (假)

經濟第二部 五課

馬政 第二課 (假)

經濟第二部 五課

水産 水産



32

U

11



北海道廳

箱
書
目

37

大日本帝國政府

電文譯

(編定規格第1822号)

樺太廳官制改正ニ關スル件 爲テ貴廳所管ノ樺太廳ノ現狀ヨリ
 見テ經濟部ヲ二部ニ分クハ極メテ適切ナル措置ト存ス
 宣シテ願申ス 小官ノ氣付キトシテハ 森林原野及林産物ニ關
 スル事項ハ密接トシテ經濟部一部ノ事務分掌中ニ入ルコトヲ適當カ
 ト思科セラル 理由一、殖民選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項
 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項ト密接ナル關係アリコト

裏面白紙

大日本帝國政府

二、海軍部、海軍需省及鉦山監督局等ノ左記ナル事務ヲ直接

管理シ更ニ森林行政ヲ加フルニ於テハ事務ノ均衡トシザルコト

三、北海道廳官制ニ於テ七振興部ニ於テ統一令ヲ受ケル事例

アルト
樺太廳長官

(規定規格 89-1-12-22-22)

裏面白紙

報 電

4271

事務通信

午後

時

分

名

文

四〇四 トウケウイウヒン
 イリ 四三四 トヨハラ ニゼハ コハ
 コウジ マチク
 ナスミガ セキ
 ナイムセウナ
 タカハシシ
 カラフトテフテンセイナイセイニナンスルゴ コントクナルキカン
 ハイジ ユルトウテフノゲ ンシ ヨウヨリミテケイザ イブ
 ニブ ニワナツコトハキウメテキセツノンチトツ ンズ 「ヨコ
 シクオネガ ヒマウス」シヨウナンノキツ キトシチハ(シンリン



急官

裏面白紙

事務通信 院 信 通

電 報

電報局

時

分

時

分

時

分

ゲンヤオヨビリンサンブ ツニナンスルジ コウハムシロケ
 イザイダイーブノシムブ シヨウチウニイフルコトヲテ
 キトウタトシリヨウセラルキリコウ(一)シヨクモイセシテイケイ
 カクソノタシヨクミンニカンスルジ コウ、トチノシヨブ ンオヨ

ヒダ イコンニカンスルジ コウトミツセツナルカンケイアルコト
 (二)ダ イニブ ハグ ンシ ユセウヲヨビ コウザ ンカントク
 キヨクトウノコウハンナルジ ムヲチヨクセツクワンシヨウシサ
 ラニシンリンギヨウセイヲクワフルニオイテハ、シナノキンコウ

電報局

裏面白紙

電 報

トレザ ルコト(三)、ホツカイド
ンコウア ニオイテトウイツ
カラフトチフチヨウクワン

ウテフクワンセイニフイテモ、シ
ンシヨウセルジ レイアルコト

ト

時

分

秒

電報

電

コ九、四〇

38

院 信 通 第四第

裏面白紙

昭和十九年度歳出豫算実行豫定額調

(昭和九五回)

款	項	本年	本年度分				計	内			其	地	差引子算
			豫算額	節減額	繰越額	繰延額		物資関係	建築関係	官制関係			
海	道	拓殖費	六六七、八六三、五〇	七二一、八四五	八六五、四一八	五八五、三七三	一、五八二、〇七三						九五二、〇六七
			八七、〇七九										八七、〇七九
			五五、四七五、八六六	五八、八四五			三、八八六、四五	五八、八四五					五五、八八五、〇四一
			一、五四〇、五七三										一、五四〇、五七三
			二、六七七、〇〇〇	五五、〇〇〇			八、八一三、二八	八、八一三、二八					一、七九五、八七二
			三、五三六、四三〇	二、七八三、〇〇〇			七、七五〇	三、一五五、〇〇					三、五三六、四三〇
林	業	費	一、五四〇、五七三									一、五四〇、五七三	
木	費	助	三、五三六、四三〇	二、七八三、〇〇〇								三、五三六、四三〇	
度	越	令	六、四二一、六〇六									六、四二一、六〇六	
拓	殖	費	六、四二一、六〇六									六、四二一、六〇六	

款	項	本年	本年度分				計	内			其	地	差引子算
			豫算額	節減額	繰越額	繰延額		物資関係	建築関係	官制関係			
地	開	發費	八、六三一				八、六三一						八、六三一
			一、八五八、八八四				一、八五八、八八四						一、八五八、八八四
			一、四〇〇、八三四				一、四〇〇、八三四						一、四〇〇、八三四
			一、五五八、二五七				一、五五八、二五七						一、五五八、二五七
			三、六五五、〇〇〇				三、六五五、〇〇〇						三、六五五、〇〇〇
			八、九六〇、〇〇〇				八、九六〇、〇〇〇						八、九六〇、〇〇〇
緊	急	設	五、三〇〇、〇〇〇				五、三〇〇、〇〇〇					五、三〇〇、〇〇〇	
道	港	費	五、三〇〇、〇〇〇				五、三〇〇、〇〇〇					五、三〇〇、〇〇〇	

昭和十九年度北海道拓殖費節約額内譯

(昭和十九年度)

区 分	豫算額	予算実行額	差引節約額	節約ノ概要
北海道拓殖費	九六七八六三五〇	九五二〇〇九九七七	一五八五二七三	
陸 發 費	八七〇、七九〇	八七〇、七九〇		
入件及事務費	三六四、二七四	三六四、二七四		
重 業 費	五〇、六五一六	五〇、六五一六		
感有地開發	二、三六五九	二、三六五九		
入有地開發	一〇、四一七	一〇、四一七		
施 設	五八、三七〇	五八、三七〇		
簡易軌道	四一、四〇七	四一、四〇七		
林 費	三三、四七三、六八六	三三、〇〇〇、四一	三八、八六四、五	本林主事駐在所新營五棟内三棟ヲ中止節約ス
件及事務費	二、一五二、二三八	二、一三八、六〇四	一、六六三、四	
各所新營費	二五〇、〇〇	一、三六六	一、六一三、四	

区 分	豫算額	予算実行額	差引節約額	節約ノ概要
其ノ他	二、一六三、三三八	二、一六三、三三八		
事 業 費	三、一三三、四四八	三、〇九四、四三七	三、七六、〇一一	
管 理	一、三三三、〇八〇	一、三三三、〇八〇		
施業企画	七五、三二〇	七五、三二〇		
林産物処分	三六三、三四八	三六三、三四八		
官庁研伐	二二〇、四五七、一七	二二〇、四五七、一七		
森林土木	二九、三二六、〇	二九、三二六、〇		
造 林	五、七二七、七七三	五、三三二、七六二	三、七六、〇一一	一、苗圃實種子貯蔵庫五棟ノ内三棟ヲ中止節約ス 九三六、〇〇 一、造林新植一四五〇町歩ノ内三九〇町歩ヲ中止節約ス 三三三、九四九 一、造林撫育八二六八七町歩ノ内一四、五〇町歩ヲ中止節約ス 一五、九三二 一、海岸林造成新植五〇町歩ノ内二五町歩ヲ中止節約ス 一六、九〇八 一、海岸林造成撫育一九七町歩ノ内二町歩ヲ中止節約ス 八七、三三

林業試驗場	八三九五〇	八三九五〇		
生業費	一二四〇〇・五七三	一二四〇〇・五七三		
林業事務費	一六一三・八七四	一六一三・八七四		
林業費	一〇、七八六・六九九	一〇、七八六・六九九		
農業試驗場	三三二・一九八	三三二・一九八		
水産試驗場	三四八・五六八	三四八・五六八		
二葉試驗場	二〇〇〇・五九	二〇〇〇・五九		
新築排水工事	九五〇〇・〇〇〇	九五〇〇・〇〇〇		
防疫防除施設	三〇〇〇・〇	三〇〇〇・〇		
林業費	二七五・九三二	二七五・九三二		
林業費	七、四四二	七、四四二		
林業費	一九〇〇・〇	一九〇〇・〇		
林業費	九五〇〇・〇	九五〇〇・〇		

土木費	一、二六七・七〇〇	一、二七九・五八七	八八・一一二	
入件及事務費	八、一六二・五一一	八、一六二・五一一		
治水工事費	一、七八〇・八四九	一、一三三・三六六	六四、七四三	
石狩川治水工事	九一〇・〇五七	五、一五八・〇〇〇	三、九四二・五七七	
本流第一期	一、六一七・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	一一七・〇〇〇	水制工停止繰延入
本流第二期	三、三二五・五七七	一、五四〇・〇〇〇	一、七八三・五七七	浚渫工事停止繰延入
本流第三期	三、三八〇・〇〇〇	一、三三三・八〇〇	二、〇四六・二〇〇	新築防砂堰停止繰延入 停止夫々繰延入
豊平川	七、八〇〇・〇〇〇	七、八〇〇・〇〇〇		
下藤川治水工事	九、四四五・〇〇〇	六、四〇〇・〇〇〇	三、〇四五・〇〇〇	礼内川及打内川改修工事停止繰延入
天塩川治水工事	六、二〇〇・〇〇〇	六、二〇〇・〇〇〇		
雄勝川治水工事	七、三三〇・〇〇〇	一、四三三・〇〇〇	五、九〇〇・〇〇〇	堤防築設下流部浚渫及護岸工停止繰延入
別川治水工事	五、三三三・五七七	五、三三三・五七七		

区	分	豫算額	予算額	差引約額	即約ノ概要
利別川治水工事	清瀬川治水工事	七三、四〇〇	三九、〇八四	七三、四〇〇	新水路掘鑿、茶塚疏土、護岸工事及物件移轉停止繰延入 犬牛別川改修工事二五、〇〇〇。月邑露川改修工事三、〇〇〇。月停止繰延入
	大瀬川災害應急治水工事	七三、二〇〇	七三、二〇〇	三五、三一六	
	利別川改修工事	一一、〇〇〇	六五、〇〇〇	五五、〇〇〇	
	護岸工事	二四、六四三	二四、六四三		
	港工事	六〇、八五、四七四	六〇、八五、四七四		
	五箇築港工事	六六、〇〇〇	四六六、〇〇〇		
	一箇築港工事	一八、一五〇	一八、一五〇		
	三箇築港工事	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇		
	利路築港工事	二二、五五〇	二二、五五〇		
	百箇築港工事	二九、三、五一	二九、三、五一		
泊原築港工事	四五、二五、三八三	四五、二五、三八三			
調査及維持	一七、六、四〇	一七、六、四〇			

区	分	豫算額	予算額	差引約額	即約ノ概要
瀬川入湖工事費	瀬川入湖工事費	六〇、八〇〇	四八八、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	瀬川入湖工事五、〇〇〇。月幌泉船入湖工事七、〇〇〇。月停止繰延入
	新設工事	二六、一〇〇	二六、一〇〇		
	改良工事	九、二五〇	九、二五〇		
	修繕工事	五九、一〇〇	五九、一〇〇		
	橋梁工事	一五、二一四、二七	一、四、七七七	一一三、六五五	
	災害防除工事	九五、〇〇〇	九五、〇〇〇		
	駅	一五、二九九	一五、二九九		
	補助費	三七、三六四、二〇	三七、〇八七、〇一	三一五五、〇〇	
	開發費補助	五二、七八五	五二、七八五		
	湧別橋架換工事停止繰延入				

区	分	豫算額	予算実行額	差引節約額	節約概要
区	氏有米墾地開	一三四、三八四	一三四、三八四		施業案編成補助五〇〇〇町歩ノ内三三〇町歩ヲ中止節約ノ 海貞續ヲ参酌シ幹線新設及改良工ノ五割ヲ停止節約ス
	發利子補助給	七五四、一一五	七三〇、九一五	二三、二〇〇	
	森林賞補助	二七二、五五一	二六、九五、五一〇	二五五、〇〇〇	
	土地改良費補助	九八二、八〇〇	九八二、八〇〇		
	明渠排水工事費補助	二〇、五四〇、〇〇〇	二〇、五四〇、〇〇〇		
	暗渠排水工事費補助	四九二、二七一〇	四九二、二七一〇		
	公土費補助	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇		
	水道上昇施設費補助	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇		
	河組合農地三毛給補助	四四八、〇〇〇	四四八、〇〇〇		
	農事奨励	七三八、五七三二	七三八、五七三二		
農事奨励	一六七、三七〇	一六七、三七〇			
社業奨励	三五一、七九五	三五一、七九五			
畜産奨励	九六七、〇六七	九六七、〇六七			
甲部千島	一四九、〇三五	一四九、〇三五		節婦船入浦補助工事停止繰延ス	
漁業奨励	一六五、七〇〇	一六五、七〇〇			
水産奨励	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇			
水産奨励	一七〇、八八〇	一七〇、八八〇			
水産奨励	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
水産奨励	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			
水産奨励	六三、七〇〇	六三、七〇〇			
水産奨励	八六一、六一〇	八六一、六一〇			

大日本帝國政府

地方費支辨土木事業非常措置一覽表

費目	地方費支辨土木事業非常措置一覽表	
	議決豫算額	要施行事業豫算額
經常部	1,652,867	1,652,867
土木費	294,499	294,499
事業費	1,070,277	1,070,277
道路費		
河川費		
港灣費		
其他試驗費		
雜費等	67,896	67,896
臨時部		
土木費		
橋梁費	110,000	110,000
臨時部		
繰越費		
河川改修費	778,160	825,000
船中築設費	276,800	226,800
計	4,389,979	4,947,819

備考 本表豫算額中ニハ停給、事務費ヲ含マズ

挿 要

停止事業
 斜里川改修工事
 節婦船入河修築工事

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道產業概況

一、産業別生産價額調（昭和十六年度推計）

農業	二五、六〇〇萬圓
畜産	一四、三〇〇萬圓
水産	三二、五〇〇萬圓
林産	九、六〇〇萬圓
工礦産	一一、三、五〇〇萬圓

二、林業

面積 六七〇万町步（昭和十六年度末）

全國林野面積ノ約三割五分

全道面積ノ約七割

内 譯

御料林

九〇万町步

裏面白紙

大日本帝國政府

三、土 木

北海道土木費豫算圖 費 (昭和十九年度)

一、三〇〇萬圓

國有林	三四三
大學演習林	九
其ノ他官有林	二
道有林	六四
公有林	一七
市町村有林等	八一
計	一四五
私有林等	一四五
林相	潤葉樹、針葉樹、針潤混淆林
材積	二十二億一千五百万石
全國林野面積	三、四二〇万町步
北海道拓殖費中森林費 (昭和十九年度)	三、三〇〇万圓

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道土木費豫算(昭和十七年度)	五〇〇万圓				
計	一、八〇〇万圓				
全國ノ地方費中土木費豫算(昭和十七年度)	一九七〇〇万圓				
全國比	一一%				
主要府縣ニ於ケル土木費豫算(昭和十七年度)					
兵庫	一、九〇〇万圓	山口	九〇〇万圓		
神奈川	一、八〇〇万圓	廣島	八〇〇万圓		
福島	一、一〇〇万圓	愛知	八〇〇万圓		
岡山	一、一〇〇万圓	福岡	六〇〇万圓		
新潟	四〇〇万圓				
内務省直轄土木費豫算(昭和十九年度)	五〇〇〇〇万圓				

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道ノ土地制度	一 明治二年七月二十一日 委任開拓又ハ特許企業 全國ノ有力藩ニ割讓	二 土地處分法ノ實施 土地ノ一定ノ代價ヲ以テ賣拂フ	三 北海道土地賣貸規則 明治五年 一人十五坪以内ノ賣下 著手後十五年間ノ免租	四 土地拂下規則 (閣令) 一人十坪賣下成功ノ後拂下 翌二年或十五年間 地租及地方稅免除	五 北海道國有未開地處分法 (明治三十年)
----------	---	------------------------------	---	---	-----------------------

(明治三十年七月二十一日)

裏面白紙

大日本帝國政府

未開地ノ賣拂付與交換ノ貸付ノ法ヲ定メ

民有ニ歸シタル翌年ヨリ二十年間免租

六、北海道國有未開地處合法ニ同施行規則改正

公用又ハ公共事業ニ供スル土地ハ付與若ハ貸付

其ノ他ハ全部賣拂ノ制ニ代フ

成功期間ハ五年乃至十年トシ民有ニ移ス

七、合法ニ同施行規則改正 昭和二年八月

賣拂又ハ貸付方法ニ就テ競賣トシ即チ

(一) 公用又ハ公共ノ利益トシベキ事業

(二) 二十町步以内 (三) 拓殖上特ニ必要ナル事業

(四) 二回以上競落者ナキ土地ハ予定價格以上ニ賣拂之ハ貸付

外ハ競賣

八、昭和八年六月改正

特定地ノ貸付面積十町步ヲ超テ釧路國及根室支廳管轄

(制定規程第一八二五七號)

裏面白紙

大日本帝國政府

區域ハ二十町步

其ノ他ノ支廳管轄區域ハ十五町步也

要スルニ現行土地制度ハ一ハ以テ大地積ノ處分ニ依リテ拓殖ノ
促進ト産業ノ勃興ヲ圖リ一ハ以テ小農ノ扶植ト集約的開發ノ促進
ニ努メ大ニ植民ヲ圖ラントシタガ最近ノ狀況ハ大地積處分ヲ可ト
スベキモ甚ダヤリ又土地處分ノ成績ヨリ之ヲ見テモ或ニ可ト小地
積ノ分割處分ニ依リ主トシテ自作農民ヲ扶植シ以テ堅實ナル農村
ヲ構成スラ適當ト認メ此ノ方針ニ力ヲ注シテ居ル

(紙定規格係一八ニ×二五セ程)

裏面白紙

大日本帝國政府

北海道產業概況

一面積

五七五方里

台湾、樺太、小笠原、南洋羣島

二人口

三三三九、八四五人

三道路

四三、六七〇料 (昭和十七年製末)

四産業別生産總額 (昭和十六年)

農産物 二五六、五四八、六〇七

畜産物 一四三、二三八、九五八

水産物 三二五、四七六、五三七 (本邦水産總額 四分一)

林産物 九六、一一六、一三七

工業及鉱業 一、一三五、一〇五、〇七

(國定規格第181号ニ依リ)

裏面白紙

大日本帝國政府

林業

面積 六七〇万町步 (全道面積ノ七割)

林相 闊葉樹、針葉樹、針闊混清林

收穫 二十二億二千五百万円

御料林 一割三分

國有林 一割一分

大野澤池林

道有林

市町村有林 一割三分

私有林 二割一分

國有林野法 北海道適用只

◎ 北海道國有林野及產物多令

(國定規格B二八×三九紙)

裏面白紙

北海道拓殖費中森林費
同 土木費
北海道地方費中 土木費
三三〇〇〇〇円
一三〇〇〇〇円
五〇〇〇〇円

村郷土木費(十七年度) 長野 一九〇〇〇円

神奈川 一〇〇〇〇円

福岡 一〇〇〇〇円

岡山 一〇〇〇〇円

新潟 四〇〇〇円

香取 八〇〇〇円

元山 八〇〇〇円

山口 九〇〇〇円

福岡 一〇〇〇〇円

大日本帝國政府

内務省支院土木費(十九年度) 五〇〇〇〇円

経済院調査(昭和十三年度)
全国平均 二四八八九万円
北海道 六二六九万円

国史館蔵書 昭和十三年

地方廳部制變遷圖

一九四一〇

改正年月日

部

制

備

考

明治十九年七月二十日
(府縣官職制廢止)

第一部 (選舉、租稅、農商)
文書、官印、管守
第二部 (土木、兵事、學務)
監獄、衛生、會計

部長ハ第一部、第二部ニ在リテハ書記官
警察本部ニ在リテハ警察部長
收稅部ニ在リテハ收稅長

以下、同云

警察本部
收稅部

明治二十三年十月十一日
(全部)

知事官房

内務部 (四課官制二明記)

官房ニ於テハ人事、文書、官印ノ管守

警察部
直稅署
間稅署
監獄署

内務部長ハ書記官
警察部長ハ警察部長
直稅署長
間稅署長
監獄署長ハ典獄

明治二十六年十月三十日
(全部)

知事官房

内務部

前記ニ同ジ

警察部
收稅部
監獄部

明治三十八年四月十九日
(全部)

知事官房

第一部 (選舉、公共團體、行政)
土木、地理、會計

官房ニ於テハ前記以外ニ褒賞ヲ加フ
部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第二部 (學事、社寺兵事)
第三部 (農商)
第四部 (警察)

明治四十年七月十二日
(一部)

知事官房

内務部
警察部

部長ハ事務官ヲ以テ充ツ

大正二年六月十三日
(全部)

知事官房
内務部
警察部

内務部長
警察部長
官名トナル

大正九年九月十三日
(一部)

知事官房
内務部
警察部
産業部

前記ニ同ジ

大正十三年十二月一日
(一部)

前記ニ同ジ

部長ハ書記官ヲ以テ之ニ充ツ

大正十五年六月三日
(全部)

知事官房
内務部
學務部
警察部
土木部
産業部
衛生部

内務大臣ノ指定
セル府縣

官房ニ於テハ人選、文書、計算及官
印ノ管守
部長ハ内務、學務、警察ノ各課ニ在
リテハ書記官
土木、産業、衛生ノ各部ニ在リテハ
書記官又ハ地方技師

昭和二年四月
東京、京都、大阪、
川、兵庫、愛知ニ土木
ヲ設ク

昭和十年一月十八日
(一部)

知事官房
總務部
學務部
經濟部
警察部
土木部
衛生部

内務大臣ノ指定
セル府縣

知事官房ニ於テハ文書及官印ノ管守
ノミ掌ル

昭和十七年十一月一日	昭和十八年十一月一日
<p>知事官房（官房長）</p> <p>内政部 警察部 經濟部 土木部 衛生部</p> <p>内務大臣ノ指定 セムル府縣</p>	<p>知事官房（官房長）</p> <p>内政部 警察部 經濟部 土木部 衛生部</p> <p>内務大臣ノ指定 セムル府縣</p>
<p>官房ニ於テハ官印、人專、豫算、會計、文書ニ關スル事務ヲ掌ル</p> <p>官房長……官名</p> <p>部長ハ府縣部長ヲ以テ之ニ充ツ</p> <p>經濟部ハ十縣ヲ除キ各府縣ニ置ク</p>	<p>十縣ハ内政部長ランテ官房長ヲ兼ネシム</p> <p>土木部ハ現在十五府縣</p>

大日本帝國政府

大ニ勅令ヲ百五十一号 地方官官制中改正

第十四條 各府縣ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルニテ左ノ如シ

内務部

- 一 議員選舉ニ関スル事
- 二 府縣行政及郡市町村其他公共團體ノ行政ノ監督ニ関スル事
- 三 賑恤救濟ニ関スル事
- 四 土木ニ関スル事
- 五 會計ニ関スル事
- 六 教育ニ関スル事
- 七 衛生及警察ニ関スル事
- 八 農工商業林水產ニ関スル事
- 九 兵隊ニ関スル事
- 十 他ノ支那ニ関スル事

裏面白紙

旧官制関係

大正十五年

地方官官制
北海道廳官制

大正六年及大正九年

地方官官制

（編者）

裏面白紙

大正六年

朕地方官官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正二年六月十三日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

内務大臣 原 敬

勅令才百五十一号

地方官官制

才一条 各府県ニ左ノ職員ヲ置ク

知事

内務部長

警察部長

理事官

勅任

奏任

奏任

奏任

大日本帝國政府

警視

技師

視察

屬

警部

技手

通譯

警部補

奏任

奏任

判任

判任

判任

判任

判任

判任

才二条 理事官ハ各府県一人ヲ以テ定員トス

視察ハ各府県ヲ通シテ九十二人ヲ以テ定員トシ其ノ各府県ノ

定員ハ内務大臣之ヲ定ム

屬及警部ハ各府県ヲ通シテ四千九十五人ヲ以テ定員トシ其ノ

各府県ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム其ノ各官及警部補ノ

定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ知事之ヲ定ム

其ノ上ニ該官規程

才三条 理平官、前条才一、規定員ノ外、俸給ヲ算定額内ニ於テ之ヲ置ク
コトヲ得、但シ其ノ人員ハ右右員ニ人ヲ超スルコトヲ得ス

警視 邦師、邦師及通訳ハ俸給ヲ算定額内ニ於テ之ヲ置ク、但シ警視ハ
警備部ニ属スル者ハ大邦師ニ三人、其他、邦師ハ右一人、警備部長ニ充ツル者
ハ右右員ヲ通ジテ百一人ヲ超スルコトヲ得ス

才四条 知事ハ内務大臣指揮監督ヲ承ケ、各省主務ニ付テハ右大臣指揮監督ヲ承ケ、
法律命令ヲ執行シ、部内行政事務ヲ管理ス

才五条 知事ハ部内行政事務ニ付、其職權又ハ特別委任ニ依
リ管内一般又ハ其一部ニ府県令ヲ発スルコトヲ得

才六条 知事ハ非常急変ノ場合ニ臨ミ、兵力ヲ要シ、又ハ警備
ノ為、兵備ヲ要スルコトハ、師团长ニ移轉シテ出兵ヲ請フコト
ヲ得

才七条 知事ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ、委任官ノ功過ハ内務
大臣ニ具狀シ、判任官以下ノ進退ハ知事ニ之ヲ行フ

才八条 知事ハ所部ノ委任官ノ懲戒ヲ内務大臣ニ具狀シ、判任官
以下ノ付テハ之ヲ行フ

大日本帝國政府

才九条 知事ハ郡長、島司又ハ警備署長、処分又ハ命令ニ依
テ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ、又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムル

トキハ其ノ処分又ハ命令ニ依テ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ、又ハ
ヲ取消シ、又ハ停止スルコトヲ得

知事ハ行政事務ニ付、其ノ処分又ハ部内、市長ヲ指揮監督
智シ、其ノ処分ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

才十條 知事ハ所部ノ事務ノ細則ヲ設ク、コトヲ得

才十一條 知事ハ内務部長、其ノ職務ヲ代理ス、
知事及内務部長共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ
高等官、一ヲニテ知事ノ職務ヲ代理ス

知事ハ府県ノ官吏ヲニテ、其ノ事務ノ一部ヲ臨時ニ代理セシム
コトヲ得

才十二條 知事ハ其ノ權ニ屬スル事務ノ一部ヲ郡長、島司、警備署

新編 地方官制

署長又ハ市長ニ委任スルコトヲ得

才十三条 各府県ニ知事官房ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ラシム

一 官吏進退及身分ニ関スル事項

二 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項

三 官印ノ発給及保管ニ関スル事項

四 褒賞ニ関スル事項

才十四条 各府県ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

内務部

一 議員選挙ニ関スル事項

二 府県行政及郡市町村其他公共団体ノ行政ノ監督ニ関スル事項

三 賑恤救済ニ関スル事項

四 土木ニ関スル事項

五 倉庫ニ関スル事項

三 大日本帝國政府

六 教育ニ関スル事項

七 社会及宗教ニ関スル事項

八 農工商森林水産ニ関スル事項

九 兵隊ニ関スル事項

十 他ノ主管ニ属セザル事項

東京府ニ於テハ右ノ外衛生ニ関スル事項

警務部

一 警務ニ関スル事項

二 衛生ニ関スル事項

才十五条 部長ハ知事ノ命ヲ以テ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所

部ノ事務ヲ掌理ス

才十六条 部長事務ハ知事ニ於テ府県官吏一人ヲ以テ其ノ

事務ヲ代理セシム

才十七条 警務部長ハ警務及衛生事務ノ執行ニ関シ知事ノ

明治十四年法律第八号

一命ヲ承ケ警視警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
才十八条 各省長官ニ視察官ヲ遣テ理事官ヲ以テ之ニ充ツ
視察官ハ内務部ニ屬シ上官、命ヲ承ケ理事、視察其、他
教育ニ関スル事務ヲ掌ル

才十九条 理事官ハ上官、命ヲ承ケ理事、視察事務ヲ掌ル
才二十条 警視、警部、警部補、又ハ内務大臣、指定スル警部、
署長トナリ上官、指揮ヲ承ケ其、部署ノ事務ヲ掌理ス
警部、警部補、屬スル警視ハ上官、指揮ヲ承ケ警部、警部補及巡查
ヲ指揮監督ス

才二十一條 各部ハ、謂テ設リルコトヲ要スルトキハ知事之ヲ定メ内務大
臣ニ報告スベシ

才二十二条 技師ハ上官、命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
才二十三条 視察ハ上官、指揮ヲ承ケ警視、警部、警部補、
署長、其他教育ニ関スル
庶務ニ従事ス

大日本帝國政府

才二十四条 屬ハ上官、指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
才二十五条 警部ハ上官、指揮ヲ承ケ警部、警部補及衛生事務ヲ掌ル
才二十六条 技師ハ上官、指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
才二十七条 通訳ハ上官、指揮ヲ承ケ翻譯通訳ニ従事ス
才二十八条 警部補ハ上官、指揮ヲ承ケ警部、警部補及衛生事務ニ従事
才二十九条 巡查ヲ指揮監督ス

才二十九条 各郡市ニ警部署ヲ置ク但シ内務大臣ハ地方ニ必要ニ
応ジ別ニ区域ヲ定メテ警部署ヲ置クコトヲ得
知事ハ要アリト認ムルトキハ警部署ノ下ニ警部令署ヲ置ク
コトヲ得

才三十条 警部署長ハ警視ヲ以テ充ツル場合ヲ除キ、外警部ヲ
以テ之ニ充テテ警部令署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ警
部令署長ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツコトヲ得
警部署長及警部令署長ハ上官、指揮ヲ承ケ部内ノ

大日本帝國政府

警察及衛生事務ヲ掌理シ部下官吏ヲ指揮監督ス

第三十一条 各府県ニ巡查ヲ置キ判任官ニ得遇トス

巡查ニ付テハ規定ノ内務大臣之ヲ定ム

第三十二条 各郡ニ左ノ職員ヲ置ク

郡長 奏任

郡書記 判任

郡視察 專任一人 判任

第三十三条 郡長ニ知事ヲ指揮監督スルヲ法律命令ノ執行ニ

部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下官吏ヲ指揮監督ス

第三十四条 郡長ハ行政事務ニ付テハ部内ノ所屬長ヲ指揮監督ス

第三十五条 郡長ハ町村長ニ命令ニテ或規ニ違ヒ公存ヲ害シ又ハ

権限ヲ犯スニ付テハ認ムルトキハ其ノ処分ヲ取消シ又ハ停止

スルコトヲ得

第三十六条 郡長ハ部下ノ判任官ニ進退ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

大日本帝國政府

第三十七条 郡長ハ法律命令ニ依リ又ハ知事ヨリ委任セラレタル事件

ニ付郡令ヲ發スルコトヲ得

第三十八条 郡長事故アルトキハ上席郡書記其職務ヲ代理ス

第三十九条 郡長ハ郡ノ官吏ヲシテ其事務一部ヲ臨時代理セシムル

コトヲ得

第四十条 郡書記ニ定員ハ内務大臣認可ヲ經テ知事之ヲ定ム

郡書記ハ郡長ヲ指揮スルヲ庶務ニ從事ス

第四十一条 郡視察ハ郡長ヲ指揮スルヲ專事ニ視察其他教育ニ

關スル庶務ニ從事ス

第四十二条 知事ハ須要ニ依リ郡ニ技手ヲ置クコトヲ得

技手ハ判任トス郡長ハ其ノ職ヲ承テ技術ニ從事ス

第四十三条 勅令ヲ以テ指定スル島地ニ島廳ヲ置ク

知事必要アリト認ムルトキハ内務大臣認可ヲ經テ島廳出張所

ヲ置クコトヲ得

郡書記ノ職務ハ...

才四十四条 右島廳ニ左ノ職員ヲ置ク

島司

奏任

島廳書記

判任

島廳視察

一人 判任

才四十五条 島司ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ
部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

才四十六条 島司ハ法律命令ニ依リ又ハ知事ヨリ委任セラレタル事
件ニ付島廳令ヲ発スルコトヲ得

才四十七条 島司ハ部下ノ判任官ノ進退ヲ知事ニ具申スルコトヲ
得

才四十八条 島司ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ町村長ヲ指揮監督
ス

才四十九条 島司ハ町村長ノ処分ニシテ或規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ
権限ヲ犯スモノアリト認めルトスルハ其ノ処分ヲ取消シ又ハ停止
ス

大日本帝國政府

スルコトヲ得

才五十一條 島司事務ハルトシテハ上席島庁書記其職務ヲ代理ス

才五十二條 島司ハ島廳官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシ
ムルコトヲ得

才五十三條 島廳本庁所長ハ島廳書記ヲ以テ之ニ充ツ
島庁本庁所長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ知事ノ定ムル所ニ依リ

出張所主管ノ事務ヲ処理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

才五十四條 島廳書記ノ定員ハ其ノ存身判任官ノ定員内ニ於テ
知事ニ之ヲ定ム

島廳書記ハ島司ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ視察其ノ他教育ヲ

南ニシテ事務ヲ從事ス

才五十五條 島廳視察ハ当分ノ内島廳書記ヲシテ之ヲ兼スルハ

島司ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ視察其ノ他教育ニ
從事ス

五〇

沖中十廿年 知事ハ須要ニ依リ島内ニ指ヲヲ置クコトヲ得

指ヲハ判任トス島司・指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

沖中十廿年 本令甲市長トアルハ市制カ有及カハ十二条カ三項ノ

市ノ已長並沖提督・已長所相長トアルハ之ニ準スヘキモノヲ

包含ス

附則

本令公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大日本帝國政府

（一）

大正九年

朕地方官官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正九年九月十三日

内閣總理大臣 原 敬

内務大臣 床次竹二郎

農商務大臣 男爵山本達雄

勅令才三百八十九号(官報九月十四日)

地方官官制中左ノ通改正ス

才一条 府県ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク但シ東京府ニハ警察部長ヲ置カス

知事

勅任

内務部長

奏任

警察部長

奏任

大日本帝國政府

理事官

專任百九十二人

奏任

警視

專任百八十八人

奏任

技師

專任二百六十三人

奏任

視學

專任九十二人

判任

屬

專任二千八百三十四人

判任

警部

專任千六百七十八人

判任

技手

專任千九百人

判任

通訳

專任十三人

判任

警部補

判任

東京府 京都府 大阪府 神奈川縣 兵庫縣 愛知縣 及

福岡縣ニハ前項ノ職員ノ外 警務部長ヲ置ク奏任トス

才一条 大正九年勅令才二百六十二号才一条ノ規定ニ依リ俸給

最低額ヨリ低キ俸給ヲ受ケル技師及技手ニシテ他ノ職

務ニ従事スル者ノ員數ハ主トシテ従事スル職務ノ職員ノ定

附則(官報附則) 第二(二)條

員、外ト入内トシ其、他、職、定、員、外トス

十三条中「通」ニ「專」トシ十九人若若果專任トシテ「各專任一人」ニ「百二十四人」

ヲ「百三十六人」ニ改メ同條中三項ヲ削ル

十一條中「警備」内務部長又「警備部長」ヲ「内務部長、警察

部長、又「産業部長」ニ「知事、内務部長及警察部長」

ヲ「知事、内務部長、警察部長及産業部長」ニ改ム

十四年内務部、部中ノ号、次ニ左、一、号ヲ加ヘ十九号ヲ才十号、才

十号ヲ才十一号トス

九、度量衡ニ関スル事項

同條ニ左、一項ヲ加フ

東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣、及福

岡縣ニハ前項、部、外産業部ヲ置キ内務部、掌ル事項

中農工商森林水産ニ関スル事項及度量衡ニ関スル事項ハ

産業部ヲシニ之ヲ掌ラシム

大日本帝國政府

才十八條、三、東京府ヲ附ク、外若若縣ニ建築監督官ヲ置クコト

ト得

建築監督官ハ理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充テ警察部ニ屬シ

ニ屬シ上官、市ヲ承テ市街地建築物法施行ニ関スル事務

ヲ掌ル

才二十條、二、各府縣ニ工場監督官補ヲ置ク

工場監督官補ハ屬又ハ技師ヲ以テ之ニ充テ警察部ニ屬シ

上官、市街地建築物法施行ニ関スル事務ヲ掌ル

才二十五條、三、各府縣ニ建築監督官補ヲ置クコト得

建築監督官補ハ屬又ハ技師ヲ以テ之ニ充テ警察部ニ屬シ

上官、指揮ヲ承テ市街地建築物法施行ニ関スル事務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則ニ關スル規定ハ本令ニ附シテ之ヲ施行ス

大正十三年

朕地方官官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名銜璽

攝政名

大正十三年六月三日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

内務大臣 濱口雄幸

勅令才百四十七号(官報六月四日)

地方官官制

才一条 府県ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

知事

勅任

書記官

奏任

地方軍務官

專任四百十六人 奏任

地方警視

專任百九十八人 奏任

大日本帝國政府

地方小作官

專任二千四百人 奏任

地方技師

專任三百七十六人 奏任

視學

專任七十六人 判任

屬

專任二千二百四十八人 判任

警部

專任千三百四十七人 判任

小作官補

專任三十二人 判任

技師

專任九百八十三人 判任

通訳

專任十四人 判任

警部補

判任

書記官ハ東京府ニ在リテハ專任一人 其他ノ府県ニ在リテハ

各專任三人ヲ以テ定員トス

警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ受テ知事ノ之ヲ定ム

才ニ条 前条ノ定員外ニ於テ府県ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

コトヲ得

視察 專任三百五十人以内 判任

屬 專任三千七百人以上 判任

才三條 知事、書記官及警部補ヲ除キ、升才一條、職員

此ニ前條職員、各府縣内、定員ハ内務大臣之ヲ定ム

才四條 大正九年勅令才二百六十二号才一條、規定ニ依リ俸給

最低額ヨリ低キ俸給ヲ受ケル地方技師及技手ニシテ他ノ職

務ニ従事スル者、員數ハ主トシテ、従事スル職務、職員ノ

定員ノ内トシ其、他ノ職員、定員、升トス

才五條 知事ハ内務大臣、指揮監督ヲ承ケ、各省、主務ニ付テ

ハ、各省大臣、指揮監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ、部

内、行政事務ヲ管理ス

才六條 知事ハ部内、行政事務ニ付其、職權又ハ特別、兼任ニ依リ

管內一般又ハ其一部ニ府縣令ヲ發スルコトヲ得

才七條 知事ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警

護、為兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移附シテ出兵ヲ

請フコトヲ得但シ東京府知事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

才八條 知事ハ所部、官吏ヲ指揮監督シ委任官、功過

ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下、進退ハ之ヲ行フ

東京府知事ハ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ警察署長ヲ

指揮監督ス

才九條 知事ハ支庁長又ハ警察署長、知令ニシテ成規ニ

遵ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ

其ノ知令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

知事ハ行政事務ニ付其ノ部内、市町村長ヲ指揮監督

シ其ノ知令ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

才十條 知事事故アリトキハ官等ノ順序ニ從ヒ書記官其ノ

職務ヲ代理ス
知事及書記官共ニ事故アリトキハ内務大臣ニ諮テ他ノ

新上ノ官制規程(一) 一〇七(一)

高等官一人ヲシテ知事、職務ヲ代理セシム
知事ハ府県、官吏ヲシテ其、事務、一部ヲ臨時代理セ
シムコトヲ得

才十一條 知事ハ其、職權ニ屬スル事務、一部ヲ支庁長、警
察署長又ハ市町村長ニ委任スルコトヲ得
才十二條 若知事ハ知事官房及左、三部ヲ置ク但シ東
京府ハ警察部ヲ置カス

内務部

警務部

警察部

才十三條 知事官房ニ於テハ左、事務ヲ掌ル
一 官吏、進退及身命ニ關スル事項
二 文書、往復及記録編纂ニ關スル事項
三 官印府県印、管守ニ關スル事項

大日本帝國政府

四 褒賞ニ關スル事項

五 統計ニ關スル事項

才十四條 内務部ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

- 一 議員選舉ニ關スル事項
- 二 府県、行政ニ關スル事項
- 三 市町村其他公共団体、行政、監督ニ關スル事項
- 四 合計ニ關スル事項
- 五 土木ニ關スル事項
- 六 土地收用ニ關スル事項
- 七 水陸運輸ニ關スル事項
- 八 水面埋立ニ關スル事項
- 九 農工商森林水産ニ關スル事項
- 十 小作争議調停ニ關スル事項
- 十一 度量衡ニ關スル事項

抄上ノ部ニ掲げし
一五五

十二、他、主管ニ屬セザル事項
才十五条 事務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、教育事務ニ關スル事項

二、社寺及宗教ニ關スル事項

三、兵隊ニ關スル事項

四、社会事業ニ關スル事項

五、史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

才十六条

東京府、事務部ニ於テハ前項ノ外衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

才十七条 警務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、警務ニ關スル事項

二、衛生ニ關スル事項

三、工場法施行ニ關スル事項

四、鉱業及砂金業以外ノ事業ニ於テハ工業労働者最低年令

四 大日本帝國政府

法施行ニ關スル事項

五、労働會議調停ニ關スル事項

才十七条 内務大臣ノ須要ニ依リ府県ヲ指定シテ土木部、産業

部又ハ衛生部ヲ置クコトヲ得

才十八条 於テハ才十四条才十五号乃至才十八号、事務ヲ掌ル

産業部ニ於テハ才十四条才十五号乃至才十八号、事務ヲ掌ル

衛生部ニ於テハ前項才十五号、事務ヲ掌ル

才十九条 又ハ産業部ヲ置ク府県ニ於テハ知事ハ才十三条

才二十号乃至才二十五号、事務ヲ掌ル又ハ全部ヲ内務部ニ於テ

掌ラシムコトヲ得

才十八条 部ニ部長ヲ置ク内務部、事務部、及警務部、

在リテ人書記官ヲ以テ、土木部、産業部及衛生部ニ在リ

テ人書記官又ハ地方官ヲ以テシテ之ニ充テ

部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下一官吏ヲ指揮監督ス所部事務

才十七條ニ關スル事項

ヲ掌理ス

第十九条 部長事故了トスハ知事ニ於テ府員官吏一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第二十條 警務部長ハ警務事務ヲ執行ニ関シ知事ノ命ヲ承ケテ地方警視警部警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十一條 知事ハ知事官房及各部ニ分課ヲ設ケルコトヲ得

第二十二條 地方事務官ハ上官ノ命ヲ承テ事務ヲ分掌ス

ル警務署ノ署長ト為リ上官ヲ指揮ヲ承ケ其ノ部署ノ事務ヲ掌理ス

警務部ニ屬スル地方警視ハ警務事務ヲ執行ニ関シ上官ノ指揮ヲ承ケ警部警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 地方小作官ハ上官ノ命ヲ承テ小作會議調停ニ関スル事務ヲ掌ル

大日本帝國政府

第二十五條 地方技師ハ上官ノ命ヲ承テ技術ヲ掌ル

第二十六條 視察ハ上官ヲ指揮ヲ承ケ考査視察其他教育ニ関スル職務ニ従事ス

第二十七條 屬ハ上官ヲ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十八條 警部ハ上官ヲ指揮ヲ承ケ警務衛生防疫及召集ニ関スル事務ヲ分掌シ部下警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 小作官補ハ上官ヲ指揮ヲ承テ小作會議調停ニ関スル事務ニ従事ス

第三十條 技師ハ上官ヲ指揮ヲ承テ技術ニ従事ス

第三十一條 通譯ハ上官ヲ指揮ヲ承ケ翻譯通譯ニ従事ス

第三十二條 警部補ハ上官ヲ指揮ヲ承ケ警務衛生防疫及召集ニ関スル事務ニ従事ス

第三十三條 各官員ニ工業組合監督官及工業組合監督官補ヲ置クコトヲ得

工業組合監督官ハ地方事務官又ハ地方技師ヲ以テ、工業組合
監督官補ハ馬又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ上官、命ヲ承テ重要
輸出品工業組合法施行ニ因スル事務ニ従事ス。

才三十四条 各府県ニ視察官ヲ置テ事務部長タル書記官ヲ以テ之ニ
充ツ

視察官ハ知事、命ヲ承テ専ラ視察ヲ掌ル

才三十五条 東京府ヲ除ク、外各府県ニ工場監督官及工場監督官補
ヲ置クコトヲ得。

工場監督官ハ地方事務官又ハ地方技師ヲ以テ、工場監督
官補ハ馬又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ上官、命ヲ承テ工場法施行
ニ關シテ監督及助成業以外、事務ニ從テハ工業労働者最
低年令法施行ニ因スル事務ニ従事ス。

才三十六条 東京府ヲ除ク、外各府県ニ建築監督官及建築監
督官補ヲ置クコトヲ得。

大日本帝國政府

建築監督官ハ地方事務官、地方警視又ハ地方技師ヲ以
テ、建築監督官補ハ馬、警部、技師又ハ警部補ヲ
以テ之ニ充ツ警務部ニ屬シ上官、命ヲ承テ市街地建
築物法施行ニ因スル事務ニ従事ス。

才三十七条 東京府ヲ除ク、外各府県ニ調停官及調停官補ヲ置ク
コトヲ得。

調停官ハ地方事務官又ハ地方技師ヲ以テ、調停官補ハ
馬又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ上官、命ヲ承テ労働争議
調停ニ因スル事務ニ従事ス。

才三十八条 大府県ニ監督官一、其ヲ置テ警務部ニ屬スル地方
警視ヲ以テ之ニ充ツ

監督官ハ上官、命ヲ承テ警務事務ノ實現ヲ監督ス。
才三十九条 各府県管内ニ警務署ヲ置テ、其ノ位置、名稱及管轄
区域ハ知事ニテ定ム。

以上、地方官制法ニ依リて

才四十一條 警署署長ハ地方警視ヲ以テ充ツル場合ヲ除キ、他外
警部ヲ以テ充ツル但シ地方ノ状況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ
充ツルコトヲ得。

警署署長ハ上官、指揮ヲ承ケ部内、警務、衛生、徴税
及召集ニ関スル事務(市ニ施シル徴税及召集ニ関スル事務
ヲ除ク)ヲ掌理シ部下、官吏ヲ指揮監督ス。

才四十二條 警署署長ハ徴税及召集ニ関スル事務ニ付部内、
町村長ヲ指揮監督ス。

才四十三條 若名員ニ巡查ヲ置ク判任官、待遇トス
巡查ニ関スル現務ハ内務大臣之ヲ定ム

才四十四條 島地其他交通不便、地ニ府県支庁ヲ置クコトヲ得
其ノ位置、名稱及管轄区域ハ内務大臣之ヲ定ム

知事必要アリト認めルトキハ支庁出張所ヲ置クコトヲ得
才四十五條 支庁長ハ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ知事、指揮

七 大日本帝國政府

監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内、行政事務ヲ
掌理シ部下、官吏ヲ指揮監督ス

支庁出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官、指揮ヲ承ケ
知事、定ムル所ニ依リ出張所主管、事務ヲ処理シ

部下、官吏ヲ指揮監督ス
才四十六條 支庁長ハ行政事務ニ付其ノ部内、町村長ヲ指揮監督ス

才四十七條 支庁長ハ町村長、処分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ
又ハ權限ヲ犯スモノアリト認めルトキハ、其ノ処分ヲ取消シ又停止
スルコトヲ得。

才四十八條 支庁長事故アトキハ、其ノ職務、上席屬其ノ職務ヲ
代理ス。

才四十九條 支庁長ハ其ノ職務、官吏ヲシテ其ノ事務、一部ヲ
臨時代理セシムルコトヲ得

才五十條 市令中市長トシテハ、市制中六條及才八十二條才三項ノ市

以上ニ規定現務ハ、(一)市令

ノ已長ク所村也トアハ之ニ準スヘキモノヲ包合ス。

附則

如令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令才百三十一号及明治四十二年勅令才五十四号

ハ之ヲ廢止ス。

本令施行ノ際現ニ如令ニ依ル職官ニ係ル官ニ在リ休職中ニ在

若シ大正十三年勅令才三百九十六号施行ノ際同令ニ依ル

職官ニ係ル官ニ在リ現ニ休職中ナル者ニ付テハ其ノ休職満期

ニ至ル迄ノ間臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトス

ハ 大日本帝國政府

朕北海道官制中改正、件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

攝政名

大正十五年六月三日

内閣總理大臣 若槻禮次郎

内務大臣 濱口雄幸

勅令百四十六号(官報六月四日)

北海道官制中左、通改正ス

オ一條中「部長 專任四人」ヲ「部長、專任五人」ニ改メ「書記
官 專任一人 奏任」ヲ削ル

オ六条ヲ削リオ七条ヲオ六条トシオニ条乃至オ四条ヲ順次
繰下ゲオ一條、ニヲオニ条トス

オ八条ヲ削リオ九条ヲオ八条トシオ十條ヲオ九条トス

一 大日本帝國政府

オ十條 北海道官制中長官官房及左、五部ヲ置ク

内務部

警務部

土木部

拓殖部

警察部

オ十一條 長官官房ニ於テ一左、事務ヲ掌ル

一 官吏、進退及身分ニ関スル事項

二 文書、往復及記録編纂ニ関スル事項

三 官印、印、管守ニ関スル事項

四 褒賞ニ関スル事項

五 統計ニ関スル事項

オ十二條 内務部ニ於テハ左、事務ヲ掌ル

一 職員選舉ニ関スル事項

(新上り制定規格 一八三×二七七)

- 二 北海道會、北海道參事會及北海道地方費ニ関スル事項
- 三 支庁及市町村其他公共団体ニ関スル事項
- 四 道庁ニ屬スル國庫費、會計ニ関スル事項
- 五 地方費經濟ニ屬スル收支出納ニ関スル事項
- 六 道庁所管、官有財産及物品ニ関スル事項
- 七 地方費經濟ニ屬スル財産及物品ニ関スル事項
- 八 農工商ニ関スル事項
- 九 小作争議調停ニ関スル事項
- 十 水産漁獵ニ関スル事項
- 十一 度量衡ニ関スル事項
- 十二 他事務部ニ屬スル事務ヲ掌ル
- 一 教育、學芸ニ関スル事項
- 二 社寺及宗教ニ関スル事項
- 三 兵事ニ関スル事項
- 四 社会事業ニ関スル事項
- 五 史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項
- 六 木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土木ニ関スル事項
- 二 水陸運輸ニ関スル事項
- 三 水面埋立ニ関スル事項
- 拓殖部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 殖民地ノ選定經畫其他殖民ニ関スル事項
- 二 土地、地力及開墾ニ関スル事項
- 三 地籍ニ関スル事項
- 四 官有地管理ニ関スル事項
- 五 土地收用ニ関スル事項
- 六 森林原野ニ関スル事項

二 大日本帝國政府

折上寸國定規格 51-182 x 257 耗

警察部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 警察ニ関スル事項

二 衛生ニ関スル事項

三 工場法施行ニ関スル事項

四 鉱業及砂 鉱業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低

年令法施行ニ関スル事項

五 労働争議調停ニ関スル事項

才十二条ニ 内務大臣ハ須要ニ依リ北海道ニ産業部ヲ置キ

前条才一項才八号乃至才十一号ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

才十五条中「及衛生」ヲ削ル

才十五条ノ二ヲ削ル

才十六条才一項中「書記官」ヲ「學務部長」ニ才二項ヲ左ノ

如ク改ム

視察官ハ長官命ヲ掌テ軍事視察ヲ掌ル

三、大日本帝國政府

才二十四条ノ二中「内務部」屬シテ削ル

才二十五条 長官ハ長官官房及各部ニ分課ヲ設ケルコトヲ得

才二十九条ノ五中「内務部」屬シテ削ル

才三十四条 北海道ノ管内ニ警察署ヲ置ク其ノ位置、名稱及

管轄區域ハ長官之ヲ定ム

才三十五条 警察署長ハ警視ヲ以テ充ツル場合ヲ除クノ外

警察部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ

之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生

事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(折上ノ國定規條第一八二ニシテ註)

種々 生産業 概 西々

昭和十五年度調査ニ依リ

業 別	生 産 額	主 要 産 物	備 考
農 産 物	八、〇三三、六九八	農産物全般	耕地面積二五、〇〇〇ヘクタール (米、小麦、大豆、雑穀等) 家畜飼育頭数一、二〇〇、〇〇〇頭
林 産 物	六、〇五七、四九七	木材、木炭	伐採面積一〇、〇〇〇ヘクタール
畜 産 物	四、九七一、八五五	肉用牛、乳牛	飼育頭数二七、〇〇〇頭
水 産 物	四、七一一、八七六	魚類、海産物	漁業人口一、五〇〇人
鉱 産 物	七、〇四一、〇〇〇	石炭、金属	採掘量一〇、〇〇〇トン
工 産 物	二、〇七四、九〇〇	織物、紙類	
計	四、〇一六、五九二		

備考
 一、人口 四、〇〇、〇〇〇人
 二、総面積 三、六〇九、〇〇〇ヘクタール (うち、耕地一、五〇〇、〇〇〇ヘクタール)
 三、昭和十五年国勢調査より、四、〇一六、五九二、八一九

大日本帝國政府

(按: 上掲表は規格外一八二×二七七紙)

(岐阜 阜 縣)

總務課

- 一 經濟部各課ノ事務調査ニ關スル事項
- 二 産業行政ノ綜合的運営ニ關スル事項
- 三 金融ニ關スル事項
- 四 國土計畫及鑛業ニ關スル事項
- 五 主要食糧ノ管理ニ關スル事項
- 六 食品ノ配給及價格統制ニ關スル事項
- 七 讓渡ニ關スル事項
- 八 農山村更生計畫ニ關スル事項
- 九 農地ノ管理及農地價格ノ統制ニ關スル事項
- 十 農業者市街地信用組合ノ指導監督ニ關スル事項
- 十一 負債整理及處理ニ關スル事項
- 十二 農業者保險ニ關スル事項
- 十三 副業及農村工業ニ關スル事項
- 十四 經濟部他課ノ主管ニ屬セザル事項

農務課

- 一 供御新穀獻納ニ關スル事項
- 二 農産物ノ改良増殖ニ關スル事項
- 三 農地ニ關スル事項
- 四 小作爭議調停ニ關スル事項
- 五 肥料ノ生産、配給統制及取締ニ關スル事項
- 六 農林水産用資材及飼料ノ配給ニ關スル事項
- 七 畜産及漁事ニ關スル事項
- 八 病害蟲防除、獸疫防及家畜衛生ニ關スル事項
- 九 家畜保險ニ關スル事項
- 十 主管取扱物資ノ價格統制ニ關スル事項
- 十一 企業整備ニ關スル事項
- 十二 中小商工業團體及應召者、轉廢業者等保護ニ關スル事項
- 十三 商工業團體ノ指導監督ニ關スル事項
- 十四 統制工業ニ關スル事項

山林課

- 一 森林原野ニ關スル事項
- 二 木材及薪炭ニ關スル事項
- 三 公有林野及社寺有林野處分ニ關スル事項
- 四 主管取扱物資ノ價格統制ニ關スル事項

土木課

- 一 物資(他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)ノ配給統制ニ關スル事項
- 二 主管取扱物資ノ價格統制及一般物價ニ關スル事項
- 三 工業ニ關スル製造、加工、使用、規格、讓渡、設備等ノ制限ニ關スル事項
- 四 廢品回収及資材ノ特別供出ニ關スル事項
- 五 船舶ニ關スル事項
- 六 度量衡ニ關スル事項
- 七 耕地課
- 八 耕地整理事業ニ關スル事項
- 九 農業水利事業ニ關スル事項
- 十 關整並耕地改良事業ニ關スル事項
- 十一 蠶絲課
- 十二 蠶絲ニ關スル事項
- 十三 主管取扱物資ノ價格統制ニ關スル事項

- 一 道路ニ關スル事項
- 二 河川及砂防ニ關スル事項
- 三 港灣及運河ニ關スル事項
- 四 公有水面埋立ニ關スル事項
- 五 上下水道ニ關スル事項
- 六 土地收用ニ關スル事項
- 七 國有財産ニ關スル事項
- 八 官民地境界査定ニ關スル事項
- 九 水陸運輸施設ニ關スル事項
- 十 都市計畫及都市計畫事業ニ關スル事項
- 十一 防空土木及水利ニ關スル事項

經濟部 (袖奈川縣)

農務課

- 一 賦税ニ関スル事項
- 二 農産増進、指導ト農業保險ニ関スル事項
- 三 農山漁村振興対策ニ関スル事項
- 四 肥料ニ関スル事項
- 五 農畜産業組合等各種農業組合及茶業組合ニ関スル事項
- 六 農地開墾及農地等ノ管理ニ関スル事項
- 七 畜産ノ指導取締ト家畜保險ニ関スル事項
- 八 屠場、畜舎、籠檻及北製場等ニ家畜傳染病豫防ニ関スル事項
- 九 移入原皮及内地産漁皮、集荷並ニ販賣ニ関スル事項
- 十 農事試験場、食糧検査所、種畜場ニ関スル事項

食料課

- 一 米麥等主要食料ノ供給調整及其、他各種食料品ニ関スル事項
- 二 市町村、食料供給計畫ニ関スル事項
- 三 食料ニ関スル市場、商業組合、工業組合其、他

經濟規制課

- 一 土地、建物、物品等ノ價格ニ関スル事項
- 二 燃料、配給ニ関スル事項
- 三 工作機械、重要機械、自動車及動力機械等ノ供給調整ニ関スル事項
- 四 地租ノ主管ニ屬セザル物資ノ配給及統制ニ関スル事項

耕地課

- 一 耕地擴張改良ニ関スル事項
- 二 農業水利施設ニ関スル事項

森林課

- 一 公有、私有、私有林野ニ関スル事項
- 二 森林ノ保護ト其ノ施設ニ関スル事項
- 三 林産物ノ生産貯蔵検査及運搬ニ関スル事項
- 四 森林育林、森林造林及苗圃ニ関スル事項
- 五 薪炭ニ関スル事項
- 六 狩獵ニ関スル事項
- 七 森林組合、森林組合、合會其、他林産關係團體及其ノ共進會、協評會ニ関スル事項
- 八 丹澤敷園景及湖沼敷園景施設ニ関スル事項

食料團體ニ関スル事項

纖維課

- 一 蠶絲、蠶業其、他一般纖維及蠶絲、蠶業並ニ纖維關係各種組合ニ関スル事項
- 二 纖維工業設備ニ関スル事項
- 三 蠶業試験場、蠶業取締所、繭檢定所、繭物指導所及纖維工業指導所ニ関スル事項

商工課

- 一 商業及工業ニ関スル各種組合及其ノ他ノ團體等ニ関スル事項
- 二 商工業ノ振興ト統制ニ関スル事項
- 三 金融及金融機關ニ関スル事項
- 四 運輸交通ニ関スル事項
- 五 木粉ノ製造並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ関スル事項
- 六 度量衡ニ関スル事項
- 七 鐵道輸入税免除ニ関スル事項
- 八 輸出絹織物精練染色取締ニ関スル事項
- 九 中小商工業者ノ保護施設ニ関スル事項
- 十 金屬工業指導所、工藝指導所ニ関スル事項

水産課

- 一 水産ノ保護奨励ト水産會、漁業組合等ニ関スル事項
- 二 漁業取締ト漁業權ニ関スル件
- 三 漁船ト取締船ニ関スル件
- 四 水産試験場、水産講習所、淡水増殖指導所、淡水増殖指導所ニ関スル事項

交易課

- 一 交易振興ニ関スル事項
- 二 交易營業其、他交易團體ニ関スル事項
- 三 輸出品ノ指導奨励並ニ輸出品原材料ノ斡放配給ニ関スル事項
- 四 輸移出入交流物資ノ保管倉庫並ニ運輸ニ関スル事項
- 五 其、他交易上必要ナル事項

（東京都）
經濟局
總務課

- 一 經濟政策一般ノ調査審議ニ關スル事項
 - 二 生産増強方策ニ關スル事項
 - 三 水船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
 - 四 物價統制ニ關スル事項
 - 五 發明奨励ニ關スル事項
 - 六 局内地課ノ主管ニ屬セザル事項
- 商工課
- 一 商業及工業ニ關スル事項
 - 二 商工組合、市街地信用組合其ノ他商工、經濟團體ニ關スル事項
 - 三 企業許可及企業整備ニ關スル事項
 - 四 度量衡ニ關スル事項
- 農務課
- 一 農業ニ關スル事項
 - 二 小作關係其ノ他農地利用關係ノ爭議調停ニ關スル事項
 - 三 水産ニ關スル事項
 - 四 畜産ニ關スル事項

- 五 鑛務ニ關スル事項
 - 六 獸醫衛生ニ關スル事項
 - 七 耕地整理其ノ他耕地ニ關スル事項
- 林務課
- 一 森林治水ニ關スル事項
 - 二 林道ニ關スル事項
 - 三 木材ノ生産及配給統制ニ關スル事項
 - 四 薪炭ノ生産及配給統制ニ關スル事項
- 食料課
- 一 米穀ノ集荷及配給統制ニ關スル事項
 - 二 生鮮食料品ノ集荷及配給統制ニ關スル事項
 - 三 其ノ他ノ食料品ノ集荷及配給統制ニ關スル事項
 - 四 中央卸賣市場ニ關スル事項
- 資材課
- 一 金屬及其ノ製品ノ配給統制ニ關スル事項
 - 二 化學製品及燃料ノ配給統制ニ關スル事項
 - 三 鐵罐製品ノ配給統制ニ關スル事項
 - 四 其ノ他日用品ノ配給統制ニ關スル事項
- 庶務課
- 一 物件ノ購入、工事、運送其ノ他ノ契約ニ關スル事項

- 一 事業用地ノ取得及交換ニ關スル事項
 - 二 公共用財産ニ關スル事項
 - 三 土地收用ニ關スル事項
 - 四 局内地課ノ主管ニ屬セザル事項
 - 五 局内地課ノ主管ニ屬セザル事項
- 都市計畫課
- 一 都市計畫ニ關スル事項
- 公園綠地課
- 一 公園及綠地等ノ開スル事項
 - 二 墓地及葬祭施設ノ管理經營ニ關スル事項
- 道路課
- 一 道路及橋梁ニ關スル事項
 - 二 防空土木施設ニ關スル事項
- 河川課
- 一 河川及砂防ニ關スル事項

(靜岡縣)

經濟部

農産課

- 一 供銷折數款約ニ關スル事項
- 二 農事ニ關スル事項
- 三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項
- 四 農産保險、米穀保險ニ關スル事項
- 五 肥料ノ検査及取締ニ關スル事項
- 六 農産肥料ニ關スル事項
- 七 茶業ニ關スル事項
- 八 畜産ニ關スル事項
- 九 獸醫及蹄鐵工ニ關スル事項
- 一〇 獸畜傳染病(狂犬病ヲ除ク)及畜牛結核預防ニ關スル事項
- 一一 副業ニ關スル事項
- 一二 農山打經濟更生計畫對立及指導ニ關スル事項
- 一三 肥料、農具等農用資材ノ配給ニ關スル事項
- 一四 新市開拓團體ニ關スル事項
- 一五 農事試驗場、茶業試驗場、柑橘試驗場、種畜場、農會技術員養成所及修練農場ニ關スル事項
- 一六 都内他縣ノ主管ニ屬セザル事項ニ關スル事項

農政課

- 一 米穀及米穀ノ存貯配給ニ關スル事項

商工課

- 一 商工業及交易ノ改善發達ニ關スル事項
- 二 麥粉及糖麥ノ配給ニ關スル事項
- 三 麵類其ノ他代用食糧ノ配給ニ關スル事項
- 四 調味食糧品及罐頭品ノ配給ニ關スル事項
- 五 青果物ノ集荷配給ニ關スル事項
- 六 生鮮食料品(水産物ヲ除ク)畜産品及食用油ノ配給ニ關スル事項
- 七 米穀、麥類等ノ生産費、賣收高、移動費、消費高及現在高調査ニ關スル事項
- 八 食糧管理ニ關スル事項
- 九 農産物ノ販賣改善ニ關スル事項
- 一〇 農會ニ關スル事項
- 一一 農會、産業組合其ノ他農産関係團體ニ關スル事項(獨ニ關スルモノヲ除ク)
- 一二 市街地協同組合ニ關スル事項
- 一三 農産物、飲食料品及農具專用物品關係ノ商業組合ニ關スル事項
- 一四 農産物及飲食料品關係ノ工業組合ニ關スル事項
- 一五 農産物及飲食料品ノ配給統制市合團體ニ關スル事項
- 一六 農産倉庫ニ關スル事項
- 一七 農村負債整理ニ關スル事項
- 一八 産業組合商會所ニ關スル事項
- 一九 食糧共、化産産物、検査ニ關スル事項

- 二 商工組合(商工組合法第九十一條第二項ノ規定ニ依リ存続スル商業組合及工業組合ヲ含ム)貿易組合其ノ他商工業團體ニ關スル事項(他課ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)
- 三 中小商工業企業整備ニ關スル事項
- 四 企業許可ニ關スル事項
- 五 金融改善ニ關スル事項
- 六 商工經濟會、取引所及市場(公設市場ヲ除ク)ニ關スル事項
- 七 百貨店及行賈並ニ業ニ關スル事項
- 八 重要工業品及貨物ノ取締ニ關スル事項
- 九 機械設備制限ニ關スル事項
- 一〇 代用品工業ノ振興ニ關スル事項
- 一一 地方統制工業ニ關スル事項
- 一二 發明ノ奨励及工業能率ニ關スル事項
- 一三 農産物ニ關スル事項
- 一四 鑛業ニ關スル事項
- 一五 鑛道ニ關スル事項
- 一六 工業試驗場、機械工業養成所及工作機械檢査所ニ關スル事項
- 一七 一般物資ノ配給及消費ノ統制ニ關スル事項
- 一八 一般物資ノ使用制限及販賣制限ニ關スル事項
- 一九 價格統制ニ關スル事項
- 二〇 廢品回収ニ關スル事項(金屬類ノ回收ヲ除ク)

水産課

- 一 水産ノ指導奨励及調査ニ關スル事項
- 二 漁業權、漁業登録及許可漁業ニ關スル事項
- 三 漁業取締ニ關スル事項
- 四 輸出水産物取締ニ關スル事項
- 五 漁船、船溜及船揚場ニ關スル事項
- 六 船舶ニ關スル事項
- 七 通信及航路標識ニ關スル事項
- 八 漁船保險ニ關スル事項
- 九 漁船用石油消費規正ニ關スル事項
- 一〇 水産専用資材ノ配給ニ關スル事項
- 一一 水産物ノ集荷及配給ノ統制ニ關スル事項
- 一二 水産團體ニ關スル事項
- 一三 魚市場ニ關スル事項
- 一四 食糧検査ニ關スル事項

山林課

- 一 林業ニ關スル事項
- 二 營林ノ指導監督ニ關スル事項
- 三 造林ニ關スル事項
- 四 森林火災保險ニ關スル事項
- 五 保安林及產林制限ニ關スル事項
- 六 荒廢林地復舊及災害防止林業施設ニ關スル事項
- 七 林産物検査ニ關スル事項
- 八 林業専用資材ニ關スル事項
- 九 林業團體ニ關スル事項

- 一 山英研究等ニ關スル事項
 - 二 蠶桑ニ關スル事項
 - 三 養蠶ニ關スル事項
 - 四 蠶種ニ關スル事項
 - 五 産繭處理ニ關スル事項
 - 六 製絲ニ關スル事項
 - 七 製絲業共同施設ニ關スル事項
 - 八 糸筒検査ニ關スル事項
 - 九 製絲業團體ニ關スル事項
 - 一〇 製絲試驗場設置及研究所設置等ニ關スル事項
- 耕 地 課
- 一 新地整理等、他耕地ニ關スル事項
 - 二 農業水利ニ關スル事項
 - 三 湖池助成ニ關スル事項
 - 四 土地利用ニ關スル事項
 - 五 用水排水幹線改良ニ關スル事項
 - 六 開墾地移住奨励ニ關スル事項
 - 七 耕地用機械、利用奨励ニ關スル事項
 - 八 耕地用公共施設ノ新設及改良ニ關スル事項
 - 九 農業道路ノ新設及改良ニ關スル事項
 - 一〇 暗渠排水及床締客上ニ關スル事項

裏面白紙

(北海道廳)

經濟部

農政課

- 一 農政院、企畫及調査ニ關スル事項
- 二 農業指導獎勵ニ關スル事項
- 三 農業生産統制ニ關スル事項
- 四 肥料ニ關スル事項
- 五 耕地防風林ニ關スル事項
- 六 農業勞力ノ調整ニ關スル事項
- 七 農業具、指導獎勵ニ關スル事項
- 八 農地調整及小作爭議調停ニ關スル事項
- 九 自作農制維持ニ關スル事項
- 十 民有水墾地開發資金ニ關スル事項
- 十一 農山漁村ノ金融及負債整理ニ關スル事項
- 十二 農業保險ニ關スル事項
- 十三 農村工業及農業加工獎勵ニ關スル事項
- 十四 牛、小牧畜及家畜ノ改良増産ニ關スル事項
- 十五 酪農獎勵ニ關スル事項
- 十六 養蠶、前産組合(産馬畜産組合ヲ除ク)其ノ他農業團體ニ關スル事項
- 十七 産業組合(市街地信用組合ヲ除ク)及農會倉庫

馬政課

- 一 馬匹ノ改良増産ニ關スル事項
- 二 種馬統制ニ關スル事項
- 三 運馬資源保護法ニ關スル事項
- 四 家畜市場ニ關スル事項
- 五 家畜運送保護法ノ他家畜衛生ニ關スル事項
- 六 家畜保險ニ關スル事項
- 七 馬糞ニ關スル事項
- 八 牛馬畜ノ免許ニ關スル事項
- 九 獸醫師及牧師ノ免許ニ關スル事項
- 十 競馬ニ關スル事項
- 十一 牧野ニ關スル事項
- 十二 産馬畜産組合ニ關スル事項

水産課

- 一 水産ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 二 水産動物物ノ養殖保護ニ關スル事項
- 三 漁業權ニ關スル處分及登録ニ關スル事項
- 四 漁業取締ニ關スル事項

- 三 水産製品ノ取締ニ關スル事項
- 六 漁場調査ニ關スル事項
- 七 水産會、水産組合、漁業組合、漁船保險組合其ノ他水産團體ニ關スル事項
- 八 漁船保險ニ關スル事項
- 九 水産試験場、水産試験場及

食糧課

- 一 食糧及食品ノ供給調整ニ關スル事項
- 二 飼料ノ供給調整ニ關スル事項
- 三 食糧食品及飼料ノ供給調整ニ伴フ機械、整備ニ關スル事項
- 四 食生活ノ指導ニ關スル事項
- 五 運荷届ノ提出ニ關スル事項
- 六 食糧検査所、食糧研究所及食糧管理團ニ關スル事項

資材課

- 一 資材ノ供給調整ニ關スル事項
- 二 資材ノ供給調整ニ伴フ機械、整備ニ關スル事項
- 三 工業及鑛業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 四 工業品ノ検査及検査ノ監督ニ關スル事項
- 五 協力工業ノ受託業務ニ關スル事項

- 六 農町考察、工業意匠及圖案ニ關スル事項
- 七 資源(金、海鹽ヲ除ク)、一般國水ニ關スル事項
- 八 工業試験場及度量衡器檢定所ニ關スル事項

經濟指導課

- 一 中小商工業再編成ニ關スル事項
- 二 配給機構ノ綜合的整備ニ關スル事項
- 三 企業許可及整備ニ關スル事項
- 四 國民生活金庫ノ利用ニ關スル事項
- 五 中小商工業者ノ統括振興ニ關スル事項
- 六 價格統制ニ關スル事項
- 七 倉庫等製造販賣制度ニ關スル事項
- 八 貿易ニ關スル事項
- 九 經濟事情ノ調査及物産販路擴張ニ關スル事項
- 十 物資輸送ノ連絡ニ關スル事項
- 十一 銀行業、無票業、市街地信用組合、信託業其ノ他金融ニ關スル事項
- 十二 倉庫業、販賣業及百貨店ニ關スル事項
- 十三 商業組合、工業組合、酒造組合、商工會議所其ノ他商工團體及商工業ニ關スル法人ノ一般指導ニ關スル事項
- 十四 博覽會、共進會、展覽會及見本市ニ關スル事項

十五 經濟指導所ニ關スル事項
十六 商工業ニ關シ他課ノ主管ニ當セザル事項

水 船 課

- 一 水船ノ製造及修繕ニ關スル事項
- 二 水船ノ製造及修繕ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 三 水船ノ製造及修繕ニ關スル事業ノ監督及助成ニ關スル事項
- 四 水船ノ製造及修繕ニ關スル船舶台共、汽、蒸機ノ監督ニ關スル事項
- 五 水船ノ製造及修繕ニ關シ関係施設トノ建設ニ關スル事項

振 興 部

道 路 課

- 一 部内豫算、整理ニ關スル事項
- 二 土木法規ノ運用ニ關スル事項
- 三 道路及其ノ附屬物ニ關スル事項
- 四 鐵道、軌道及索道ニ關スル事項
- 五 自動車道事業ニ關スル事項
- 六 航空事業ニ關スル事項
- 七 驛道ニ關スル事項

- 一 港官ニ關スル事項
 - 二 埠頭及航橋ニ關スル事項
 - 三 航路標識ニ關スル事項
 - 四 船舶ニ關スル事項
 - 五 命令船路ニ關スル事項
 - 六 海面ノ使用、埋之及埋積ニ關スル事項
 - 七 築港事務所及土木建築所ノ港務ニ關スル事項
- 土地改良課
- 一 排水施設ニ關スル事項
 - 二 灌溉施設ニ關スル事項
 - 三 耕地整理ニ關スル事項
 - 四 地方愛用産地改良ニ關スル事項
 - 五 勸業資金ニ關スル事項
 - 六 民有未墾地開墾ニ關スル事項
 - 七 特殊原野開墾ニ關スル事項
 - 八 開墾助成ニ關スル事項
 - 九 造田及客土開墾ニ關スル事項
 - 十 土木建築所ノ土地改良ニ關スル事項
- 土地組合課
- 一 土地組合ノ指導監督ニ關スル事項
 - 二 土地組合地區内農地更生ニ關スル事項

八 郵便、電信及電話ニ關スル事項
九 旅費計算ニ要スル距離證明ニ關スル事項

河 川 課

- 十 都市計畫ニ關スル事項
- 十一 都市計畫地方委員會ニ關スル事項
- 十二 都市公園施設ニ關スル事項
- 十三 土不現業所ノ道路ニ關スル事項
- 十四 土木試驗所ニ關スル事項
- 十五 防空計畫ニ基ク貯水構、防空壕共、他防空土木施設ニ關スル事項
- 十六 道路、河川、港灣等、公共土木施設ノ防衛及二應急修繕ニ關スル事項
- 十七 北海道臨時建設事務所ニ關スル事項
- 十八 都市計畫、監督ニ關シタル事項

- 一 河川及其ノ附屬物ニ關スル事項
 - 二 水利ニ關スル事項
 - 三 運河ニ關スル事項
 - 四 池沼、堰之及浚渫ニ關スル事項
 - 五 上下水道ニ關スル事項
 - 六 治水事務所土木建築所、河、ニ關スル事項
- 港 灣 課
- 一 埠頭及航橋ニ關スル事項
 - 二 航路標識ニ關スル事項
 - 三 船舶ニ關スル事項
 - 四 命令船路ニ關スル事項
 - 五 海面ノ使用、埋之及埋積ニ關スル事項
 - 六 築港事務所及土木建築所ノ港務ニ關スル事項
 - 七 埠頭及航橋ニ關スル事項
 - 八 土地改良ニ關スル事項
 - 九 土地整理ニ關スル事項
 - 十 陸地測量所ニ關スル事項
 - 十一 鐵道及八秒線業出願ニ關スル事項
 - 十二 拓殖實習場及拓殖館ニ關スル事項
- 林 政 課
- 一 森林法規ノ運用ニ關スル事項
 - 二 森林司法警察、許願、許給其ノ他申請ニ關スル事項
 - 三 國有及地方所有林野管理保護ニ關スル事項
 - 四 森林統計ニ關スル事項
 - 五 森林火災保險及森林防火ニ關スル事項

六 林業ニ關スル商業組合其ノ他林業關係ニ關スル事項

七 一般公私有林ニ關スル事項

八 森林組合ニ關スル事項

九 林業ノ主要設備ニ關スル事項

十 水災ノ救済ニ關スル事項

十一 地方森林會ニ關スル事項

十二 保安林ニ關スル事項

十三 森林事務ノ建設體制ニ關スル事項

十四 北海道森林管理委員會共ニ關スル事項

十五 森林改良 林業試驗所ノ設置及檢査計、林業官制改訂及林業試験場ニ關スル事項

森林規畫課

一 森林ノ綜合的計畫ニ關スル事項

二 國有及地方所有林野ノ產物計畫並樹立地ニ關スル事項

三 國有及地方所有林野ノ解除、進入、處分及境界測定ニ關スル事項

四 國有及地方所有林野ニ關スル墾殖圖簿ノ整理保管ニ關スル事項

五 國立公園及道立公園ニ關スル事項

六 國有及地方所有林野ノ調査並ニ事業計畫ニシテ部内他課ノ主管ニ屬セザル事項

造林課

一 國有及地方所有林野ノ造林及歩道ニ關スル事項

二 山林墾植ニ關スル事項

三 林業試驗ニ關スル事項

四 森林ニ對スル天然災害防除ニ關スル事項

林産課

一 國有及地方所有林野ノ產物、製法及官行研究ニ關スル事項

二 木材貯蔵及製材業ニ關スル事項

三 用肥ノ生産供給ニ關スル事項

四 用材ノ檢査ニ關スル事項

五 森林土木事業ニ關スル事項

(樺太廳)

(一) 經濟部ニ左ノ九課ヲ置ク

商工課

勸業課

農務課

農政課

林務課

礦務課

水産課

電氣課

土木課

(一) 商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 金融及保險ニ關スル事項
- 二 貿易及商標ニ關スル事項
- 三 度量衡ニ關スル事項
- 四 物價統制ニ關スル事項
- 五 商業振興運動ニ關スル事項
- 六 其ノ他商工業ニ關スル事項
- 七 採木局株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 八 部中地課ノ主管ニ係セザル事項

(一) 勸業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 物資供給ノ基本計畫ニ關スル事項
- 二 物資ノ配給及割當ニ關スル事項
- 三 樺太食糧管理ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 開墾ニ關スル事項
- 五 土地及土産ノ改良ニ關スル事項
- 六 農作物ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 七 農産加工獎勵ニ關スル事項
- 八 農機具ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 九 農業道路ニ關スル事項
- 十 畜産ニ關スル事項
- 十一 農畜産物ノ検査ニ關スル事項
- 十二 獸醫師及獣醫師ニ關スル事項
- 十三 獸醫ニ關スル事項
- 十四 農政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農政課ノ企画及調査ニ關スル事項
- 二 開拓地ノ選定及割當ニ關スル事項
- 三 農業生産統制ニ關スル事項

(一) 農務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 二 國有未開地ノ管理及処分ニ關スル事項
- 三 地籍ニ關スル事項
- 四 農村金融改善ニ關スル事項
- 五 農會會其ノ他農業團體ノ監督ニ關スル事項
- 六 臨時農地等管理令其ノ他農事ニ關スル國家總動員法ノ施行ニ關スル事項
- 七 農村中堅人物ノ養成及訓練ニ關スル事項
- 八 農業經營ノ改善ニ關スル事項
- 九 農業政策ニ關スル事項

(一) 林務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國有森林原野ノ管理處分及保護ニ關スル事項
- 二 國有林野ノ植業計畫ニ關スル事項
- 三 造林及新伐ニ關スル事項
- 四 保樹及防火ニ關スル事項
- 五 木材ノ採割及貯蔵ノ生産及配給ニ關スル事項
- 六 木材ノ製造及修繕等ニ關スル事項
- 七 開墾ニ關スル事項
- 八 礦業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 礦業及砂鐵業ニ關スル事項
- 二 礦物及地質ノ調査ニ關スル事項
- 三 人造石及製造事業ニ關スル事項
- 四 礦業警察ニ關スル事項

(一) 水産課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水産課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 二 水産物ニ關スル事項
- 三 水産動植物ノ繁殖保護ニ關スル事項
- 四 水産園圃ニ關スル事項
- 五 電氣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 電氣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 二 電力供給令施行ニ關スル事項
- 三 電氣統制令施行ニ關スル事項
- 四 電氣用汽機汽機ニ關スル事項
- 五 電氣工事人ニ關スル事項
- 六 發電水力ニ關スル事項
- 七 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 二 水陸運輸ニ關スル事項
- 三 地理ニ關スル事項
- 四 驛道及渡船ニ關スル事項
- 五 木材流送ニ關スル事項
- 六 水田堰立ニ關スル事項
- 七 市街地計畫ニ關スル事項
- 八 土地取得ニ關スル事項

配給課 (赤良縣)

- 一 物資需給ノ連絡調整ニ関スル事項
- 二 生活必需品ノ配給ニ関スル事項
- 三 生活用資材(他課主管ノモノヲ除ク)ノ配給ニ関スル事項
- 四 價格ノ統制(他課主管ノモノヲ除ク)ニ関スル事項
- 五 食糧市場並食糧及食品ニ関スル團體ノ統制ニ関スル事項
- 六 鹽道ニ関スル事項

農務課

- 一 穀類及神農田ニ関スル事項
- 二 農山村ノ墾闢及分村ノ計畫ニ関スル事項
- 三 農地ノ調整及灌漑等ノ管理ニ関スル事項
- 四 農山村金融及負債整理ニ関スル事項
- 五 農業保險及農家互助會ニ関スル事項
- 六 農業倉庫及農村共同施設ニ関スル事項
- 七 農業生産ノ統制ニ関スル事項
- 八 米穀及他農産物ノ生産及集荷ニ関スル事項
- 九 農會、産業組合及農事實行組合ニ関スル事項

商工課

- 一 中小商工業ノ再興ニ関スル事項
- 二 工業(他課主管ノモノヲ除ク)工藝及職業ニ関スル事項
- 三 下請受託勤続ニ関スル事項
- 四 物産ノ回収(他課主管ノモノヲ除ク)ニ関スル事項
- 五 度量衡ニ関スル事項
- 六 商工館、工業試驗場、質験試驗場ニ関スル事項

耕地課

- 一 耕地整理及土地改良ニ関スル事項
- 二 農業水利ニ関スル事項
- 三 農業用水機及排水機ニ関スル事項
- 四 耕地整理組合並管理ニ関スル事項
- 五 耕地整理ニ伴フ土地ノ整理及名義変更ニ関スル事項
- 六 用水排水機改良事業ニ関スル事項
- 七 測量、製図及助成ニ関スル事項
- 八 測量地籍管理ニ関スル事項

土木課

- 一 道路ニ関スル事項
- 二 河川及砂防ニ関スル事項
- 三 水利ニ関スル事項
- 四 公有水面埋立ニ関スル事項
- 五 潤滑財產管理ニ関スル事項
- 六 土地收用ニ関スル事項
- 七 官民有地ノ清算並定ニ関スル事項
- 八 水陸運輸ニ関スル事項
- 九 都市計畫及都市計畫事業ニ関スル事項

林務課

- 一 公私有林野、森林、森林行進林等ニ関スル事項
- 二 木炭、木材其ノ他林産物ノ生産及集荷ニ関スル事項
- 三 保安林ニ関スル事項
- 四 森林火災消防並保險ニ関スル事項
- 五 林産物販賣検査ニ関スル事項
- 六 地方森林會、森林組合其ノ他林業團體ニ関スル事項
- 七 其ノ他森林行政ニ関スル事項

經濟部 (富山縣)

農務課

- 一、主要食糧農作物用農作園藝農作物ノ生産指導及奨励ニ関スル事項
- 二、農畜生産計畫ノ實施ニ関スル事項
- 三、肥料及飼料ノ取締及配給統制ニ関スル事項
- 四、病虫害ノ驅除豫防ニ関スル事項
- 五、農業保險ニ関スル事項
- 六、農村整備計畫ニ関スル事項
- 七、地方振興委員ニ関スル事項
- 八、皇國農村確立促進ニ関スル事項
- 九、分村計畫及移住ニ関スル事項
- 十、農業努力調整ニ関スル事項
- 十一、農地調整並に農地
- 十二、自作農創設及維持ニ関スル事項
- 十三、小作ニ関スル事項
- 十四、農山漁村ノ負債整理及金融ニ関スル事項
- 十五、農會及産業組合ニ関スル事項
- 十六、市街地格用組合ニ関スル事項
- 十七、農會技術員ノ養成及設置助成ニ関スル事項

- 十八、農會倉庫及穀物倉庫等ニ関スル事項
- 十九、畜産ノ指導奨励ニ関スル事項
- 二十、家畜市場ニ関スル事項
- 二十一、家畜保險ニ関スル事項
- 二十二、家畜傳染病ニ関スル事項
- 二十三、馬政計畫ノ實施ニ関スル事項
- 二十四、軍用保護馬鍛錬ニ関スル事項
- 二十五、獸醫師及蹄鐵工ニ関スル事項
- 二十六、養蠶ノ指導奨励ニ関スル事項
- 二十七、生絲ノ製造取締指導ニ関スル事項
- 二十八、産繭ノ處理ニ関スル事項
- 二十九、蠶業技術員ノ養成及設置助成ニ関スル事項
- 三十、蠶業畜産及蠶絲ニ係ル諸會諸組合ニ関スル事項
- 三十一、縣民道場其ノ他農耕訓練ニ関スル事項
- 三十二、農事試験場ニ関スル事項
- 三十三、産繭場ニ関スル事項
- 三十四、蠶業試験場ニ関スル事項
- 三十五、蠶業取締所ニ関スル事項
- 三十六、蠶業講習所ニ関スル事項
- 三十七、産繭講習所ニ関スル事項
- 三十八、部内各課ノ連絡ニ関スル事項

農部内他課ノ主要ニ属セザル事項

食糧課

- 一、食糧管理法ノ施行ニ関スル事項
- 二、米、麥其ノ他産物蒐荷及配給統制ニ関スル事項
- 三、砂糖菓子類ノ配給統制ニ関スル事項
- 四、味噌醬油ノ配給統制ニ関スル事項
- 五、畜肉鶏卵其ノ他畜産物ノ配給統制ニ関スル事項
- 六、其ノ他食品類ノ配給統制ニ関スル事項
- 七、食品市場並ニ食糧及食品ニ関スル團體統制ニ関スル事項
- 八、農村工業ニ関スル事項
- 九、副業ニ関スル事項
- 十、食糧検査所ニ関スル事項
- 十一、製紙指導所ニ関スル事項

耕地課

- 一、森林原野ノ取締ニ関スル事項
- 二、公私所有林野ノ培養ニ関スル事項
- 三、森林保險ニ関スル事項
- 四、水災木材其ノ他林産物ノ生産、蒐荷及配給ニ関スル事項
- 五、林産物検査ニ関スル事項

水産課

- 一、御座場ニ関スル事項
- 二、水産物ノ生産、蒐荷及配給ニ関スル事項
- 三、水産製品検査ニ関スル事項
- 四、漁業権及漁業取締ニ関スル事項
- 五、漁業資料ノ配給統制ニ関スル事項
- 六、船隻札及漁業保險ニ関スル事項
- 七、水産試験場ニ関スル事項
- 八、水産會、漁業組合其ノ他水産團體ニ関スル事項

商工課

- 一、商業及商業組合其ノ他商業團體ニ関スル事項
- 二、工業及工業組合其ノ他工業團體ニ関スル事項
- 三、重要物産同業組合、酒造組合ニ関スル事項
- 四、商工會議所ニ関スル事項
- 五、銀行、信託、無盡其ノ他金融ニ関スル事項
- 六、河運講習ニ関スル事項

- 七 煤炭獎勵ニ關スル事項
- 八 礦業ニ關スル事項
- 九 應召商工業者營業保護ニ關スル事項
- 十 中小商工業者(食糧業者ヲ含ム)ノ整備ニ關スル事項
- 十一 下請受注ニ關スル事項
- 十二 工業ニ關スル事項
- 十三 交易及貿易團體ニ關スル事項
- 十四 公定價格、協定價格ノ設定其ノ他價格ノ統制ニ關スル事項
- 十五 縣、市町村等ノ需要スル重要物資ノ統制ニ關スル事項
- 十六 奢侈品等ノ製造及販賣制限ニ關スル事項
- 十七 土地建物等ノ價格ニ關スル事項
- 十八 糧食、皮革、鐵鋼、棉糸及棉製品、配給ニ關スル事項
- 十九 鐵鋼、非鐵金屬、纖維品、護膜、皮革等ノ製造及使用制限ニ關スル事項
- 二十 纖維品ニ關スル事項
- 二十一 動力機械等ノ供給調整ニ關スル事項
- 二十二 價格形成委員會其ノ他價格ニ關スル委員會等ニ關スル事項

- 二十三 燃料(木炭及薪ヲ除ク)ノ供給統制ニ關スル事項
- 二十四 廣田回敗ニ關スル事項
- 二十五 工業試驗場ニ關スル事項
- 二十六 炭鐵試驗場及炭鐵講習所ニ關スル事項
- 二十七 貨類試驗場ニ關スル事項
- 二十八 道路ニ關スル事項
- 二十九 鐵道、軌道ニ關スル事項
- 三十 自動車道ニ關スル事項
- 三十一 索道ニ關スル事項
- 三十二 上下水道ノ工事ニ關スル事項
- 三十三 河川ニ關スル事項
- 三十四 港灣、海峽ニ關スル事項
- 三十五 運河ニ關スル事項
- 三十六 水力使用ニ關スル事項
- 三十七 水面権立ニ關スル事項
- 三十八 砂防ニ關スル事項
- 三十九 地理ニ關スル事項

- 十三 土地飲用ニ關スル事項
- 十四 灘有難產財産ノ管理及處分ニ關スル事項
- 十五 都市計畫及都市計畫事業ニ關スル事項
- 十六 都市計畫委員會ニ關スル事項
- 十七 都市計畫事業ニ關スル土地建物ニ取用及使用ニ關スル事項
- 十八 土地區劃整理ニ關スル事項
- 十九 土地區劃整理ニ伴フ字區域及名稱変更ニ關スル事項
- 二十 公園ニ關スル事項
- 二十一 觀光ニ關スル事項
- 二十二 貯水貯貯空其ノ他土木水利施設ニ關スル事項
- 二十三 河川道路及水道ノ防護並ニ慮急復舊ニ關スル事項
- 二十四 其ノ他土木ニ關スル事項

(福 岡 縣) 經濟部 農務課

- 一 賦税ニ関スル事項
- 二 農業、蠶絲業、畜産業及茶業ニ関スル事項
- 三 産業組合及農業倉庫ニ関スル事項
- 四 農村負債整理及金融改善ニ関スル事項
- 五 前院ノ諸団体ニ関スル事項
- 六 農山漁村經濟更生ニ関スル事項
- 七 副業ニ関スル事項
- 八 農村工業ニ関スル事項
- 九 米麥以外ノ農産物検査及検査員ニ関スル事項
- 十 蠶業取締ニ関スル事項
- 十一 原蠶種管理ニ関スル事項
- 十二 製絲業法施行ニ関スル事項
- 十三 産前處理統制ニ関スル事項
- 十四 繭検査ニ関スル事項

- 十五 肥料ノ奨励及取締ニ関スル事項
- 十六 病虫害種除滅防ニ関スル事項
- 十七 獸醫師及附屬工ニ関スル事項
- 十八 馬匹去勢ニ関スル事項
- 十九 軍馬資源保護法ノ施行ニ関スル事項
- 二十 夜盲傳染病及畜牛結核除滅防ニ関スル事項
- 二十一 畜畜市場、沖正茶香ノ許可ニ関スル事項
- 二十二 畜畜保險ニ関スル事項
- 二十三 酪農業調整法ニ牛乳配給統制ニ関スル事項
- 二十四 食肉ノ養育ニ関スル事項
- 二十五 農地調整法ニ管理ニ関スル事項
- 二十六 獸類ノ保護ニ関スル事項
- 二十七 農業保險ニ関スル事項
- 二十八 農業用資材(肥料、農機具、農薬及飼料)ノ配給統制ニ関スル事項
- 二十九 農村勞力調整ニ関スル事項
- 三十 農士進場ニ関スル事項

食糧課

- 一 米麥類ノ配給統制ニ関スル事項

- 二 小麦粉、澱粉、パン、干パン、麵類ノ配給統制ニ関スル事項
- 三 甘藷、馬鈴薯ノ配給統制ニ関スル事項
- 四 甘藷、馬鈴薯ノ配給統制ニ関スル事項
- 五 野菜食糧(物資課主管スル事項ヲ除ク)ニ関スル事項
- 六 食糧管理ニ関スル事項
- 七 米穀商業組合ニ関スル事項
- 八 米穀及加工品商業組合ニ関スル事項
- 九 小型製粉工業組合、製麵工業組合、製麥工業組合ニ関スル事項
- 十 米穀検査ノ指導及農産物検査員ノ監督ニ関スル事項
- 十一 土級振興業取締法ニ指導ニ関スル事項

林務課

- 一 林業ニ関スル事項
- 二 保安林ニ関スル事項
- 三 公有林野ニ関スル事項
- 四 縣行造林ニ関スル事項

耕地課

- 一 耕地整理ニ関スル事項
- 二 耕地ノ改良、擴張ニ関スル事項
- 三 耕地ノ灌溉、排水ニ関スル事項
- 四 農業水利調整ニ関スル事項
- 五 開墾地移住奨励ニ関スル事項
- 六 農業土木器具機械ニ関スル事項
- 七 林産製造ニ関スル事項
- 八 荒廢地復旧及遊水林工事ニ関スル事項
- 九 縣有林ニ関スル事項
- 十 前各課ノ諸団体ニ関スル事項
- 十一 林産物検査及検査員ニ関スル事項
- 十二 林産物ノ集荷配給價格統制ニ関スル事項
- 十三 民有林施設取締法ニ関スル事項
- 十四 海岸砂防造林奨励ニ関スル事項
- 十五 森林火災消防保險ニ関スル事項
- 十六 林道法ニ林産物搬出施設ニ関スル事項

商工課

- 一 纖維品、皮革、紙類、印刷、木竹製品

飲食用品及雜品雜貨ノ商工業ニ關スル事項
 二 前號ニ掲グル商工業ニ關スル組合並ニ團
 体ノ指導監督、企業整備及企業許可ニ關ス
 ル事項

三 金融並ニ有價證券業ニ關スル事項
 四 倉庫業ニ關スル事項
 五 交易ニ關スル事項
 六 工運ニ關スル事項

七 小賣市場購買會及百貨店ニ關スル事項
 八 度量衡ニ關スル事項
 九 物價稅制價格形成及價格査定ニ關スル事
 項

十 商工經濟會、商工組合中央會並ニ商工組
 合中央會ニ關スル事項
 十一 商業救濟運動ニ關スル事項

十二 軍需物資資材ノ供給又ハ轉輸ニ關スル事
 項
 十三 福岡工業試驗場及久留米工業試驗場ニ關
 スル事項

二 物資配給統制ニ關スル事項
 三 資源回收ニ關スル事項
 四 商業組合及工業組合ニ對スル物資配給
 整上必要ナル指導監督ニ關スル事項
 五 石炭供給調整協會ニ關スル事項
 六 釘、針金、鐵線配給協會並ニ鉛鐵板配
 給協會ニ關スル事項
 七 石油委員會ニ關スル事項（經濟保安課ニ
 屬スル事項ヲ除ク）
 八 非常用物資（主要食糧ヲ除ク）ノ貯藏管
 理ニ關スル事項
 九 其ノ他物資供給調整若ハ配給統制ニ係ル
 協議會又ハ委員會ニ關スル事項

水 産 課

- 一 水産業ニ關スル事項
- 二 前項ノ諸團體ニ關スル事項
- 三 漁業免許及許可ニ關スル事項
- 四 漁業登錄ニ關スル事項
- 五 漁業取締ニ關スル事項

十四 其ノ他經濟部ニ屬スル事務ニシテ他課ノ
 主管ニ屬セザル事項

軍 需 課

- 一 金屬機械化學製品及窯業ニ關スル事項
- 二 前號ニ掲グル商工業及土木建築業ニ關ス
 ル組合並ニ団体ノ指導監督企業整備及企業
 許可ニ關スル事項
- 三 統制工業及協力工業ニ關スル事項
- 四 木造船ニ關スル事項
- 五 工業技術員ニ關スル事項
- 六 發明並ニ代用品ニ關スル事項
- 七 煉炭（石炭開採ヲ除ク）及砂鑛業ニ關ス
 ル事項
- 八 金屬工業試驗場福岡工業試驗場及産業獎
 勵館ニ關スル事項
- 九 軍需生産ニ關スル部内ノ事務ノ連絡調整
 ニ關スル事項

物 資 課

- 一 物資供給調整ニ關スル事項
- 二 船舶ニ關スル事項
- 三 魚市場ニ關スル事項
- 四 水産製品検査ニ關スル事項
- 五 生鮮魚貝類並ニ塩乾水産物ノ配給統制ニ
 關スル事項
- 六 漁業保險ニ關スル事項
- 七 漁船船舶用石油消費規正事務ニ關スル事
 項
- 八 漁業用資材ノ配給統制ニ關スル事項
- 九 漁船及漁船機関ノ配給統制ニ關スル事項

（大 阪 府）
經 濟 部

經濟總務課

- 一 經濟部各課ノ事務調整ニ關スル事項
- 二 産業事情ノ調査ニ關スル事項
- 三 産業振興策ニ關スル事項
- 四 貿易振興策ニ關スル事項
- 五 中小商工業振興ニ關スル事項
- 六 經濟圖策ノ普及宣傳ニ關スル事項
- 七 金融保險及倉庫業ニ關スル事項
- 八 有價證券及取引所ニ關スル事項
- 九 有價證券及有價證券引受業ニ關スル事項
- 一〇 貿易船、工業獎勵、産業能率研究所、資本金會館、産業會館、及博助場ニ關スル事項
- 一一 既設商工振興ニ關スル事項
- 一二 部中他課ノ主管ニ屬セザル事項

價格統制課

- 一 價格ノ統制ニ關スル事項

- 二 價格ニ關スル指針、調査ニ關スル事項
- 三 地方物價委員會ニ關スル事項
- 四 價格統制ノ實施ニ關スル連絡調整ニ關スル事項
- 五 物價卜賃金、運送賃、賃賃料、消費統制等トノ調整ニ關スル事項

商工課

- 一 金屬ニ關スル事項
- 二 機械ニ關スル事項
- 三 燃料ニ關スル事項
- 四 發明及代用品ニ關スル事項
- 五 資源調査令第六條ニ關スル事項
- 六 産業振興ニ關スル事項
- 七 部中他課ノ主管ニ屬セザルニ業ニ關スル事項

商工課 二課

- 一 纖維ニ關スル事項
- 二 皮革ニ關スル事項
- 三 木材ニ關スル事項

- 四 皮革及化學製品ニ關スル事項
- 五 工業産業ニ關スル事項
- 六 雜貨類品ニ關スル事項
- 七 百貨店ニ關スル事項
- 八 商品回収ニ關スル事項
- 九 毛織物検査所ニ關スル事項
- 一〇 部中他課ノ主管ニ屬セザル商業ニ關スル事項

食糧課

- 一 食料品ニ關スル事項
- 二 市場ニ關スル事項

農林水産課

- 一 農林水産ニ關スル事項
- 二 農業經營ノ改善ニ關スル事項
- 三 農村經濟改善ニ關スル事項
- 四 自作農制維持ニ關スル事項
- 五 國產ニ關スル事項
- 六 農家ノ副業及農村ニ業ニ關スル事項
- 七 畜産及獸醫課ニ關スル事項

- 八 皮革及纖維ニ關スル事項
- 九 肥料改良及肥料取締ニ關スル事項
- 一〇 皮革、纖維ニ關スル事項
- 一一 労働安全衛生ニ關スル事項
- 一二 労働者賃金及福利ニ關スル事項
- 一三 小作制度ノ維持ニ關スル事項
- 一四 労働検査所ニ關スル事項
- 一五 農事試験場、農林産物検査所、監査、種畜場、水産物検査ニ關スル事項
- 一六 農事ニ關スル展覽會、博覽會、品評會、及 農産物、模範技術ニ關スル事項
- 一七 農業組合ニ關スル事項
- 一八 農業銀行、信用金庫、各種信用金庫ニ關スル事項
- 一九 短期小規模資金貸付ニ關スル事項
- 二〇 農家倉庫ニ關スル事項
- 二一 以穀生産費、及穀物貯蔵及米穀改良高利貸ニ關スル事項

- 二 米穀自治管理ニ関スル事項
- 三 農村負債整理ニ関スル事項
- 四 農村負債整理資金ニ関スル事項
- 五 水産會、漁業組合及水産組合ニ関スル事項
- 六 漁業取締ニ関スル事項

耕地

- 一 耕地整理及土地改良ニ関スル事項
- 二 開墾助成ニ関スル事項
- 三 用排水幹線改良事業ニ関スル事項
- 四 農業水利ニ関スル事項
- 五 耕地地位ニ之ニ伴フ設備ニ関スル事項

權度

- 一 度量衡器及計量器ノ檢定ニ関スル事項
- 二 度量衡器、計量器ノ製造及檢定ニ関スル事項
- 三 度量衡器及計量器ノ檢定ニ関スル事項
- 四 度量衡器及計量器ノ材料供給ニ関スル事項

- 五 度量衡器及計量器ノ材料、製造及計量器類ニ関スル事項
- 六 度量衡器、檢定原器及度量衡器及計量器ノ檢定及檢査用具ノ出納保管ニ関スル事項
- 七 度量衡器、改善及指導獎勵ニ関スル事項
- 八 其ノ他計畫ニ関スル事項

(參 考)

此等道等分課案察見(其ノ二)ニ依ル各部課調(未定稿)

一課 六部 四十三課

長官文書 二課

內政部 十一課

青	學	地	拓	統	會	庶	人	文	秘
年			殖						
教	務	方	計	計	計	務	事	登	書
育			電						
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課

經濟第一部 五課

經濟第二部 五課

土木部 五課

道	金	木	礦	資	水	拓	食	馬	農	農	保	社	社
	屬		濟						政	政			寺
路	回	船	指	材	產	殖	糧	政	第	第	險	會	兵
	收		導						二	一			事
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課
									(假稱)	(假稱)			

警察部 十一 號

警察部 十一 號

刑部 民 務 司 官 署
專 任 員 官 署
課 長 官 署

陸 外 務 省 警 務 課 長 官 署
送 事 務 課 長 官 署
課 長 官 署
陸 外 務 省 警 務 課 長 官 署
送 事 務 課 長 官 署
課 長 官 署
陸 外 務 省 警 務 課 長 官 署
送 事 務 課 長 官 署
課 長 官 署



目次

戦力増強企業整備基本要綱

別冊 第一 企業整備（第一種工業部門）措置要綱

第二 小賣業ノ整備ニ関スル件

第三 企業整備ニ伴フ工場等雇用ニ関スル措置要綱

第四 企業整備ニ伴フ従業者措置要綱

第五 企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱

第六 企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

機密

戦力増強企業整備基本要綱 (昭和十八年六月一日) 閣議 決

方針

一 大東亞戦争、現段階ニ對處シテ戦争ノ完遂ヲ確固不拔ナラシムル爲國民戦時生活ノ確保ヲ期シツツ皇國ノ綜合戦力就中直接戦力ヲ急速且最高度ニ増強スル目的ヲ以テ從來ノ企業整備ノ趣旨ヲ擴充シ新ナル構想ノ下ニ産業整備ヲ實施スルモノトス

二 企業整備ニ當リテハ左ノ各號ニ重點ヲ指向スルモノトス

(一) 戦争遂行上必要ナル生産力ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ計畫的ニ轉活用シ之ヲ擧ゲテ戦力化スル爲産業ノ各部門ニ於ケル各種生産要素ヲ集約スルト共ニ之ガ最大効率ヲ發揮セシムル態勢ヲ整備スルコト

(二) 戦争ノ進展ニ伴ヒ愈々擴充ヲ要スル部門ニ於テハ前號ノ外特ニ企業系列ノ整調強化、生産機能ノ刷新向上等ヲ圖リ其ノ生産能力ノ最大限ニ昂揚セシムルコト

三 企業整備ニ當リテハ本整備ヲ通ジテ國民士氣ノ昂揚ヲ圖ルト共ニ戦時對政經濟ノ全體的運營ニ支障ヲ生ゼシメザルハ勿論進ンデ之ガ活潑強力ナル運營ヲ期スルモノトス

第二 要領

一 工業部門ノ整備

(一) 方針ニ、(一)ニ基キ綜合戦力増強上必要トスル勞務ノ供出、金屬類ノ回收又ハ工場及設備ノ轉用ニ寄與スルコト大ナル工業部門(第一種工業部門ト稱ス)ノ整備ハ積極的ニ之ヲ推進セシム

本部門ノ整備ハ各工場ニ付左ノ各號ノ區分ヲ爲シ所要ノ措置ヲ講ズルニ依リ之ヲ實施ス

イ、製業工場 戦争遂行並ニ國民戦時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スル爲一宗態ノ工場ヲ選擇シ之ニ生産ヲ集中ス

ロ、保守工場 施設其ノ他ノ設備、物資供給關係ノ獎勵等ニ備ヘ又將來ニ備フル備置場ヘノ移設ノ必要ヲ考慮

ハ、轉用工場
シ操業工場、外或ル程度、設備ヲ存置保有ス
軍需其ノ他ノ重點部門ヘ、轉用ニ適スルモノハ
可能ナル限り轉用ヲ行フ

ニ、廢止工場
爾餘ノ工場ハ之ヲ廢止ス

本部門ノ整備ニ關シテハ勞務ノ配置轉換、金屬類ノ回收又ハ工場
及設備ノ轉用ニ付要スレバ法令ヲ發動ス

本部門ニ該當スル業種及其ノ實施要領ハ別冊第一「企業整備」(第
一種工業部門)措置要綱ニ依ル

(二) 航空機又ハ兵器ノ製造、造船其ノ他ノ軍需重工業、機械工業、
液體燃料工業並ニ之等ニ必要ナル重要素材工業等(第二種工業部
門ト稱ス)ニ於テハ主トシテ方針ニ、(一)ニ基ク整備ヲ行フモノト
シ其ノ實施ニ關スル要綱ハ別ニ之ヲ策定ス

(註) 第二種工業部門ニ關スル金屬類回收ニ關シテハ別ニ
定ムル回收量ヲ目標トシテ工場規模ノ大小、業種ノ如
何ヲ問ハズ劣悪ナル設備、遊休セル設備等ノ回收ヲ圖

(四) 第一種工業部門及第二種工業部門以外ノ工業部門(第三種工業
部門ト稱ス)ノ整備ニ關シテハ實情ニ即スル指導勸奨ニ依リ之ヲ
實施ス

但シ金屬類ノ回收ニ關シテハ要スレバ法令ヲ發動ス

三、配給部門ノ整備

(一) 工業部門ノ整備ニ即應シテ原材料、資材及製品ノ配給部門ニ關
シテモ之ガ機能發揮ヲ強化スル爲所要ノ調整改善ヲ加フ

(二) 小賣業ノ整備ニ關シテハ別冊第二「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ
基キ之ガ適切且圓滿ナル實施ヲ圖ル

三、轉用及回收ノ措置

整備ノ實施ニ當リテハ工場及設備ノ轉用並ニ金屬類ノ回收ヲ計畫的
ニ行フモノトシ需要ノ緩急ヲ考慮シツツ計畫量ノ確保ヲ圖ル

第一種工業部門ニ屬スル工場及設備ノ計畫的轉用ニ關シテハ別冊第
三「企業整備ニ伴フ工場等ノ轉用ニ關スル措置要綱」ニ依ル

四、從業者等ノ措置

轉廢業者及廢休止企業、從業者ハ其ノ技能經驗ヲ活用シ得ル如ク考慮シツツ之ヲ軍需其ノ他ノ重點部門ニ計畫的ニ配置轉換ヲ行フモノトシ積極的ニ指導斡旋ニ努メ之ガ企畫實施ニ付テハ特ニ其ノ敏速適確ヲ期スルモノトス

應召入營中ノ者及其ノ家族等ニ關シテハ特別ノ考慮ヲ拂フモノトス轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ニ對シテハ必要ニ應ジ國家ノ負擔ニ於テ生活援護、鍊成又ハ豫備配置等ノ措置ヲ講ズ

尙轉廢業者及廢休止企業ノ從業者ノ措置ニ付テハ別冊第四「企業整備ニ伴フ從業者措置要綱」ニ依ル

五

企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ノ措置共助金ニ關スル從來ノ觀念ヲ改メ透徹セル決戰意識ニ基ク共助施設ヲ講ズルモノトス

當該業者又ハ其ノ殘存業者ノ團體又ハ統合體ガ轉廢業者ニ對シテ交付スル実績補償ノ共助金ハ從來ノ例ニ比シ著シク差等ヲ生ゼシメザル考慮ヲ拂フト共ニ殘存業者ノ負擔能力ノ限度ニ於テ之ヲ交付スル

コトトシ生活援護ノ共助金ニ付テハ必要ニ應ジ國家ヨリノ補助ノ増額ヲ考慮ス

轉廢業者ニ付テハ其ノ申出ヲ考慮シ營業權的價值ヲ加味セル現行評價基準ニ依リ其ノ營業資産ヲ國民更生金庫又ハ產業設備營團ヲシテ引受ケ又ハ買取ラシム此ノ場合ニハ実績補償ノ共助金トノ關係ヲ斟酌ス

尙企業整備ニ伴フ轉廢業者ノ資産評價、共助金等ニ關スル措置ニ付テハ別冊第五「企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱」ニ依ル

六 財政金融措置

企業整備ニ關シ必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルト共ニ產業設備營團、國民更生金庫ニ對スル損失補償、設備ノ保有ニ關スル補助金、轉廢業關係者ニ對スル補助金、地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實情ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ

企業整備ニ伴フ放出資金ノ浮動化防止、債權債務ノ處理、會社經理、株價ノ激動防止等ニ關シ戰時財政經濟ノ全體的運營ニ支障ヲ生ゼシ

メザル爲萬全ノ對策ヲ講ズルモノトシ資金ノ浮動化防止其ノ他ニ關シテハ所要ノ立法ヲ爲ス
尙財政金融ニ關スル措置ニ付テハ別冊第六「企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依ル

附

外地ニ於テモ本要綱ニ依リ企業整備ヲ行フモ其ノ特殊事情ハ之ヲ考慮ス

諒 解 事 項

- 一 企業整備ニ關スル各所管省ノ措置ノ大綱ニ付テハ本要綱ノ「方針」ノ具現ニ遺憾ナカラシムル爲企業院ニ於テ必要ナル連絡調整ヲ行フモノトス
- 二 整備ハ極力速ニ之ヲ實施スルモノトシ其ノ時期ハ各業種ノ實情ニ應ジ之ヲ定ムルモ同一業種ニ付テハ各地域ヲ適シ可及的齊一ナラシムル如ク措置ス
- 三 整備ニ關シテハ複雑煩瑣ナル施策ニ墮シテ之ガ急速ナル遂行ニ支障ヲ來サシメザルノ考慮ヲ拂フモノトス
- 四 工業部門及配給部門以外ノ部門ニ關シテハ整備ノ必要ニ應ジ別途之ヲ企業實施スルモノトス



力増強企 産業整備（第一種工業部門）措置要綱
業整備基本要綱ニ依ル第一種工業部門ノ整備ハ左ニ依リ之ヲ實施ス
モノトス

- 一 業種別計畫要領
- 二 別表ニ掲グル第一種工業部門ニ屬スル工場ノ操業、保有、轉用又ハ廢止、區分決定基準ニ關シテハ業種、業態、實情ニ應ジ左ノ各號ニ依ル
- (一) 戰爭遂行並ニ國民戰時生活確保上必要限度ノ生産力ヲ維持スルコト
- (二) 軍需其ノ他ノ重點部門ヘ、轉用ニ適スルモノハ可能ナル限り轉用ヲ行フコト
- (三) 尙保有工場ノ範圍ハ轉用ノ要度ニ依リ適宜之ヲ縮減スルモノトスルコト

- (四) 陸海軍利用工場ニ付テモ檢討ヲ加ヘ相當程度發註ノ集中又ハ利用ノ轉換ヲ行ヒ整備ノ趣旨達成ニ努ムルコト之ガ爲要スレバ一定ノ猶豫期間ヲ置キ廢休止工場トスルモノトスルコト
- (五) 物資動員計畫ニ定ムル屑鐵回收及轉用ヲ確保スルコト
- (六) 工場ノ物的設備ノミニ着目スルコトナク力メテ資本、勞務、經營ト、有機的一體トシテ之ヲ整備ノ對象タラシムルコト
- (七) 前各號ノ要請ニ基キ特ニ他産業部門トノ關聯ヲ考慮シ必ズシモ優秀工場又ハ大工場ニ操業ヲ集中スルコトナク整備後ニ於ケル各産業ノ有機的機能ノ發揮等ニ適合セシムルガ如クスルコト
- (八) 前各號ノ外設備ノ内容、能率ノ良否及燃料、動力、輸送、防空等ノ立地條件ヲ綜合勘案スルコト
- (九) 各所管省ニ於テ措置スベキモノハ別表第一ノ業種トシ操業工場保有工場及轉用工場ハ各省ニ於テ之ヲ決定ス
- (十) 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノハ別表第二ノ業種トシ各管省ニ於テ措置スベキモノハ三ノ要領ニ依リ地方長官ニ

於テ措置スベキモノハ四ノ要領ニ依ル

四 地方長官ニ於テ措置スベキモノハ別表第三ノ業種トシ各道府縣ニ於ケル操業設備能力及保有設備能力ノ全設備能力ニ對スル割合ハ各省之ヲ定メ所要ノ事項ト共ニ地方長官ニ指示スルモノトシ地方長官ハ其ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ於テ設置スル委員會ノ意見ヲ徵シ管下工場ヨリ操業工場、保有工場及轉用工場ヲ選定ス

五 各省及地方長官前各號ノ措置ヲ爲スニ當リテハ必要ニ應ジ關係各廳ト連絡ヲ爲スト共ニ統制會及業者團體ヲ適宜活用スルモノトス
六 原材料、資材、動力、勞務、資金等ノ生産諸要素ノ割當供給並ニ設註、統制ニ付テハ整備ノ計畫ニ即セシムルト共ニ之ニ依リ整備ヲ促進ス

第二 操業工場及保有工場ニ關スル措置

一 操業工場ニ於テハ努メテ高操業率ヲ保持セシムルモノトス但シ中小規模工場ヲ以テ組成スル業種等ニ於テハ操業工場ノ生産力ニ若干ノ餘裕ヲ保タシムル如ク考慮ス

操業工場ニ付テモ各業種ノ實情ニ應ジ生産機能ノ刷新向上其ノ他ノ措置ヲ講ジ生産性ヲ昂揚ス

二 地方長官ニ於テ操業工場及保有工場ノ選定ヲ爲スニ當リテハ第三ニ定ムル所ニ依リ豫メ單需其ノ他ノ官廳部門へ轉換利用スベキ工場ヲ想定シ之ヲ除キタルモノノ中ヨリ選定スルコトトシ此ノ場合規模ノ比較的大ナル工場ノミヲ選定スルコトナク特ニ勞務等ノ有效利用ニ留意ス

三 保有工場ハ極力當該業者又ハ其ノ團體ノ自力ニ依リ之ヲ保有セシメ要スレバ各該管省ノ指示ニ依リ産業設備營團ヲシテ之ヲ買受保有セシム

前項ニ依ル保有ニ要スル費用(金利を含む)ニ付テハ狀況ニ應ジ其ノ一部又ハ全部ニ政府ヨリ補助ス

四 操業工場へノ生産ノ集中及必要ニ當ケル設備ノ保有ヲ容易ナラシムル爲必キニ應ジ業種ノ選定ニ即應シ共同計畫ヲ實施セシム

第三

工場及設備ノ轉用又ハ供出ニ關スル措置

一、 操業工場及保有工場以外ノ工場及其ノ設備ハ之ヲ轉用又ハ供出
屑化セシム但シ特ニ優秀ナル設備ハ之ヲ操業工場又ハ保有工場ノ
設備ト入替フル等適當ナル措置ヲ講ズ

二、 中小企業ノ多數存スル地方ニ於ケル工場ノ轉用ニ際シテハ適當
ナル工場ヲ中核トシ之ニ數個ノ中小工場ヲ從屬セシメ之ヲ一體ト
シテ利用セシムルガ如ク努ムルモノトシ之ガ實施ニ際シ必要ナル
事項ハ關係各廳協議決定ノ上地方長官ニ指示ス

備考

一、 各業種ニ付工場ノ操業、保有、轉用及廢止ノ割合及供出屑鐵
量ハ別ニ之ヲ定ムルコト

二、 中小工業ニ關シテハ本要綱ニ依ルノ外昭和十七年八月十一日
閣議決定「中小工業ノ整備ニ關スル件」ニ依ルコト

三、 第一種工業部門ニ屬スル事業ノ設備擴張ニ當テハ本整備ノ趣
旨ニ即應シ檢討ノ上指撥スルコト

別表

第一種工業部門ニ屬スルモノ左ノ如シ但シ特ニ必要ト認ムルトキハ
關係各廳ノ協議ニ依リ追加補正ヲ爲スコトアルモノトス
第一 各所管省ニ於テ措置スベキモノ

- 綿スフ紡績業
- スフ專紡績業
- 梳毛紡績業
- 紡毛紡績業
- 絹糸紡績業
- 人絹製造業
- 錫製生産業
- 電線製造業
- 硫酸生産業
- 非鐵金屬壓延業
- 其ノ他ノ非鐵金屬加工業
- 硬化油生産業
- スフ製造業
- 油糸紡績業
- 製紙バルブ製造業
- 人絹バルブ製造業
- 綿漁網製造業

- ア法管達工業
- 無機工業藥品生産業
- タール系中間物生産業
- カーバイド生産業
- 寫眞感光材料生産業
- 研削材製造業
- 耐火煉瓦製造業
- ゴム工業

- 廢油再製業
- 煉炭製造業
- 英寸製造業
- 葡萄糖製造業
- 精製糖業
- 食料品罐詰製造業
- 水飴製造業
- グルタミン酸ソーダ製造業
- 器械製絲業
- 繭短纖維製造業
- 蠶種製造業

麥酒製造業

第二 各所管省及地方長官ノ双方ニ於テ措置スベキモノ

反毛工業

織物染色業

綿スフ織物製造業

纖維雜品染色業

毛織物製造業

織雜第二次製品製造業

洋人絹織物製造業

製酒製酒業

麻織物製造業

製紙業

絹絲製造業

印刷業

ガラス紡績業

鍍金加工工業

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

セメント製品製造業(一部ヲ除ク)

合成樹脂製造業

苦汁製品生産業

合成樹脂加工業

石鹼製造業

脂肪鹽生産業

塗料製造業

油脂製造業

菓子製造業

製粉業

清涼飲料製造業

第三 地方長官ニ於テ措置スベキモノ

鐵鋼第二次製品製造業ノ一部

別冊第二

小賣業ノ整備ニ關スル件

昭和十八年度ニ於ケル小賣業ノ整備ハ昭和十七年四月二十一日閣議決定「小賣業ノ整備ニ關スル件」ニ基キ之ヲ行フモノトス但シ第一次指定業種ニシテ既に整備ヲ完了シタルモノノ殘存業者又ハ第二次以降ニ計畫的整備ヲ實施セザル業種ノ業者ニシテ相當期間其ノ業ニ從事シ自發的ニ時局重要産業ニ轉業ヲ申シ出デタルモノニ付テハ地方官廳ノ指導ヲ受ケタル場合ハ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ヲ爲サシムル様考慮スルモノトス

備考

接客業者ニ付テハ別途策定スルモノトシ生活援護ノ共助金ノ交付、國民更生金庫ノ利用等ニ關シテハ小賣業整備ノ取扱ニ準ズルモノトス

別冊第三

企業整備ニ伴フ工場等轉用ニ關スル措置要綱



企業整備ニ伴ヒ第一種工業部門ニ於テ廢休止スベキ工場、事業場又ハ機械器具等ニシテ軍需其ノ他ノ重點部門ヘ轉用スルモノニ付テハ左記ニ依リ措置スルモノトス

記

第一 通則

一 轉用（讓渡、賃貸、出資又ハ自家使用ヲ謂フ以下同ジ）スベキ物件ヲ左ノ二種ニ分ツ

(一) 轉用工場 工場又ハ事業場ニ於ケル土地及建家トシ金屬設備ニ屬スルモノヲ含マズ

(二) 金屬設備 工場又ハ事業場ニ於ケル機械器具及金屬ヲ主體トスル工作物等ニシテ金屬製物等ニ於ケル回收ノ對象タリ得ベキ種類ノ設備トス

二 轉用工場タル建家及金屬設備ニ包含セラルル鐵鋼量ハ物資動員計畫ニ於ケル鐵鋼配當量（轉用分）ヨリ之ヲ控除スルモノトス

三 轉用工場及金屬設備ノ代價支拂ニ關シテハ之ガ浮動資金化スルコトヲカラシムル爲「企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱」ニ依リ適切ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二 金屬設備ニ關スル措置要領

一 金屬設備ノ計畫的轉用ヲ確保スル爲之ガ轉用ニ關シ法令ニ依ル規制ヲ實施スルモノトス

二 金屬設備ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノヲ供出設備トス
(一) 産業設備管理重要物資管理若ハ國民更生金庫ニ讓渡セラレタル設備又ハ之等ノ機關ニ對シ讓渡ノ申込若ハ處分ノ委託アリタル設備

(二) 前號ノ機關ニ供出スベキモノニ行政官廳又ハ統制團體ニ於テ決定ノ上通知アリタル設備

三 供出設備ハ商工大臣ノ發行スル轉用證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ左ノ各號ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 産業設備營團、重要物資管理營團又ハ國民更生倉庫ニ讓渡スルトキ

(二) 前號ノ機關ガ金屬回收統制株式會社ニ讓渡スルトキ

四 轉用證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ商工大臣ニ之ヲ申請スルモノトス

前項ノ申請者ガ陸軍又ハ海軍ノ管理工場、監督工場又ハ之等ニ準ズル工場ナルトキハ前項ノ申請ハ陸軍省又ハ海軍省ヲ經由シテ之ヲ爲スモノトス

轉用ヲ受ケントスル者官廳ナルトキハ商工大臣ニ協議シ轉用證明書ノ交付ヲ受クルモノトス

五 商工大臣ハ四ノ申請又ハ協議アリタルトキハ別ニ定ムル轉用協議會ニ之ヲ付議スルモノトス

轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ商工大臣ハ轉用證明書ヲ發行シ之ヲ四ノ申請者又ハ協議官廳ニ交付スルモノトス

六 金屬設備ニシテ二ノ供出設備ニ非ザルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ轉用スルコトヲ得ザルモノトス但シ別ニ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請ニ付テハ四及五ヲ準用ス

商工大臣第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ當該設備ノ轉用ヲ受クル者ニ對シ轉用證明書ヲ交付スルモノトス

七 金屬設備ノ轉用ノ場合ニ於ケル價格及賃貸料ハ政府等ノ決定スル評價基準ニ依ルモノトス

轉用ノ方式及價格又ハ賃貸料以外ノ轉用條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス

八 當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ商工大臣ハ必要ナル決定ヲ爲スモノトス

六 前記ノ各措置ヲ確保スル爲金屬類回收令ノ改正ヲ爲スモノトス
 七 轉用工場ニ關スル措置要領

一 轉用工場ノ計畫的轉用ノ確保ニ關シテハ特段ノ法令ニ依ル規制
 ヲ實施スルコトナク臨時資金調整法等ノ運用ニ依ルヲ建前トスル
 モ要スレバ企業整備令ニ依ル特別命令ヲ發動スルモノトス

二 轉用工場ノ轉用ヲ受ケントスル者ハ當該轉用工場ヲ所管スル主
 務大臣ニ之ガ申出ヲ爲スモノトス

三 主務大臣ハ二ノ申出又ハ協議アリタルトキハ第二ノ五ノ轉用協
 議會ニ之ヲ付議スルモノトス

轉用協議會ニ於テ轉用スベキコトニ決定セルモノニ付テハ主務大
 臣ハ轉用通知書ヲ轉用工場ノ事業主及轉用申出者又ハ協議官廳並
 ニ産業設備機關ニ送付スルモノトス
 前項ノ通知アリタルトキハ當事者ハ轉用ニ付産業設備機關ノ仲介
 ニ依リ協議ヲ爲スベキモノトス

四 轉用ノ方式及其ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ルモノトス

五 當事者間ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
 要スレバ企業整備令第五條ニ依ル命令又ハ同令第六條ニ依ル決定
 ヲ爲スモノトス

備考

戦力増強

一 本要綱ハ企業整備基本要綱ニ依ル整備ノ外従前ノ方針ニ基ク
 企業整備ニ關シテモ之ニ適用スルモノトス但シ別ニ定ムルモノ
 ハ此ノ限ニ在ラズ

二 本要綱ノ實施ニ當リテハ轉用工場及金屬設備ヲ努メテ一元の
 ニ有效活用スルモノトシ轉用協議會ニ於テ之ガ綜合調整ヲ確保
 スルモノトス

三 工場又ハ事業場ニ於ケル建築ノ轉用ニ當リテハ建築家ノ使用上
 必要ナル最少限度ノ設備ハ其ノ附屬セル状態ニ於テ轉用セシメ
 之ガ效率的利用ヲ圖ルモノトス

四 要綱第一ノ二ニ依リ鐵鋼配當量ヨリ控除スベキ數量ハ金屬設

備ニ包含セララルモノニ在リテハ轉用證明書、轉用工場タル者
家ニ包含セララルモノニ在リテハ轉用通知書ニ掲記セララル所
ニ依ルモノトス

右數ノ決定方式ニ關シテハ別ニ關係官廳間ニ於テ協議決定ス
ルモノトス

五 轉用物件ニ包含セララル銅及鉛ニ付テハ差當リ鐵鋼ノ如キ料
質ニ依ラザルモノ銅及鉛ノ特別回收計畫上ノ豫定物件ノ轉用アリ
タルトキハ次期物資動員計畫ノ配當實施ニ際シ其ノ轉用分ノ調
整ヲ行フモノトス

六 要綱第二ノ八及第三ノ五ニ付テハ協議ヲ爲スベキ期間ヲ別ニ
定メ當該期間内ニ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキ
ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

七 要綱第三ノ二第一項ニ依ル主務大臣ガ所工大臣以外ノ大臣ナ
ルトキハ當該申出書ノ寫ヲ同時ニ所工大臣ニ提出スベキモノト
ス

八 專用工場及金屬設備ニ關シ地方廳ニ於テ措置セシムルヲ適當
トスルモノニ付テハ運用上特別ノ取扱ヲ別ニ定ムルモノトス

別冊第四

企業整備ニ伴フ従業員措置要綱

第一方 針

企業整備ニ伴フ従業員ノ措置ニ關シテハ迅速且圓滑ニ配置轉換ヲ完了シ得ル如ク左ニ依リ各般ノ施策ヲ講ズ

一、従業員ノ技能經驗等ヲ活用シ得ル如ク重點的且計量的ニ配置轉換セシムルモノトシ國家ニ於テ積極的ニ指導斡旋ス要スレバ配置轉換ニ付法的措置ヲ講ズ

二、配置轉換ハ地域的ノ需給狀況ヲ考慮シ極力移動區域ヲ小範圍ニ止ム

但シ廢休止工場事業場ト同一企業體ニ屬スル他ノ工場事業場ニ轉換スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三、従業員ノ轉換先ニ於ケル給與ハ原則トシテ從前ノ夫レニ比シ減少スルコトナキ様措置ス

前項ノ給與以外ノ處遇ニ付テハ成ルベク從前ノ夫レニ準ズル取扱

ヲ爲ス様考慮ス

四、應召入營中ノ従業員及其ノ家族ニ對スル取扱ハ應召入營者ヲシテ後爾ノ憂ナカラシムル如ク特段ノ考慮ヲ拂フ

五、従業員ノ配置轉換ニ伴フ住宅ノ整備、輸送ノ確保及轉換後ノ生活保護等ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

六、廢休止工場事業場ノ従業員ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ニ付テハ其ノ生活保護、補償又ハ豫備的措置ヲ爲シ之ガ爲必要ニ應ジ國家ニ於テ財政的負擔ヲ爲ス

第二 要 領

一、従業員ノ配置轉換措置

(一) 業種毎ニ營業業種ノ整備方針ニ基キ爾又ハ道府縣ニ於テ之ガ具體的的配置轉換計畫ヲ作成ス

要スレバ當該管委會又ハ營業調整會議ヲシテ配置轉換計畫ノ作成ニ當リ協力セシム

(二) 配置轉換計畫ノ作成ニ當リテハ概ネ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フ

モノトス

(1) 整備産業ニ於ケル従業者ノ他産業ヘノ轉換竝ニ他地域ヘノ移動ノ適否

(2) 轉換者ノ技能、經驗、地位及家庭事情

(3) 轉換先ニ於ケル待遇

(4) 住居移轉ノ要否竝ニ收容施設ノ有無

(5) 職員及勞務者ノ一體的轉換

三 轉換スベキ従業者ノ離散ヲ防止シ配置轉換計畫實施ノ的確ヲ固スル爲必要ニ應ジ廢休止工場事業場ニ付勞務調整令第二條ニ依ル指定ヲ爲ス

四 配置轉換計畫ヲ設定シタルトキハ特別ノ事情アル場合ノ外本計畫ニ基キ強力ナル指導勸奨ニ依リ轉換セシムルコトトシ要スレバ法的措置ヲ講ズ

五 従業者ノ轉換ニ當リテハ成ルベク一般勞務者、幹部勞務者及職員ヲモ含メ集團的ニ轉換セシムル如ク指導ス

六 健康、年齢等ノ關係ニ依リ前各項ニ依リ難キモノト認めタル場合ハ他ニ就職斡旋ス

七 本要綱ニ基キ配置轉換又ハ就職斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ勞務配置關係法令ノ適用ニ當リ特ニ弾力性アル運用ヲ考慮ス

三 賃金給與ニ關スル措置

(一) 廢休止工場事業場ノ従業者ニ對シテハ當該工場事業場ヲシテ法令ノ定ムル手當ノ外別ニ解雇手當ヲ支給セシムル如ク指導ス

(二) 廢休止工場事業場ノ事業主ハ配置轉換ノ實施以前ニ於テ休業ヲ餘儀ナクセラレタル従業者ニ對シ成ルベク従前ノ給與ヲ支給シ少クモ健康保險標準報酬日額以上ノ休業手當ヲ支給セシム之ガ當實情ニ依リ國家ヨリ所要ノ補助ヲ爲ス

(三) 廢休止工場事業場ノ負擔トナルベキ扶助ニ付テハ夫々實情ニ應ジ一時金ヲ支給セシメ扶助義務ヲ完給セシムベキモ收容治療中ノ者ニ付テハ治療スル迄當該工場事業場ヲシテ手當ヲ爲サシム

(四) 本要綱ニ基キ轉換シタル者ガ從前賃金統制令ノ最高初給賃金ノ定メアル工場事業場ノ從業者ナル場合ニ於テハ同令ノ適用ニ當リテハ之ヲ新ナル雇入ト看做スコトナク從前ノ收入ノ減少セザル如ク特別ノ考慮ヲ拂フ

(四) 本要綱ニ基キ他ノ工場事業場ニ轉換シタル者ハ勞働者年金保險法及健康保險法ノ適用ニ關シテハ同一工場事業場ニ於テ引續キ被保險者タル者ト看做シ之ヲ處理ス

三、 雇召入營中ノ從業者及其ノ家族ニ對スル措置

(一) 雇召轉換者ノ受入工場事業場ヲシテ原則トシテ轉換シタル從業者ノ員數ニ應シ雇召入營中ノ從業者ヲ採用セシム但シ本人又ハ家族ニ於テ希望セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(二) 雇召入營中ノ者ヲ採用シタル工場事業場ヲシテ成ルベク從前其ノ者又ハ家族ガ受ケタルト同様ノ給與ヲ支給セシム

(三) 雇召入營中ノ從業者ノ家族ニシテ就職ノ希望アル場合ハ優先的ニ斡旋ス

四、 從業者ノ配置轉換ニ伴フ住宅及輸送等ニ關スル措置

(一) 本要綱ニ依ル配置轉換計畫ニ基ク轉換者ノ住宅ニ付テハ速ニ受入工場事業場ニ於テ施設セシムルコトトシ之ガ爲既存建家ノ轉活用、所要資材ノ配給等ニ付特ニ考慮ス

前項ノ外住宅供給、一時收容施設等ニ關シテハ道府縣ニ於テ適當ナル措置ヲ講ズ

(二) 多數從業者ノ配置轉換ノ行ハルル場合ニ於テハ輸送及食糧ノ配給ニ遺憾ナキ豫想ノ關係當局ノ間ニ於テ緊密ナル連絡ノ上之ガ確保ヲ圖ル

五、 從業者ノ生活保護ニ關スル措置

廢止工場事業場ノ從業者ニシテ雇ニ勞働シ得ザル者ニ對シテハ實情ニ應ジ轉換完了ニ至ル迄ノ間生活維持ニ必要ナル援護トシテ一定期間ヲ限リ國家ニ於テ必要ナル補助ノ措置ヲ講ズ
既ニ轉換シタル者ニシテ特別ノ事情ニ依リ生活困難ナル者ニ對シテモ前項ニ準ジ生活保護ノ措置ヲ講ズ

六 未配置従業者ノ管理ニ關スル措置

(一) 廢休止工場事業場ノ従業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者及要領

三ノ(一)但書ニ掲グル者ノ援助、要領五ノ生活援護及鍊成等ノ措

置ハ大日本産業報國會ノ組織ヲ活用シテ之ヲ行ヒ之ガ所要ノ經

費ハ國家ニ於テ補助ス

(二) 廢休止工場事業場ノ従業者ニシテ直ニ轉換シ得ザル者ハ大日

本産業報國會ニ於テ國民勤勞報國隊ヲ組織シ其ノ配置ハ國民職

業指導所ノ指示ニ依リ之ヲ行フ

備考

一 本要綱ハ第一種工業部門ニ適用スルモノトス

第三種工業部門ニ對シテハ第二要領一ノ(三)及四ヲ除クノ外適

宜準用ス

二 廢休止企業ノ事業主ニシテ勞務者トシテ重點部門へ轉換シ得

ル者ニ對シテハ要領二及五ヲ除クノ外適宜準用ス

三 勞務者トシテ轉換困難ナル者ニ對スル授産其ノ他必要ナル措

置ハ別途考慮ス

四 配給部門ニ於テ整備ヲ行フ場合ニ於ケル従業者ノ措置ニ付テ

ハ工業部門トノ相違ヲ考慮シツツ方針六ノ措置ヲ講ズルモノ

トス

企業整備ニ伴フ共助金等措置要綱

企業整備ニ伴フ共助金等ニ付テハ所要ノ轉廢業ヲ公正且圓滑ニ實現シ併セテ今次企業整備ノ真意義ノ徹底ニ遺憾ナカラシムル爲適切ナル共助方法ヲ講ゼシムルト共ニ殘存企業ニ於ケル經營ノ堅實ヲ圖ル爲之ニ對スル負擔ノ過重ヲ避クル方針ノ下ニ左記ニ依リ之ヲ運用スルモノトス

記

- 一、轉廢業者ノ設備又ハ資産ノ引取
轉廢業者ヨリ引取ルベキ設備又ハ資産ノ評價ハ左ニ依リ之ヲ行フモノトス
- （一） 産業設備營團ガ設備ヲ買取ル場合及國民更生金庫ガ資産ヲ引受ケル場合ノ評價ハ現行ノ基準ニ依ルコト
尙國民更生金庫ニ於ケル資産引取價額ノ算定ニ當リテハ右基準ニ依ル營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ交付ス

ル趣旨ヲ可及的勵行スルコトトシ之ガ爲資産並ニ營業權ノ評價ノ方法ヲ改善スルコト

- （二） 營業業者又ハ其ノ殘存業者ノ設備又ハ統合體（以下殘存團體ト稱ス）ガ設備又ハ資産ヲ引取ル場合ノ評價ハ前項ノ基準ニ準ズルモ引取價額ハ當該産業部門ニ對スル將來ノ原材料、商品ノ供給ノ見透等ヲ參酌セル殘存團體ノ負擔能力ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ザルコト

- （三） 設備又ハ資産ノ引取價額ノ算定ニ當リテハニ依ル実績補償ノ爲ノ共助金交付ノ程度ヲ斟酌スルコト

ニ、共助金ノ交付

- 轉廢業者ニ對スル実績補償ノ爲ノ共助金（營業權補償、実績補償、配給權補償等ノ名義ヲ以テスル実績補償ノ性質ヲ有スル交付金ヲ含ム）ハ左ニ依リ之ヲ交付スルモノトス
- （一） 共助金ハ殘存團體ノ負擔能力ノ限度内ニ於テ之ヲ算定シ努メテ過大ナル見積ヲ避ケルコト

(イ) 共助金ノ交付ハ中小企業者ニ重點ヲ置クコトトシ特ニ大工業者
 方其ノ工場、設備等ヲ相當ノ價格ヲ以テ處分シ又ハ之ヲ活用シ得
 二場合ニハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト

(ロ) 左ノ場合ニ於テハ共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト
 (イ) 發存國體ニ共助金負擔ノ餘裕極メテ乏シキ場合
 (ロ) 共助金ノ財源ニ充ツル爲當該物資ノ價格引上げノ要ヲ生ズベ
 キ場合

轉廢業者ガ其ノ設備又ハ資産ノ大部分ヲ發存國體ニ出資スル等ノ
 場合ニ於テ轉廢業ノ實無シト認メラルルモノニ付テハ原則トシテ
 共助金ノ交付ヲ爲サシメザルコト
 前二項ノ措置ヲ確保スル爲臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル認
 計可、共助ノ爲ノ資金ノ貸付等ニ際シテハ充分慎重ヲ期スルモノト
 ス。
 轉廢業ニ依リ生活ノ維持困難ナル者ニ對スル生活援護ノ共助金ニ
 關シテハ國家ニ於テ一乘主管三百圓ヲ限度トシテ補助ヲ爲スモ要ス

レハ六百圓迄増額スルノ途ヲ講ズルモノトス
 設備又ハ資産ノ引取代金及共助金ノ流動資金化ノ防止ニ付テハ企
 業整備ニ伴フ財政金融措置長綱ニ依ルモノトス
 前各項以外ハ現行ノ制度ニ依ルモノトス
 考
 現ニ進行中ノ左ノ整備ニ於ケル共助金等ノ運用ニ付テハ概ネ從
 前通りノ取扱ニ依ルコト

(イ) 工業及卸賣業ニ付テハ昭和十七年度中ニ企業整備要綱ヲ決定
 シ地方長官又ハ統制團體宛通牒ヲ發シタルモノ
 (ロ) 小賣業ニ付テハ第一次指定業種ニ該當スルモノ
 (ニ) 要綱ニノ(イ)第二項ノ例外トシテ共助金ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テ
 ハ原則トシテ國民更生金庫ヲシテ之ガ資金ノ貸付ヲ爲サシメザル
 コト



別冊第六

企業整備ニ伴フ財政金融措置要綱

第一方針

- 企業整備ニ伴フ財政金融上ノ措置ニ關シテハ
- (一) 必要ナル資金ノ供給ハ迅速圓滑ナラシムルコト
- (二) 右ニ伴ヒテ放出セラレタル資金ガ浮動購買力ト化スルコトヲ防止スルコト
- (三) 債權債務ノ整理ヲ圓滑ニ推移セシムルコト
- (四) 國家經濟ノ秩序ヲ維持スルコト
- (五) 必要ニ應ジ國家ニ於テ損失ヲ負擔スル等財政上ノ措置ヲ講ズルコト

ヲ目途トシテ各般ノ方策ヲ講ズ

第二要領

一 必要ナル金融資金ノ供給

(一) 一般金融機關ガ廢休止企業ニ對シ更ニ又全般的ニ貸出ノ引締

(條件及擔保ノ嚴格化等ヲ含ム)ヲ爲シ或ハ既存貸付金ニ付其ノ回收ヲ急グガ如キコトナク寧ろ寬大ニ措置スル様指導ス

(二) 金融機關ヲシテ企業整備ノ圓滑ナル遂行ニ積極的ニ協力セシメ廢休止企業(之ト債權債務關係アル企業ヲ含ム)ニ對シ整理ノ要資金(既存債務ノ整理、設備ノ保續、配當ノ維持、従業員ノ整理、金利息、他一般經費等ノ爲ノ所要資金)ヲ供給セシム

(三) 取引金融機關ニ於テ貸付ノ繼續又ハ新規貸付ノ困難ナルモノニ付テハ戰時金融金庫其ノ他ノ國家的機關ヲシテ保證若ハ肩代リ又ハ融資ヲ爲サシム

(四) 前各號ノ實施ニ付テハ全國金融統制會ヲシテ指導幹旋ヲ爲サシム此ノ場合ニハ各產業統制會等ト緊密ナル連絡ヲ保持セシム

(五) 産業設備營團、國民更生金庫其ノ他廢休止企業ノ設備等ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受ケル機關ノ所要資金ノ調達ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

三 浮動資金ノ發生防止對策

(一) 産業設備營園及國民更生金庫ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取リ又ハ其ノ處分ヲ引受ケル場合ハ其ノ代金支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金(假稱)ニ振替フルコト

(2) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(3) 代金ノ支拂ヲ國債又ハ産業設備債券若ハ更生債券ヲ以テ交付スルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)

(二) 統制會社其ノ他之ニ準ズベキ者ニ於テ廢休止企業ノ設備其ノ他ノ資産ヲ買取ル場合モ(一)ニ準ジ措置ス

(三) 民間企業相互間ニ於ケル事業設備其ノ他ノ轉用等ニ當リテハ

可及的ニ代金支拂ヲ要セザルガ如キ質貸借、合併又ハ現物出資ノ方法ニ依ラシムルモ買收ノ形式ヲ採ル場合ニ於テハ其ノ代金ノ支拂ニ付テハ原則トシテ左ノ方法ニ依ラシメ差向キノ生活費、納税、退職金等ノ支出、既存債務ノ辨濟其ノ他必要已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ヲ必要トスル場合ニ付テハ之ヲ調達セシムル爲適當ナル措置ヲ講ズ

(1) 代金ヲ受領者名義ノ政府ニ對スル特殊貸上金ニ振替フルコト

(2) 代金ノ支拂ヲ買收者ノ發行スル社債又ハ國債ヲ以テスルコト(此ノ場合ハ成ルベク登録債制度ヲ活用スルコト)

(3) 代金ヲ受領者名義ノ金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ニ振替フルコト

(四) 政府ニ對スル特殊貸上金ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ生活資金、納税其ノ他已ムヲ得ザル支出ノ爲現金ヲ必要トスル場合ニ於テハ金融機關ヲシテ特殊貸上金ヲ買取リ若ハ之ヲ擔保トシテ融資セシメ又ハ政府ニ於テ其ノ一部ノ返濟

チ濟ス場合チモ考慮ス

金融機關ニ對スル特殊預金又ハ信託ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトハ之ヲ制限ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ現金ノ支出ヲ必要トスル場合ハ預金ノ引出又ハ信託ノ解除ヲ認ム

(四) 實績權補償、營業權補償等ノ意味ニ於テ廢止企業ニ對シ交付セララル共助金ノ支拂ニ付テハ前各號ニ準ジ措置セシムルト共ニ可及的分割拂等ノ方法ヲ採ラシム

(五) 役員、従業員等ニ對スル退職金、支給ハ極力國債ノ交付等ニ依リ可及的ニ現金ノ交付ヲ避ケシメ此ノ場合特殊預金ノ併用ヲモ考慮ス

(六) 前各號ニ依ルノ外尙廢止企業又ハ其ノ關係者ニ於テ差當リ必要トスル額以上ニ現金ヲ受領シタル場合ハ之ヲ國債其ノ他有價證券ノ購入保有其ノ他ノ貯蓄ニ向ケシムル辦法ヲ講ス

廢止企業關係者ノ既成貯蓄ハ國債貯蓄組合ノ引當等ノ方法ニ依リ努メテ其ノ維持繼續ヲ圖ル

(七) 事業ヲ廢止シタル會社ノ措置ニ關シテハ之ヲ其ノ儘存續セシムル等可及的ニ會社財産ノ分解及現金化ヲ防止スル如ク措置ス

(註) 會社ヲ存續セシムル場合ニ於テハ可及的ニ設備、人員等ヲ保存セシムルノ要ナキ様適宜措置ス

三、會社經理對策

(一) 企業ノ頹勢期ニ於テ生ジ易キ經理ノ紊亂不正ヲ防止スル爲廢止企業ノ經理監督ヲ一層強化ス

重點企業ニ付テモ活況ニ伴ヒ其ノ經理ノ放緩ニ流ルルヲ防止スル爲經理監督ヲ強化ス

(二) 廢止企業ニ於ケル經費ノ支出ハ極力之ガ壓縮ニ努メ尙役員ノ退職金ノ支給時期ニ付テモ適當ナル辦法ヲ拂ハシム

(三) 廢止企業ニ付適正ナル利益ヲ維持スル爲左ノ如キ措置ヲ認ム

(1) 已ムヲ得ザル場合ニ於テハ資產ノ時價ニ依リ再評價ニ依リ評價益ヲ計上スルコトヲ認ムルニト

- (2) 會社經理統制令ニ依ル資産償却ノ強制ヲ緩和スルコト
- (3) 必要アルトキハ經營的支出ノ一部ヲ資産ニ計上シ繰延經理スルコトヲ認ムルコト

四 株價對策

- (一) 株價(特ニ廢休止企業ノ株價)ノ不當ナル騰落ヲ防止スル爲メ戰時金融金庫又ハ日本證券取引所ヲシテ適宜市場操作ヲ行ハシメ其ノ他株式ノ取引所ニ於ケル取引ニ付必要ナル措置ヲ講ズ
- (二) 廢休止企業ノ配當ノ急激ナル低下ヲ避クルト共ニ重點企業ノ配當引上ヲ抑制スル爲メ必要ナル措置ヲ講ズ
- (三) 臨時資金調整法ニ依ル増資ノ認可ニ當リ株價對策ノ見地ヨリ適宜考慮ヲ加ヘ要スレバ増資新株ノプレミアム附公募等ヲ爲サシム

五 債權債務關係處理ノ圓滑化

- (一) 廢休止企業及其ノ關係企業ノ債權債務關係ノ處理爲圓滑化ニ依リ努メテ圓滑ニ推移セシム

- (二) 廢休止企業ニ對シテハ差當リ一般債權者ニ於テ取立ヲ緩和スル如ク指導スルモ其ノ債務ハ可及的速ニ整理セシム
- (三) 纏リタル債權者ニシテ之ニ對シテ政府ニ於テ適當措置シ得モモノノ債權取立ハ要スレバ一定期間之ヲ猶豫スル如ク措置ス右ノ場合債權者ノ金融等ニ付テハ必要ニ應ジ政府ニ於テ適當支援助ス

六 財政上ノ對策

- (一) 産業設備管團等ニ對スル損失補償、轉廢業關係者ノ生活費補給、企業整備ニ依リ影響ヲ蒙ル地方財政ニ對スル援助等ニ關シ實濟ニ即シ適當財政負擔ノ措置ヲ講ズ
- (二) 廢休止企業及其ノ關係者等ニ對スル租稅ノ減免ニ付必要ナル措置ヲ講ズ

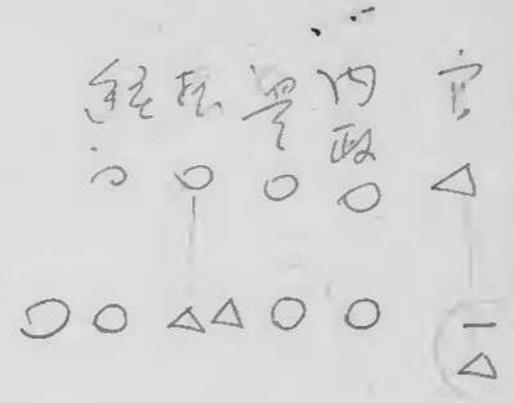
經濟部所管事項中主ナルモノ

- 一 農業ニ關スル事項
- 一 農器具肥料其ノ他農業用資材ニ關スル事項
- 一 畜産ニ關スル事項
- 一 飼料ニ關スル事項
- 一 水産ニ關スル事項
- 一 漁業用資材ニ關スル事項
- 一 林業ニ關スル事項
- 一 木材其ノ他林産物ニ關スル事項
- 一 農業保險家畜保險漁船保險ニ關スル事項
- 一 蠶業及蠶糸業ニ關スル事項

- 一 米麥等主要食糧ノ集荷及配給ニ關スル事項
- 一 青果物、魚介類其ノ他一般食料品ノ集荷及配給ニ關スル事項
- 一 耕地ノ擴張改良農業水利其ノ他耕地ニ關スル事項
- 一 商工ニ關スル事項
- 一 商工組合其ノ他團體ニ關スル事項
- 一 金融ニ關スル事項
- 一 企業許可及企業整備ニ關スル事項
- 一 資材燃料ノ需給統制ニ關スル事項
- 一 纖維製品、紙類、衣料其ノ他日用品ノ需給統制ニ關スル事項
- 一 價格ノ形成及統制ニ關スル事項
- 一 下請工ノ指導受注幹施ニ關スル事項

- 一 工場ノ完成援助ニ關スル事項
- 一 工作機械ノ登録ニ關スル事項
- 一 建設設備制限ニ關スル事項
- 一 工作機械、重要機械、自動車及動力機械等ノ需給調整ニ關スル事項
- 一 度量衡ニ關スル事項
- 一 土木ニ關スル事項
- 一 都市計畫ニ關スル事項
- 一 水陸運輸ニ關スル事項
- 一 水面埋立ニ關スル事項
- 一 土地收用ニ關スル事項

一 其ノ他



- 一、商工部令ノ指導監督ニ関スル事項
- 二、白紙註轉送ニ関スル事項
- 三、統制ニ関スル事項
- 四、協力ニ関スル事項
- 五、工作機械登録ニ関スル事項
- 六、機械設備制限ニ関スル事項
- 七、軍需品並ニ軍需物資製造ニ関スル事項
- 八、糧食並ニ砂糖並ニ食料ニ関スル事項
- 九、纖維工業設備ニ関スル事項
- 一〇、考査及代用品ニ関スル事項
- 一一、舊軍需品ニ関スル事項
- 一二、轉業指導等ニ関スル事項

大日本帝國政府

- 一三、銀行、無量貸付其ノ以金融ニ関スル事項
- 一四、物價統制ニ関スル事項
- 一五、木船ノ製造並ニ修理ニ関スル事項
- 一六、企業者並ニ労働者ノ利害調整ニ関スル事項
- 一七、工場、定成強功ニ関スル事項
- 一八、商業組合、工業組合、貿易組合其他商業團體ニ関スル事項
- 一九、工作機械、重要機械、動力機械等ノ需給調整ニ関スル事項
- 二〇、新造品等ノ製造、販賣、制限等ニ関スル事項
- 二一、貿易ニ関スル事項
- 二二、百貨店、取引所、倉庫等ニ関スル事項
- 二三、商工金融並ニ更生金庫ニ関スル事項
- 二四、其ノ他

(折上ノ規定機務05一八×三三)

經濟部ヲ二部制トスル場合ノ分課案

經濟部第一部

農務課

食糧課

水産課

林業課

林務課

商工課

林務課

經濟部第二部

(木船課)

土木課 (土木部ヲ置カザル府縣)

2

大日本帝國政府

經濟部所掌事項

（昭和四年八月二十七日）

裏面白紙

17

大日本帝國政府

經濟部所掌事項

一 農業三関

一 農業技術指導

二 農事

一 農事團體指導監督

○ 主要食糧農產物改良増殖

○ 自給肥料改良増産及施肥改善

○ 農作物凶作防止及調査及獎勵

一 農業經營指導

○ 勞力需給調整

○ 有畜農業之普及獎勵

○ 自作農創設維持

○ 小作農俸 ○ 副業指導獎勵 ○ 農業保險

○ 農用機械管理及利用

一 農地開發及改良

(確定規格外一八二×二七五)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>○耕地整理及農業水利 ○土地利用及開墾獎勵 ○暗渠排水及綿絲各業土獎勵 ○農用公共施設改良</p>	<p>一 小作團俾其其他農地利用三箇之章法、調停</p>	<p>一 農業團作、指導監督</p>	<p>一 肥料、検査及配給</p>	<p>一 農產物、^{販賣}配給統制</p>	<p>一 農村金融及負債整理</p>
--	------------------------------	--------------------	-------------------	--------------------------------	--------------------

(國定規程第一八二条三項七目)

裏面白紙

大日本帝國政府

二 農器具、肥料其、他農業用資材 肉、事、次	○ 農用器具機械、改善 ○ 農林漁業用資材、給 ○ 油脂、給、給、給 ○ 肥料、給、給、給
三 畜產、肉、事、次	○ 有畜農業、獎勵 ○ 羊毛、自給、施設、獎勵 ○ 畜產、肉、事、次、給、給、給
四 畜產、肉、事、次	○ 畜產、肉、事、次、給、給、給 ○ 畜產、肉、事、次、給、給、給

(續) 農林部 第四二二二號 第七頁

裏面白紙

大日本帝國政府

四 飼料三箇 五 事項	○ 飼料、配給
五 水產三箇 六 事項	○ 水產増殖業務 ○ 沿岸漁業指導 ○ 遠洋漁業指導 ○ 漁業組合指導監督 ○ 漁船保險指導獎勵 ○ 水產物地方検査 ○ 漁業取締 ○ 漁港、船泊及船揚場 ○ 漁船用石油消費取本
	水產、指導獎勵及調査 漁業、指導、取締及許可漁業

(規定縦横部一二・三・四・五・六・七・八)

裏面白紙

大日本帝國政府

	<ul style="list-style-type: none"> ○水產物ノ集荷及配給ノ統制 ○水產團體ノ事 ○魚市場
<p>六、漁業用資材 ニ関スル事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○漁網其他漁具其他漁業用資材 ○漁船用石油消費規則
<p>七、林業ニ関スル 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○営林ノ指導監督 ○造林ニ関スル事項 ○森林火災保險 ○保安林ノ施業制限 ○荒廢林地復旧及災害防止林業施設 ○林産ニ関スル事項 ○林産物検査

(圖記帳簿第一八二五、五七七)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>○ 林業團體 ○ 林業團體資材</p>															
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

(國定規格第一八二二五七種)

裏面白紙

大日本帝國政府

	〇產額處理 〇製糸 〇蚕糸業 〇蚕糸業共同施設 〇蚕糸業団体
十一、米、麦、豆类 要食糧、集荷 及配給	〇米穀及麦類、集荷配給 〇麦類及精麦、配給 〇麵類及其他代用食糧、配給 〇食糧管理 〇食糧管理
十二、青果物、魚 介類其他	〇青果物、集荷配給 〇鮮食料品、畜産品及食用油、配給 〇青果物、集荷配給 〇鮮食料品、畜産品及食用油、配給

生産者 ↓ 中央委員会
 ↓ 地方委員会
 ↓ 中央新米中納 ↓ 地方新米中納

(續定規條第一八二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

裏面白紙

大日本帝國政府

一般食料品ノ 集積及配給ニ 関スル事項	○ 味噌、醬油、酒類、食用油、砂糖等工業食料品ノ配給
肉食、鶏卵、乳製品等畜産食料品ノ配給	○
十三、耕地整理 改良、農業 水利、其他耕 地ニ関スル事項	○ 耕地整理、其他耕地ニ関スル事項 ○ 農業水利 ○ 用望助成 ○ 土地利用 ○ 用排水幹線改良 ○ 用望地移住奨励ニ関スル事項 ○ 耕地用機械ノ利用奨励ニ関スル事項 ○ 耕地用公共施設ノ新設及改良 ○ 農業道路ノ新設及改良

(縦長規格 一八二×二七五)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>十四.商工三團之 事項</p>	<p>○暗渠排水及赤緯字工三團之事項 ○商工業及交易ノ改善ノ充達</p>
<p>十五.商工組合其 他團作三團之 事項</p>	<p>○商工組合(商工組合法第十九條第二項ノ規定ニ依リ存 續スル商工業組合及工業組合ヲ含ム)貿易 組合其ノ他商工業團作ニ關スル事項 ○商工經濟會</p>
	<p>會頭其ノ他役員ノ任免ニ地方長官干渉ス 物及予算及賦課金ノ賦課徴收方法ノ認可 物及決算及年報ノ提出ノ届出 定款ノ變更ノ認可 其ノ他商工大臣ニ提出スルキ書類ハ地方長官ヲ經由</p>

(制定規格B182×257)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>貿易組合法</p>	<p>輸出組合 輸入組合 貿易振興ヲ圖ルニ共同ノ施設ヲ為ス目的トス</p>	<p>重要物資同業組合法</p>	<p>兩引所法</p>	<p>中央卸賣市場法 大藏大臣ノ監督ニ付地方長官經由</p>	<p>銀行法</p>	<p>臨時休業場合地方長官ニ届出</p>	<p>右開各場合</p>	<p>外國銀行ノ信託ノ場合ノ地方長官ノ確認ニ付寫</p>	<p>無盡業法</p>	<p>空殼ノ商賣 事業ヲ法外ニ經營スルノ商賣 出資者ノ代理者ノ設置 本府其他商賣ノ設置ノ方法 地方長官ニ送付申請</p>
--------------	---	------------------	-------------	------------------------------------	------------	----------------------	--------------	------------------------------	-------------	--

(規定規格B5(182x257))

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>警務開始ノ届出</p>	<p>其ノ他重要事項ノ届出</p>	<p>大務大臣ニ提出スル書類ハ總テ地方長官經由</p>	<p>市街地信用組合 <small>（組合員外）</small> <small>法律ノ產業組合法ニ依ル信用組合ハ其ノ別ノ規定ヲ受ケ得ル由ニシテ、 昭和四年四月一日ヨリ市街地信用組合ニシテモハルハ法律ノ組合ニシテモハル</small></p>	<p>○企業許可令 附令ヲ以テ指定スル事業（指定事業）ノ開始マシタル者ハ</p>	<p>地方長官ノ許可ヲ要ス（主務大臣許可ノ場合ハ經由）</p>	<p>其ノ他指定事業ノ委託、後備ノ事務又ハ出張 許可ニ付</p>	<p>同断</p>	<p>○企業整備令</p>	<p>施行規則</p>	<p>主務大臣ニ提出スル書類ノ地方長官經由</p>
----------------	-------------------	-----------------------------	---	---	---------------------------------	----------------------------------	-----------	---------------	-------------	---------------------------

（制定規程第一二二二五七號）

裏面白紙

裏面白紙

實際に企業を整理するに動カズ
神奈川県企業整備委員会 一部會

中央ノ指示ニ基キ整備方針ヲ部會ヲ決定

商業關係

二十數部會

工業關係

第一種 纖維原料工業

大伴室了

第二種

單糸工業ノ般

企業系列ノ整備

協力工場ノ決定

工場ノ整備組合

総利組合ノ結成

第三種

日用品工業等

企業整備ノ手段

工場ノ評價事務

国子院長 国造衛 市村重吉
小栗内子氏

大日本帝國政府

	報告ラ徴シ 陸検 帳簿其他の簿籍件ノ検査 四方長官ノ権限
十八 資材ノ 需給統制 二箇ノ事項	金属 石炭 (八五〇噸以上大口消費者ハ政府ノ許可) 以下小口ノ 四方長官 官廳用 陸運課 自衛隊用 陸運課 海軍用 陸運課
	燃料 石油 雑工業用植物油 セメント
	洋松脂 精製漆、カーバイト、 自轉車、リヤカー、同タイヤチューブ 小型自動車タイヤ チューブ 一般民需用動力傳導用ゴム調帯 皮革

(制定規程第百八十二條ニ依リテ)

裏面白紙

大日本帝國政府

十九、纖維製	糸、生糸、工業用縫糸、家庭用縫糸、洋傘
品、紙類、衣	特定出版物用紙、事務用紙、屑紙
料、其他用品	標單靴、布靴、特定產業用特皮ゴム靴
品、配給品	地下足袋
制、園之可項	燐寸
	衣料品、労働作業衣用綿製品
	中等學校制服、學童服、單手
	製綿
	石鹼、洋蠟燭、和傘
	齒製品、統制運動具用品、學童用金屬文具
	古竹園紙

(編定規格第一八二、三三三號)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>○九二八價格、例外許可、修繕料等、額、例外許可、修繕料等、協定額、例外許可、公定價格、例外許可</p> <p>○九二八價格、指示、修繕料等、額、指示</p> <p>○協定價格、認可、修繕料等、協定料金、認可</p> <p>○公定價格、設定</p> <p>○奢侈品等、規格外禁止、許可</p> <p>○宅地建物等價格、例外許可、額、判定困難之時、認可、分讓地價格、認可、宅地以外、土地、宅地、之、為、合、意、買、取、時、認可</p> <p>○物品、買占、又、八、賣、惜、指示、拒于、合、也、又、八、負擔、附、點、賣、指示、修繕業者、料金、揭示、免除、又、八、物品、點、賣、業者、價格、表示、免除</p>

(協定價格 五二八二五七種)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>二〇. 價格ノ形成及統制 ニ関スル事項</p>	<p>○價格形成委員會官制 價格形成地方委員會（道府縣ノ各ヲ冠ス） 會長 地方長官 地方長官ノ諮問ニ應ジ價格形成ニ関シ調査審議 專任委員會</p>
<p>○價格等統制令 價格（貸付料、土地及建物ノ價格） 各重務大臣ノ権限</p>	<p>○價格等統制令施行規則 指定期日價格以外價格ノ認可 告示 府縣單位ハ地方長官</p>

（國定規格區一八二・二七七）

裏面あり

三、協力工場
二、園二半次

中二種工業在昔整備ノ事施設工場ヲ決定ス
親工場ヨリ申請アリシ工場ニ付中二種工業在昔整備協同会ニ
附議シ果テ答申決定ス

器

陸海軍

経利公

経利工場ニ付同所

薪、木炭

石炭、石油、セメント

別資料ノ配給

釘、針金

軍手、地下足袋

雑

ベルト、はき下

各種品

大日本帝國政府

<p>陸軍</p>	<p>陸軍 受注ノ輸送 製出 検査 (検査員ノヲ轄ニ置ク) 陸軍ノ野海軍統制工務統制組合 陸軍</p>	<p>海軍 受注ノ輸送 製出 検査 (検査員ノヲ轄ニ置ク) 海軍ノ野海軍統制工務統制組合 海軍</p>	<p>航空工務統制組合 (軍需者ヨリ充テ) 航空工務 航空工務</p>	<p>技術指導</p>				
-----------	--	--	---	-------------	--	--	--	--

統制
 陸軍
 海軍
 航空工務
 技術指導

裏面白紙

大日本帝國政府

二 統制 工業ノ指導 及 重要 輸送 設備 事項	協力工場以外ノ中小工業ニ於テ工場ヨリノ活支ヲ斡旋ス 又 試驗場ニ於テ若小指導ヲ派遣シテ技術指導ヲ行フ 商工組合 統制組合 施設組合 統制組合ハ一定地区ニ於テ同種又ハ二種以上ノ事業ヲ別 ニ之ヲ以テ立ス
-----------------------------------	--

(規定規格區一八二×二七柱)

裏面白紙

大日本帝國政府

三、工場完成	戰力增強連絡室	早、名稱、依、以、概、圖、了
援助	本部	
事項	土地買收	技術者、及、予、預、者、予、斡、旋
	電力	會、糧、其、他、資、材、斡、旋
	木材	
	運送	

(國家規格B5ハニシ紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

<p>工作機械 登録二周 ノ事項</p>	<p>商工陸軍海軍省各工号 工作機械等登録規則</p>
<p>目的</p>	<p>(一) 機械工業ノ總力發揮 (二) 中小工業ノ対策樹立 (三) 機械工業ノ資料配給 (四) 通用工場ノ通用設備ノ年一回登録届出ヲ為サレム</p>
<p>取締規程</p>	<p>取締規程</p>

(指定規格B2ハニキニ準ヒテ)

裏面白紙

大日本帝國政府

五機械設備

昭和十四年九月二十五日商工省令第五十七号

制限三箇之

機械設備制限規則

事項

目的

不急不健全工場・濫設・防止

現況

戰時下機械工業ノ重要的整備充實

機械各統制會取物品目以外ノ製品製作ノ為
本則適用機械設備ノ新設又ハ増設ノ際
許可申請書提出

高工大臣ニ進達ノモノ
地方長官許不旨ヲ決スモノ

(國家規格B6-112-1977)

裏面白紙

13

大日本帝國政府

水陸運輸ニ關スル事項

- 一、軌道法施行ニ關スル事項
- 二、地方鐵道ヲ路面ニ敷設スル場合ノ認可ニ關スル事項（地方鐵道法第四條）
- 三、自動車道事業ニ關スル事項（自動車交通事業法第四章）
- 四、渡船場設置ニ關スル事項（道路法第二六、二七條）
- 五、無軌條電車ニ關スル事項（明治四、一二、一四太政官布告第六四八號）
- 六、治水修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニハ入費徵收許可方）
- 七、運河法施行ニ關スル事項（前掲太政官布告）
- 八、棧橋貯水場ノ設置岸壁ノ使用其ノ他河川敷ノ任用ニ關スル事項

裏面白紙

153

大日本帝國政府

Category	Department / Usage
A	陸軍用
B	海軍用
B _x	鋼造船用 (民間工場)
C ₁	充足軍需用
C ₂	生産擴充用
C ₃	官廳用
C ₄	外地用 (滿洲、關東州、支那、泰國)
C ₅	一般民需用 (公共團體用ヲ含ム)
C ₆	鐵道用 (官需、民需、港灣荷役ヲ含ム)
C ₇	南方地域用
C ₈	民防空用
D	航空機用 (全)

鐵鋼割當部門

府縣ニ於ケル鐵鋼割當割當分

1、公共團體用

(内務、厚生、農商、文部關係分)

2、民需ノ一部厚生文部關係分

(參考)

一般民需用ノ發券者

1 鐵鋼統制會

2 管鐵工聯

3 土建聯合會

等

裏面白紙

大日本帝國政府

A	陸軍用
B	海軍用
C ₁	充足軍需用（軍）
C ₂	生産擴充用
C ₃	官廳用
C	外地用
C _e	一般民需用（公共團體用ヲ含ム）

石油割當部門

- 府縣ニ於ケル石油割當擔當分
- 1、官廳用（府縣用）
 - 2、公共團體用
 - 3、一般民需用
 - 4、生擔ノ軍需會社以外ノモノ

裏面白紙

大日本帝國政府

說明

(一九四二年、空海參事官ニ送附)

一、最近ニ於ケル地方經濟行政ハ戰時經濟ノ進展ニ伴ヒ益々複雜ニシテ賡汎多岐ニ亘レル實情ニアリ特ニ食糧ノ増産確保、木材及薪炭ノ生産供出、企業整備、各種資材及日用品ノ配給等亘帯生産ニ對スル協力等ハ現下喫緊ノ要務ナルモ之ガ善滑ナル實施ハ極メテ困難ナル條件下ニアリテ其ノ成果ノ暴ルト否トハ地方ノ工夫ト努力トニ俟ツ所極メテ大ナルモノアリ而シテ現在之等ノ事務ハ一人ノ職府縣經濟部長ノ所掌スル所ナルモ、所掌事務ノ内容賡汎ナルニ加ヘテ、事務ノ性質上各種會議其ノ他ノ會合ニ出席ヲ要スルコト多キ爲到底其ノ事務ニ精進シ十分ナル企畫ト準備トヲ以テ專ニ當ルノ餘裕ナク所謂行届キタル行政ヲ期待

裏面白紙

大日本帝國政府

シ得ザル傾キアリ

依ツテ重要府縣ニ於ケル經濟部ヲ分チテ經濟第一部及經濟第二部トシ部長二人ヲ以テ各々主管ノ經濟行政ヲ專念セシメ以テ戰時下地方經濟行政ノ一層圓滑ナル實施ヲ期セントス

一 經濟第一部及經濟第二部ノ事務分掌ノ區分ニ當リテハ經濟行政事務ハ相互ニ關聯多ク二部制トスル爲却テ事務ノ複雜遊離ヲ來ス虞アル點ヲ特ニ考慮シ、經濟第一部ニ於テハ農畜水産物ノ生産、集荷、配給其ノ他専ラ食糧行政ヲ中心トシ第二部ニ於テハ物價、度量衡、木船ノ製造及修繕並ニ林業及林産物其ノ他商工一般ニ關スル事項ヲ掌ラシメ兩部ノ事務分掌區分ヲ可及的明確ナラシムルト共ニ、特ニ單附生産増強ニ關スル事務ニ付テハ經

裏面白紙

大日本帝國政府

濟策二部ヲシテ、内外連絡協調ノ中樞タラシムル如クセントス
尙經濟行政ハ現下地方行政中樞メテ重要ニシテ其ノ中心ヲ占メ
地方長官ハ常ニ其ノ内容ヲ詳知シ又自ラ障礙ニ立テ指揮スルヲ
要スル所少カラザルヲ以テ經濟第一節及第二節ノ經濟行政ノ綜
合調整ハ地方長官自ラ之ニ當リ、然シ當リ之ガ爲大府縣ト雖モ
特ニ經濟局ヲ設クル等ノコトハ考慮セザルコトトセリ

三、官房長制度ハ之ヲ廢止シ官房所掌事項中人事、道府縣會、豫算
會計ニ關スル事項ハ之ヲ內政部ニ移管セリ官房長制度ハ昭和十
七年十一月一日設置セラレ、爾來一年有半知事ヲ輔ケテ部内重
要事項ニ參與スルト共ニ内外ノ連絡協調ニ意ヲ用ヒ地方行政
ノ綜合的運営上相當ノ成果ヲ收メタルモ前述ノ如ク最近ノ經濟

裏面白紙

大日本帝國政府

行政ノ實情ニ基キ經濟部ニ部制ノ設置ヲ要スルニ至リタル爲ニ
ムヲ得ズ官房長ヲ廢止シ之ヲ經濟部長ノ増員ニ振替ヘタリ

四 北海道廳ニ在リテハ前記改正ノ外振興部ヲ廢シテ土木部及營林
部ヲ設クルモノトス

北海道ニ於テハ他府廳ト異リ廳費土木工部モ總テ道廳自ラ之ヲ
行ヒ其ノ工費ハ相當多額ニ上ルノミナラズ其ノ他ニ地方費土木
工部アリ又目下實情中ノ土地改良事業ハ其ノ規模極メテ大ニシ
テ之等ヲ併セ施行スル爲ニハ現ニ土木部ヲ設置セル府廳ト比ス
ルモ土木部ノ獨立ハ急務ナリト考ヘラル

又北海道ニ於ケル國有林ハ北海道廳ノ所管ニシテ尙其ノ他ニ廣
大ナル地方費林民有林アリ全國林野面積ノ約三割五分ヲ占ム、

裏面白紙

大日本帝國政府

而モ現下ノ木材需要ノ激増ニ伴ヒ北海道ハ全國木材供給ノ二割
強ク負擔シ殊ニ航空機用材ノ供出ニ付テハ特ニ重要ナル役割ヲ
演ジツツアリ之ガ爲營林事務ノ増加及複雑化ハ種クベキニノア
ル實情ニ付營林部ヲ獨立シ之ガ事務ノ一層圓滑強力ナル實施ヲ
期セントス

裏面白紙

14

經濟行政各部所掌事項地方劃分對照表

政林	部木土	部二第濟經	部一第濟經	北海
林產物	一土木 二水陸運輸 三水面墾立 四土地收用 五森林原野、	一水產及水產物 二商工其ノ他 三物價 四度量衡 五船舶	一農畜水產及農產物 二飲食物品 三食物及其ノ他 四農地ノ利用 五開墾地ノ利用 六國有未開地	府
	部二第濟經	部一第濟經		縣
	一農畜水產及農產物 二飲食物品 三食物及其ノ他 四農地ノ利用 五開墾地ノ利用 六國有未開地 七森林原野及林產物 八商工其ノ他 九物價 十度量衡 十一船舶 十二土地收用 十三水面墾立 十四電力	一農畜水產及農產物 二飲食物品 三食物及其ノ他 四農地ノ利用 五開墾地ノ利用 六國有未開地 七森林原野及林產物 八商工其ノ他 九物價 十度量衡 十一船舶 十二土地收用 十三水面墾立 十四電力		
	部木土	部二第濟經	部一第濟經	(1) 經濟部ノモノ
	九乃至十二	四乃至十二	一乃至三	(2) 土木部ノモノ
	部木土	部二第濟經	部一第濟經	(3) 經濟部ノモノ
	九乃至十二	四乃至十二	一乃至三	(4) 經濟部ニ對シ及土木部ノモノ

めくれず

裏面白紙

法制局の改定(一九二三年四月)

第一條 北海道官制ニ左ノ通改正ス

第一條第一項「官房長 一人」ヲ削リ「部長 四人」ヲ

部長 六人ニ改ス

第十條中「四」ヲ「六」ニ、「經濟部」ヲ「經濟部」ニ改ス

第十一條中第一號、第三號及第五號乃至第十號ヲ削リ第二號ヲ第一

號トシ第四號ヲ第二號トス

第十二條第一項中第六號ヲ第十二號トシ以下主條左順次繰下テ第四

號及第五號ヲ削リ第一號ヲ第九號トシ第二號ヲ第九號トシ第三號ヲ

第十號トシ第一號乃至第九號トシテ左ノ如ク加フ

同項

一 官吏ノ進擧及身分ニ關スル事項

二 褒賞ニ關スル事項

三 統計ニ關スル事項

四 國庫ニ關スル事項

五 北海道會、北海道事務會及北海道地方官ニ關スル事項

六 支廳及市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

經濟第一節ニ於テハ左ノ事項ヲ加ル

一 農産及畜産ニ關スル事項

二 飲食料品(水産物及加工品)ニ關スル事項

三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ中ニ關スル事項

四 拓殖ニ関スル事項
 五 殖産地ノ審定附帯其ノ他無益ニ關スル事項
 六 國有土地地番分關スル事項
 七 土地ノ地分及開墾ニ關スル事項
 第八條第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水産漁業及水産漁獲物ニ關スル事項
- 二 商工ニ關スル事項
- 三 物價ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 木業ノ他産業經濟ニ關スル事項
- 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土木ニ關スル事項

- 二 水陸運輸ニ關スル事項
- 三 水面埋立ニ關スル事項
- 四 地籍ニ關スル事項
- 五 所有地管理ニ關スル事項
- 六 土地收用ニ關スル事項
- 林政
 林部ニ於テハ森林原野及林産物ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十二條ノ三 土木部及^{林政}林部ノ部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條第一項ヲ削ル

第十四條中「官房長又ハ」ヲ削ル

第十六條第二項、第十六條ノ二、第十七條、第十九條ノ二、第二十條中「^中經濟部ヲ」經濟部ニ改ム

第二十六條ノ二、第二十九條ノ二、第三十條中「^中經濟部ヲ」經濟部ニ改ム

事務官ニ任シテ掌ル

第二條 總太監官制中左ノ通改正ス

事務官 專任十五人
事務官 專任十四人

第一條第一項中「部長 三人」ヲ「部長 四人」ニ改ム

第九條中「三部」ヲ「四部」ニ、「經濟部」ヲ「經濟部」ニ改ム
經濟部第一節
經濟部第二節

第十二條 經濟部第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農産物及農産物ニ關スル事項
- 二 水産物及水産物ニ關スル事項
- 三 礦山ノ選定計畫其ノ他礦山ニ關スル事項
- 四 土地ノ墾分及開墾ニ關スル事項
- 五 地籍ニ關スル事項

第十三條 森林原野及林産物ニ關スル事項

- 一 商工ニ關スル事項
- 二 礦業及鑛業ニ關スル事項
- 三 物價ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 木料ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 土木ニ關スル事項
- 七 水陸運輸ニ關スル事項
- 八 水面浮立ニ關スル事項
- 九 土地墾用ニ關スル事項

十 電力ニ關スル事項

十一 其ノ他産業經濟ニ關スル事項

第三條 地方官官制中左ノ邊改正ス

第一條第一項中「官房長

長」ヲ「
長」ニ改ム

同條第三項ヲ削ル

同條第四項中「專任百三十六人」ヲ「專任百七十一人」ニ改ム

第三條中「官房長」ヲ削ル

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ該府縣ニ依テ警察第一節及

經濟第二節ヲ又ハ土木部ヲ屬クコトヲ得

第十三條中第一號、第三號及第五號ヲ刪除シ同條第二號ヲ第一

號トシ第四號ヲ第二號トス

第十四條中第六號ヲ第十一號トシ以下五號ヲ順次繰下シ同條及

五號ヲ削リ第一號ヲ第八號トシ第二號ヲ第九號トシ第三號ヲ第十號

トシ第一號乃至第七號トシテ左ノ如ク加フ

一 官更ノ進退及身分ニ關スル事項

二 褒賞ニ關スル事項

三 統計ニ關スル事項

四 議員選舉ニ關スル事項

五 府縣ノ行政一級ニ關スル事項

六 市町村其ノ他公共團體ノ行政ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

第十四條ノ二申一書一書乃其第四條一ヲ一書一書其書一書一書
 三 五 號ヲ 號ニ 號トシ以下五條宛順次繰下ガ第一條中ニ
 ノ列ク改ム

- 一 農産及農産物ニ關スル事項
- ニ 飲食料品ニ關スル事項
- 三 小作賃借其ノ他農地ノ利用耕作ノ争議ノ調停ニ關スル事項
- 四 森林原野及狩猟ニ關スル事項
- 五 水産物ニ關スル事項
- 六 畜産物ニ關スル事項
- 七 林業及林産物ニ關スル事項
- 八 穀價ニ關スル事項
- 九 皮革業ニ關スル事項
- 十 木造ノ製造及修繕業ニ關スル事項

本其ノ他重要經濟ニ關スル事項
 第十七條 經濟策一部ニ關スル事項ノ一ニ一號乃至第三
 號ヲ掌ル

經濟策二部ニ於テハ第一條ノ一ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル
 ルニシテ木造ヲ暨ク修繕ニ在リテハ第四號乃至第九號ノ事務ヲ掌ル
 同條
 經濟策二部ニ於テハ第一條ノ一ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル
 同條
 經濟策二部ニ於テハ第一條ノ一ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル
 同條

內閣大臣ハ府縣ノ實情ニ依リ前二項ニ定ムル所定事務ノ區分ヲ掌ル
 府縣ニ於テハ第十四條ノ二第ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル
 府縣ニ於テハ第十四條ノ二第ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル
 府縣ニ於テハ第十四條ノ二第ニ一號乃至第十號ノ事務ヲ掌ル

第十八條中一及高島縣一ヲヨル
 第十八條中一及高島縣一ヲヨル
 第十八條中一及高島縣一ヲヨル
 第十八條中一及高島縣一ヲヨル

大日本帝國政府

法制局改正案ニ対スル意見

一 林務ニ関スルコト

國有林ニテハ一般民有林ニ行政ノ対象トシテ故ニ官林ヨリハ
適當ナラン

二 飲食料品(水産物及其ノ加工品ヲ除ク)ニ関スル事項

飲料品

酒類 清涼飲料水、生産配給消費

食料品

味噌、醬油、食用油、砂糖

瓶詰、罐詰類、生産配給消費

牛乳及乳製品、肉加工品

水産物加工品、生産配給統制

醸造ニ関スル事項、製粉ニ関スル事項

食料ニ関スル市場、商業組合、工業組合其、他食料團體ニ関スル事項

(規定規格部一八二ニニ七紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

飲食料品ノ意義如何

食料品ハ加工モノヲ謂フ

田類鶏卵ハムソーセイジ牛乳乳製品ハ畜産品ト云ハルカ

大規模ノ製粉工業糖詰工業等ヲ一般工業ノ所管ト異ナシムル

理由アリヤ 製品ノ配給消費ノ一般食料品ト同部ニテ西條

ハレムルヲ以テ是ルカ

農畜水産物ノ概念ニ食料品ハ包含セラレタルヤ

食料品工業ニ關スル事項ハ地方長官ニ或ハ稅務解説ノ余地

通稱ヲ以テ説明シ

ヲ與ヘ更ニ大綱ヲ變更スル要アル場合ニ別ノ法ヲ定メストスル

ヲ商 當トセン

水産物水産物ニ關シテハ(食料品加工品)ノ規定ヲ爲説明ヲ要セシ

体裁ノ統一ナシ

(規定規格第一二七ニ依テ)

裏面白紙

大日本帝國政府

三項民地ノ選定計畫其他殖民ニ關スル事項

ヲ「拓殖ニ關スル事項」ニ改定件

拓殖ノ意義

拓殖計畫ノ調査

拓殖費ノ算編

拓殖費ノ算執行ノ監査

○開墾(固有地開墾及有地開墾) 施設(商易軌道)

○森林(管理) 施設(企業) 林產物適合官行所伐)

森林土木、造林、林業試驗場

○產業費

農、水、工業試驗場、明渠排水工事

獸疫防除施設、鉦床調査、工業振興

○土木費

官房
拓殖計畫課

(制定規格外 八二×三三センチ)

裏面白紙

大日本帝國政府

○補助費
(治水、道路、港湾、各種工事)

森林、土地改良

産業、智識補助、農事、甜菜、畜産

結論

拓殖の概念は北海道開墾、及びその施策を綜合するに在り、
意三、殖民は其の一部を意味する。

(編定紙幣第一八二二五七號)

裏面白紙

大日本帝國政府

○ 殖民ニ関スル事項ノ内容

ノ 特任者ニ関スル事項

2 殖民地ノ選定及区劃ニ関スル事項

3 殖民事業調査ニ関スル事項

4 殖民地施設ニ関スル事項

5 殖民軌道ニ関スル事項

6 國有未開地處分ニ関スル事項

7 地籍ニ関スル事項

8 拓殖実習場及拓殖館ニ関スル事項

別項トスルコト

(編定規格第一八二×二三七紙)

裏面白紙

大日本帝國政府

四 國有未開地處分ニ関スル事項

開墾ハ國有未開地ノ處分ニ入ルカ

國有地ヲ開墾スル場合ナキカ

民有未墾地開墾資金ニ関スル事項 (農政課所掌)

(利子補給)

開墾助成ハ現在ハ土地改良課ニ於テニ行ハル

地籍事務ヲ規定セザルニスレバ國有未開地ノ管理及處分ニ関スル

事項トシテハ如何

五 地籍事務ヲ掌ルノ部テ掌ルカ

○ 國有財産ノ管理トシテハ政務部所掌ト解セザルヤ

○ 工部部所掌ト解セザルヤ

(國定規程第一八二ニ依リ)

裏面白紙

大日本帝國政府

六 水産漁業ノ漁業ノ海獣ヲ指稱スルモ正ニ附シ 前ルモ是又

ナコラン

七 樟ノ産官制中

「飲食料品」ノ「拓殖」ニ關シ前記ト同ジ

地籍ヲ同シ

八 地方官官制中

○ 所屬ノ區分ノ特例ハ省令ヲ要セザルカ、

若シモ是ニヤウニシラシ

○ 森林原野ハ

(國史館蔵書)ニシテニシテニシテ

裏面白紙

昭和十九年六月十日

通 覧 案

年 月 日

次 官

地 方 長 官 宛

(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

地方行政機構ノ整備強化ニ關スル件

最近ニ於ケル地方行政ノ實情ニ鑑ミ近日左記ノ如ク地方行政機構ノ

内 務 省

整備強化ヲ圖ルコトト相成候條貴廳ニ於ケル之ガ實施ニ萬遺憾ナキ
ヲ期スルト共ニ施行ノ上ハ本改正ノ趣旨ヲ體シ戰時下地方行政ノ伸
張ニ付一層ノ御盡力相成度依命此段及通牒候

記

一 改正ノ趣旨

最近地方經濟行政ハ著シク廣汎多岐ニ亘ルト共ニ戰力増強及國民
生活ノ安定確保上愈々其ノ重要性ヲ加重シ來レル現況ニアリ而モ
戰局ノ緊迫ニ伴ヒ其ノ運営ハ漸次複雑困難ヲ加ヘ、現在ノ機構ヲ
以テシテハ現下ノ戰時經濟政策ノ敏活的確ナル滲透徹底ヲ圖リ
其ノ圓滑ナル施行ヲ期シ難キ憾ナシトセズ、依ツテ重要府縣ニ於

大内閣府知事ノミ

ケル經濟部ヲ分チテ二部トシ、經濟第一部ニ於テハ専ラ食糧行政ニ關スル事項ヲ掌リ現下喫緊ノ要務タル食糧ノ増産及配給ノ確保ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ、經濟第二部ニ於テハ商工其ノ他經濟一般、森林原野及林産物竝ニ土木ニ關スル事項ヲ掌リ特ニ軍需生産増強ニ關シ國內外ノ連絡協調ノ中樞タラシムル如クシ以テ地方經濟行政ノ一層圓滑強力ナル實施ヲ期セントス

右ニ伴ヒ官房長制度ハ之ヲ廢止シ官房所掌事項中人壽、府縣會、豫算及會計ニ關スル事項ハ之ヲ内政部ニ移管シ、經濟及警察ニ關スル事項以外ハ總テ之ヲ内政部長ヲシテ統轄セシムルコトトセリ
（尙生産増強遂行上勤勞行政ノ益々重要ヲ加ヘツツアル現況ニ當

内務省

ミ貴府警察局長ニ勤勞部ヲ設置スルコトトセリ

二改正ノ内容

(一)内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部ニ代ヘ經濟第一部及經濟第二部ヲ置クコトヲ得

貴(府)縣ニハ經濟第一部及經濟第二部ヲ設置セラルル見込ニシテ之ガ指定ハ改正官制公布ト同時ニ内務省告示ヲ以テス

(二)經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1. 農畜水産及農畜水産物ニ關スル事項

2. 飲食料品ニ關スル事項

3. 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ争議ノ調停ニ關スル事項

即ち農畜水産ニ關シ生産集荷配給ヲ通ジ食糧行政ハ一貫シテ之ヲ經濟第一部ニ於テ掌ラシメントスル趣旨ニシテ(イ)專用資材、(ロ)肥料及飼料、(ハ)農地ノ開發及改良、(ニ)關係産業團體及組合、(ホ)食料品工業ニ關スル事項等ハ總テ之ヲ包含スルモノトス尙豐稔ハ從前通産省ニ含マルルモノトシ經濟第一部ニ於テ之ヲ掌ル

(三)經濟第二部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 森林原野及林産物ニ關スル事項

二 商工其ノ他經濟ニ關スル事項

三 物價ニ關スル事項

四 度量衡ニ關スル事項

五 船舶ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

六 土木ニ關スル事項

七 土地收用ニ關スル事項

八 水陸運輸ニ關スル事項

九 水面埋立ニ關スル事項

但シム一ノ事項ハ土木部ヲ置ク府縣ニ在リテハ土木部ニ於テ之ヲ掌ル

海工其ノ他經濟ニ關スル事項ヲ中心トシ併テ土木及山林ニ關スル事項ヲ掌ル等ニ軍需生産増進ニ關シ陸内外ノ連絡協調ノ中

内務省

山林行政ヲ經濟第二部ニ於テ掌ルコトトセルハ最近木材其ノ他
林産物ノ生産及配給ニ關スル事務ノ極メテ重要ナルト之ガ軍需
生産増進上密接ナル關係アルニ依ル

金屬回收ニ關スル事務ハ従前内政部ノ掌ル所ナリシモ今後ノ金
屬回收ハ主トシテ企業整備ト密接ナル關係アルヲ以テ爾今本
務ハ「商工其ノ他經濟ニ關スル事項」ニ含マルモノトシ今回
改正ノ機會ニ之ヲ經濟第二部ニ於テ掌ルモノトス

内務大臣ハ實情ニ依リ府縣ヲ指定シテ當該府縣ノ經濟第一部及
經濟第二部ノ所掌事務ノ區分ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

内務省

即チ第一部所掌事務ヲ第二部ニ於テ、第二部所掌事務ヲ第一部
ニ於テ掌ルコトヲ得ルノ途ヲ開キタルモノナルモ、右ハ當該府
縣ノ特殊ナル實情ニ依リ、眞ニ已ムヲ得ザル場合ニ於テノミ認
ムル方針ナリ

(四)官房長ハ之ヲ廢止シ知事官房ニ於テハ

ノ官印府縣印ノ管守ニ關スル事項

ニ文書ノ往復及記録簿籍ニ關スル事項

ノミヲ掌リ他ノ所掌事項ハ總テ之ヲ内政部ニ移管ス

「内」警察局長ニ勤務部ヲ設ケ「務」務所掌事項左記事項ヲ掌ラシム

地方官官制第十五條第三號乃至第十五號及第二十號乃至第二

「内」内ハ
大阪府知事
宛ノモノ

地方行政協同會ノ職務ハ内務部ノ主管トス
 大阪府知事
 徳島、高知、佐賀、宮崎、沖縄

六號ノ事項

一 内官房長ノ廢止ニ伴ヒ地方行政協同會ノ職務ハ内務部ノ主管トス
 三 經濟第一節及經濟第二節ノ連絡ニ付テ

經濟第一節及經濟第二節ノ所掌事務ヲ區分スルニ際リテハ事務ノ
 重複又ハ間隙ヲ生ゼザルヤウ其ノ區分ヲ可及的明確ナラシムル事
 トニ意ヲ用ヒタルモ猶兩節ノ關係ハ極メテ密接ナルモノアリ、常
 ニ相互ノ連絡協調ヲ密ニシ、苟モ本改正ニ依リ事務ノ混淆ヲ來ス
 コトナキヤウ留意シ、經濟行政ノ綜合的運営ニ遺憾ナキヲ期セラ
 レタシ

四 其ノ他

内務省

(一) 經濟第一節及經濟第二節ノ所掌事務區分ノ特例制定ニ付テハ
 ナキ事、理由ヲ具シ折返シ電報ヲ以テ申請アリタシ

(二) 經濟第一節及第二節ノ分課及各縣所掌事項決定ノ上ハ人專課長
 宛報告セラレタシ

案ノ二

年 月 日 次 官

奈良、山梨、滋賀、福井、鳥取 各縣知事宛
 徳島、高知、佐賀、宮崎、沖縄

地方行政機構ノ整備強化ニ關スル件

最近ニ於ケル地方行政ノ實情ニ鑑ミ近日地方行政機構ノ整備強化ヲ圖ルコトト相成候處貴縣ニ付テハ左記ノ如ク改正相成ルベキ見込ニ付之ガ實情ニ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通候

記

一官房移ハ之ヲ廢止ス

二知事官房所掌事項ハ左ノ通トシ、其ノ他ハ之ヲ内政部ニ移管シ内政部長ヲシテ統轄セシム

ノ官印府縣印ノ管守ニ關スル事項

ニ文書ノ往復及記録總算ニ關スル事項

内務省

三全縣回收ニ關スル事項ハ従前内政部ノ所掌事項ナリシモ今後ノ全縣回收ハ主トシテ企業整備ト密接ナル關係アルニ鑑ミ今回ノ機構改正ヲ機トシ之ヲ經濟部ノ所掌事項トス

案ノ三

年月日

次官

北海道廳長官宛

地方行政機構ノ整備強化ニ關スル件

最近ニ於ケル地方行政ノ實情ニ鑑ミ近日地方行政機構ノ整備強化ヲ
圖ルコトト相成候處實際ニ付テハ左記ノ如ク改正相成ルベキ見込ニ
付豫メ御含ミノ上之ガ實施ニ付眞遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及
通奉候

記

一 改正ノ趣旨

近時地方經濟行政ハ著シク複雑多岐ニ亘ルト共ニ、戦力増強及國
民生活安定確保上鑑ミ其ノ重要性ヲ加意シ來レルト實ニ於ケル
土木及山林行政ノ特殊性ニ鑑ミ經濟部及振興部ヲ廢シテ新ニ經濟
第一、經濟第二部、土木部及林政部ヲ設置セントス

内務省

尙右ニ伴ヒ官房長ハ之ヲ廢止シ長官官房所掌事務中人事、道會、
豫算及會計ニ關スル事項等ハ之ヲ内政部ニ移管ス

二 改正ノ内容

(一) 官房長ヲ廢止シ長官官房所掌事務ハ左ノ二項トシ其ノ他ハ之ヲ

内政部ニ移管ス

ノ官印鑄印ノ管守ニ關スル事項

ニ文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項

(二) 經濟第一、二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

ノ農畜産及農畜産物ニ關スル事項

ニ食料品(水産物及其ノ加工品ヲ除ク)ニ關スル事項

3. 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭執ノ調停ニ關スル事項

4. 拓殖ニ關スル事項

5. 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項

(三) 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1. 水産及水産物ニ關スル事項

2. 商工其ノ他經濟ニ關スル事項

3. 物價ニ關スル事項

4. 度量衡ニ關スル事項

5. 木船ノ製造及修繕立ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

尙金圓回收ニ關スル事務ハ従前内政部ノ所掌ナルモ、今後ノ金

内務省

圓回收ハ主トシテ企業整備ト密接ナル關係アルヲ以テ前記「商

工其ノ他經濟ニ關スル事項」ニ含まルルモノトシ爾今經濟第二

部ニ於テ掌ルモノトス

(四) 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1. 土木ニ關スル事項

2. 水陸運輸ニ關スル事項

3. 水面埋立ニ關スル事項

4. 土地收用ニ關スル事項

(五) 林政部ニ於テハ森林原野及林産物ニ關スル事項ヲ掌ル

(六) 土木部又ハ林政部ノ部長、技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

(出)官房長ノ廢止ニ伴ヒ地方行政協議會ノ庶務ハ内政部ノ主管トス
三其ノ他

今回新設セラルベキ各部ノ分課及各課所掌事項御決定ノ上ハ人事
局長宛御報告相成度

昭和四年

年月日

次官

大臣 長官 宛

内務省

地方行政機構ノ整備強化ニ關スル件

最近ノ地方行政ノ實情ニ鑑ミ近日地方行政機構ノ整備強化ヲ圖ルコ
トト相成候處貴閣ニ付テハ左記ノ如ク改正相成ベキ見込ニ付豫メ御
含ミノ上之ガ實施ニ關シ遺留ナキヲ期セラレ度依命此段及番附候
邊テ經濟第一節及經濟第二節ノ分課及各課所掌事項御決定ノ上ハ
人事局長宛御報告相成度

記

一戰時下地方經濟行政ノ愈々重要ニシテ且繁劇ヲ加ヘツツアル現況
ニ鑑ミ經濟部ヲ分ツテ經濟第一節及經濟第二節トス
二經濟第一節及經濟第二節ノ所掌事項左ノ如シ

經濟第一部

1. 農畜水産及畜産水産物ニ關スル事項

2. 飲食料品ニ關スル事項

3. 拓殖ニ關スル事項

4. 有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項

5. 森林原野及林産物ニ關スル事項

1. 及2ニ依リ食糧行政ニ關シテハ生産、集荷、配給ヲ進ジ一貫シテ經濟第一部ニ於テ進ラシムルモノトス

經濟第二部

1. 商工其ノ他經濟ニ關スル事項

2. 鑛業及砂鑛業ニ關スル事項

3. 物價ニ關スル事項

4. 度量衡ニ關スル事項

5. 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項

6. 土木ニ關スル事項

7. 水運運轉ニ關スル事項

8. 水西埋立ニ關スル事項

9. 土地放用ニ關スル事項

1. 電力ニ關スル事項

三右ニ伴ヒ部長一人ヲ増員シ之ガ振替ノ爲事務官一人ヲ減員ス

内務省

四 勤勞行政機構ノ強化擴充ノ爲事務官 一人
人増員ノ見込ナ
リ

案ノ五
年月日
次官

勤勞行政機構ノ整備強化ニ關スル件

戦時下生産増強遂行上勤勞行政ノ益々重要ヲ加ヘツツアル現況ニ

内務省

ミ左記ノ如ク各關係機關ヲ改ムルコトト相成リ近日施行ノ見込ニ付之
ガ實施ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及進捗

記

一 保安部ヲ勤勞部ニ改メ保安部所掌事項中

一 風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項

一 警察官ニ關スル事項

一 電力調整令施行ニ關スル事項

ハ之ヲ經濟警察部ニ移管ス

二 勤勞動員事務處理ノ爲左ノ職員ヲ増員セララルル見込ナリ

一人

事務官

人

人

内務省

7
大日本帝國政府

內務大臣說明要旨

最近ニ於ケル地方行政ノ實情ニ鑑ミ、今回地方行政機構ノ整備強化ヲ圖リタイト存ジマシテ關係勅令案ヲ請議致シタノデアリマスガ、其ノ内容ニ付テ簡單ニ御説明申上ゲマス。

最近地方經濟行政ハ著シク廣汎多岐ニ亘リマスト共ニ戰力増強及國民生活ノ安定確保上愈々其ノ重要性ヲ増シテ參ツテ居リマス。而モ御承知ノ如ク戰局ノ緊迫ニ伴ヒマシテ其ノ運營ハ漸次複雑困難ヲ加ヘテ參リマシテ現在ノ如ク經濟部長一人ヲ以テシテハ所開手ノ廻リ兼ネル實情デアリマシテ、現下ノ戰時經濟諸施策ノ敏捷的確ナル滲透徹底ヲ圖リ其ノ圓滑ナル實施ヲ期シ難イ憾ガアルノデアリマス。依ツテ大多數ノ府縣經濟部ヲ分ツテ

裏面白紙

大日本帝國政府

二部トシ、經濟第一部ニ於テハ農畜水産物ノ生産、集荷、配給
其ノ他専ラ食糧行政ニ關スル事項ヲ掌ルコトトシ、現下喫緊ノ
要務タル食糧ノ増産及配給ノ確保ニ遺憾ナキヲ期シマスト共ニ、
經濟第二部ニ於テハ商工其ノ他經濟一般、森林原野及林産物並
ニ土木ニ關スル事項ヲ掌リ特ニ軍需生産増強ニ關シ廳内外ノ連
絡協調ノ中樞タラシムル如ク致シマシテ以テ地方經濟行政ノ一
層圓滑強力ナル實施ヲ期シタ次第デアリマス

三次ニ官房長制度ハ之ヲ廢止シ知事官房所掌事項中人事、道府縣
會、豫算、會計等主要ナル事務ハ之ヲ內政部ニ移管致シマシタ。
官房長制度ハ地方長官ヲ輔ケテ部内重要事務ニ參與スルト共ニ
廳内外ノ連絡協調ニ當リ、戰時下地方行政ノ綜合的運営上相當

裏面白紙

大日本帝國政府

ノ成果ヲ擧ゲタルモノト考ヘテ居ルノデアリマスガ只今申上ゲ
マシタ如キ事情ニ依リ經濟部二部制ノ設置ヲ要スルニ至リマシ
タノデ、官房長ヲ廢止シ、之ヲ經濟部長ノ増員ニ振替ヘタノデ
アリマス

尙之ニ伴ヒマシテ地方行政協議會ノ庶務ハ現在當該廳府縣ノ官
房ニ於テ掌ツテ居リマスモノヲ、内政部ニ移管スルコトニ致シ
マシタ

三、北海道廳ニ付キマシテ、右ノ改正ノ外振興部ヲ廢シテ土木部及
林政部ヲ新ニ設クルコトニ致シマシタ

北海道ニ於キマシテハ、國費土木工事モ總テ道廳自ラ之ヲ行ヒ
（一般府縣ニ於ケル國費土木工事ハ土木出張所ニ於テ内務省直轄

裏面白紙

大日本帝國政府

工事トシテ之ヲ行フ。其ノ工費ハ相當多額ニ上ルノミナラズ其ノ他ニ地方費土木工事アリ又目下實施中ノ土地改良事業ハ其ノ規模極メテ大キク之等ヲ併セ施行スル爲ニハ現ニ土木部ヲ設置セル府縣ニ比ベマシテモ、土木部ノ獨立ハ急務ト考ヘルノデアリマス

又御承知ノ如ク北海道ニ於テハ固有林管理ノ爲ニ、營林局ヲ設ケズ、之ヲ北海道廳自ラ掌ル所デアリマスガ、其ノ他廣大ナル地方費林民有林等ガアリ其ノ林野面積ハ全國林野面積ノ約三割五分ヲ占メル狀況デアリマス。而モ現下ノ木材需要ノ激増ニ伴ヒ、北海道ハ全國木材供給ノ二割強ヲ負擔シ殊ニ航空機用材ノ供出ニ付テ特ニ重要ナル役割ヲ演ジツツアリマシテ其ノ事務ノ

裏面白紙

大日本帝國政府

増加及複雑化ハ著シキモノガアリマス。實情ニ鑑ミマシテ茲ニ林
政部ヲ獨立シ之ガ事務ノ一層圓滑強力ナル實施ヲ期セントスル
次第デアリマス。

四尙生産増強遂行上勤勞行政ノ愈々重要ナル現況ニ鑑ミマシテ、
差シ當リ勤勞行政事務甚特ニ大ナル警視廳及大阪府警察局ニ勤
勞部ヲ設クルコトト致シマシタ。

以上簡單デアリマスガ今回ノ地方行政機構ノ改正ニ付御説明申上
ゲタ次第デアリマス。

裏面白紙

昭和十九年七月三日

内務大臣官

經濟部二部制設置縣知事記

地方行政機構ノ整備強化ニ關スル件

最近ニ於ケル地方行政ノ實情ニ鑑ミ近日左記ノ如ク地方行政機構ノ整備強化ヲ圖ルコトト相成候儀貴部ニ於ケル之ガ實施ニ萬遺憾ナキヲ期スルト共ニ施行ノ上ハ本改正ノ趣旨ヲ堅シ固時下地方行政ノ俾張ニ付一層ノ御努力相成度依命此段及通牒候

記

一改正ノ趣旨

最近地方經濟行政ハ著シク廣汎多岐ニ亘ルト共ニ職責増強及國民生活ノ安定確保上愈々其ノ重要後ヲ加茂シ來レル現況ニアリ而モ職局ノ繁雜ニ伴ヒ其ノ運営ハ漸次複雜困難ヲ加ヘ、現在ノ機構ヲ以テシテハ現下ノ臨時經濟諸施策ノ敏捷的確ナル遂行爲難ク關リ莫ノ困難ナル施行ヲ期シ難キ體ナシトセズ、依ツテ大多數ノ府縣ニ於ケル經濟部ヲ分チテ二部トシ、經濟部一部ニ於テハ專ラ食糧行政ニ關スル事項ヲ掌リ現下緊急ノ要務タル食糧ノ増産及配給ノ確保ニ邁進ナキヲ期スルト共ニ、經濟部一部ニ於テハ商工業ノ他經濟一般、森林原野及林産物並ニ土木ニ關スル事項ヲ掌リ特に重要産業増進ニ關シ國內外ノ連絡協調ノ中核タラシムル如クシ以テ地方經濟行政ノ一層圓滑強力ナル實施ヲ期セントス
右ニ伴ヒ官房長制廢ハ之ヲ廢止シ官房所掌事項中人等、府縣會、縣會及會計ニ關スル事項ハ之ヲ内政課ニ移管シ、經濟及警察ニ關スル事項以外ハ總テ之ヲ内政部長ヲシテ統轄セシムルコトトセリ

二 改正ノ

(一) 内務省ハ...

凡...

世...

ガ...

(二) 逓信省...

ノ...

及...

ハ...

ヲ...

ハ...

ハ...

ハ...

ハ...

掌ル

二 改正ノ

ノ...

一、内務省ニ依リ府縣ヲ指定シテ管轄府縣ノ總務第一課及
 二課ノ事務ヲ掌シ、其ノ分ニ付特例ヲ設ケルコトヲ得
 二、於テ他ルコトヲ得ルノ法ヲ關キタルモノナリ、右ハ管轄府縣
 ニ關スル規定ヲ新設ニシテ其ノ關連事項ノ管轄ヲ定ムルモノ
 ト考ゼラルルモ、時ニ府縣ノ特殊事情ニ依リ官制規定ノ區分ニ
 依ルコトノ真ニ不適當ナル場合ナキヲ保シ、其ノ以テ本條例ヲ
 變ムルノ普通事項ヲ得ルモノニシテ、從ツテ本條例ハ改訂ムラ
 ザル場合ニ於テノミ觀ムル方針ナリ
 三、官制長ハ之ヲ廢止シ知事官房ニ於テハ
 四、官印府縣印ノ保守ニ關スル事項
 五、文書ノ往來及記帳簿等ニ關スル事項
 六、ノミヲ掌リ他ノ所掌事項ハ總テ之ヲ内務部ニ移轉ス

四、官房長ノ廢止ニ伴ヒ地方行政協議會ノ職務ハ管轄府縣ノ内務課
 ノ主任トス

三、官制第一課及經濟第二課ノ連絡ニ付テ
 一、官制第一課及經濟第二課ノ所掌事務ヲ區分スルニ際リテハ管轄府
 縣ノ官制ハ關係ヲ生ゼサルヤウ其ノ區分ヲ可及的明確ナラシメタル
 モ、管轄府縣ノ關係ハ深メテ密接ナルモノアリ、貴官制第一課ノ下常ニ相
 互ノ連絡調整ヲ密ニシ經濟行政ノ綜合的經營ニ遺憾ナキヲ期セラ
 レタシ

四、官制第一課及經濟第二課ノ分限並ニ各課所掌事項決定ノ上ハ人選課長
 官制第一課ヲシテシ

第... 官制... 改正...

第一條第一項中「事務官」

「事務官」を「事務官」に改む

- 一 農畜産及農畜産物ニ關スル事項
- 二 飲食物品（水産物及其ノ加工品ヲ除ク）ニ關スル事項
- 三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項
- 四 折墾ニ關スル事項
- 五 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項

經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 水産及水産物ニ關スル事項
- 二 商工業ノ他經濟ニ關スル事項
- 三 物價ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 木箱ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 其ノ他經濟ニ關スル事項

土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 土木ニ關スル事項
- 二 水陸運輸ニ關スル事項
- 三 水商埋立ニ關スル事項
- 四 土地收用ニ關スル事項

林政部ニ於テハ森林原野及林産物ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條ノ三 土木部又ハ林政部ノ部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條第一項ヲ削ル

第十四條中「官房長又ハ」ヲ削ル

第十六條第二項中「經濟部」ヲ「經濟第一部」ニ改ム

第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ二第二項中「經濟部」ヲ「經濟
第二部」ニ改ム

第三條 樺太廳官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「部長 三人」ヲ「部長 四人」ニ、「事務官 專
任十五人」ヲ「事務官 專任十四人」ニ改ム

第九條中「三部」ヲ「四部」ニ、「經濟部」ヲ「經濟第一部
經濟第二部」ニ改

第十二條 經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農畜水産及農畜水産物ニ關スル事項
- 二 飲食料品ニ關スル事項
- 三 拓殖ニ關スル事項

四 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項

五 森林原野及林産物ニ關スル事項

第十二條ノ二 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 商工業ノ他經濟ニ關スル事項
- 二 鑛業及砂鑛業ニ關スル事項
- 三 物價ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 木器ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 土木ニ關スル事項
- 七 水陸運輸ニ關スル事項
- 八 水面埋立ニ關スル事項

九 土地收用ニ關スル事項

十 電力ニ關スル事項

十一 其他經濟ニ關スル事項

第十四條 地方官官制中左ノ通改正ス

第一條 第一項中「官房長

第四項中「專任百三十六人」ヲ「專任百七十二人」ニ改ム

第三條中「官房長、」ヲ削ル

第十二條 第二項ヲ左ノ如ク改ム

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部ニ代ヘ經濟第一部及

經濟第二部ヲ置キ又ハ土木部ヲ置クコトヲ得、

第十三條 第一號、第三號及第五號乃至第七號ヲ削リ第二號ヲ第一

號トシ第四號ヲ第二號トス

第十四條 中第四號及第五號ヲ削リ第六號ヲ第十一號トシ以下順次五

號宛繰下ゲ第一號ヲ第八號トシ第二號ヲ第九號トシ第三號ヲ第十號

トシ同條ニ第一號乃至第七號トシテ左ノ如ク加フ

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 褒賞ニ關スル事項

三 統計ニ關スル事項

四 會計ニ關スル事項

五 議員選舉ニ關スル事項

六 府縣會、府縣參事會其ノ他府縣ノ行政一般ニ關スル事項

七 市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ關スル事項

第十四條ノ二中「第四號」ヲ「第六號」ニ改メ第五號ヲ第七號トシ

第十四條ノ二中「第四號」ヲ「第六號」ニ改メ第五號ヲ第七號トシ

奏任「及同條第三項ヲ削リ同條

以下系次四號宛繰下ゲ第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 農畜水産及農畜水産物ニ關スル事項

二 飲食料品ニ關スル事項

三 小作關係其ノ他土地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項

四 森林原野及林産物ニ關スル事項

五 商工業ノ他經濟ニ關スル事項

六 物價ニ關スル事項

第十七條 經濟第一部ニ於テハ第十四條ノ二第一號乃至第三號ノ事
務、經濟第二部ニ於テハ同條第四號乃至第十二號ノ事務ヲ掌ル但
シ土木部ヲ置ク府縣ノ經濟第二部ニ在リテハ第四號乃至第八號ノ
事務ヲ掌ル

内務大臣ハ實情ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ府縣ヲ指定シ
テ當該府縣ノ經濟第一部及經濟第二部ノ所掌事務ノ區分ニ付前項
ノ規定ニ對スル特例ヲ定ムルコトヲ得

第十八條ニ於テハ第十四條ノ二第九號乃至第十二號ノ事務ヲ掌ル

第十八條中「及衛生部」ヲ削ル

第十九條中「官房長又ハ」ヲ削ル

第十九條中「官房長又ハ」ヲ削ル

第十四條 地方行政協議會令中左ノ通改正ス

第十一條中「長官官房又ハ知事官房」ヲ「都ニ在リテハ長官官房、

府縣ニ在リテハ内政部」ニ改ム

第五條 都市計畫委員會官制中左ノ通改正ス

第八條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 北海道廳長 (林政部長ノ部長タル者ヲ除ク) 又ハ府縣部長及

土木部ノ部長タル北海道廳技師又ハ地方技師

同條ハハ中ノ何れカニシテハ左ノ如ク改ム

第二條第一項第二號中「振興部長タル北海道廳部長」ヲ「土木部長

タル北海道廳部長若ハ北海道廳技師」ニ改メ「經濟部長」ノ下ニ

「(經濟第一部長及經濟第二部長)ヲ置ク府縣ニ在リテハ經濟第一部長」

「ヲ加フ

第七條 都道府縣農業再保險審査會規程中左ノ通改正ス

第四條第二項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 東京都長官ノ指定スル職ニ在ル長官官房所屬及經濟局所屬ノ

高等官各一人又ハ内政部長タル北海道廳部長若ハ府縣部長及經

濟第一部長タル北海道廳部長若ハ經濟部長 (經濟第一部長及經濟

第二部長)ヲ置ク府縣ニ在リテハ經濟第一部長)タル府縣部長

第八條 高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「北海道廳官房長」及「各府縣官房長」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七五

大日本帝國政府

右、如く返電可然乎

人事課長

御電照、件、古見上、(一)者、(二)部、(三)人、(四)中、(五)アリ、(六)シ

(王、木、林、政、西)

電文譯 (七月五日受信)

北海道廳長官

人事課長宛

北海道庁官制改正案拜承。北海道庁部長四人ヲ北海
道庁部長五人ニ改ムトアルモ、右ハ予ヲ申上ゲシ通り
土木林政、兩部長ヲ北海道庁技師ヲ以テ充ツルモノ
トスレバ、一名過員、如ク存ズルモ、今回ハ實質ノ配
置無キモノトシテ承セラル、モ爲念一應拜承致度

裏面白紙

K2432

八〇〇四 トウケウイウビ
イリ 一七七 サツホ 五八四 セー
ナイムセウシタカカハシシ ンシ カテウ

ニカ

ホクカイウ ウテウニカセアンワイシヨウ「大ホユ」四ニ
シトホリ「五ニニアラタムアルモ」ミキ「ハカネチモウシア
ツテアルツルモノトスレバ」一メイクワインノア トクツ ンズ

急用

展



裏面白紙

電 報

ニ

ルモ「コンカイハシ ツキンノハイチナキモノトシリヨウセラール
モ」ネンノタメーオウハイシヨウイタシタク「大ホウ

時
分
秒

ヨ、ノ、ロ

裏面白紙

行政事務の整理及地方行政の刷新

一 防犯警察本部の整理
防犯警察本部の整理は、防犯警察の行政事務の整理に資する。防犯警察の行政事務の整理は、防犯警察の行政事務の整理に資する。

二 地方行政の刷新

地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。

20

トス

地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。地方行政の刷新は、地方行政の刷新に資する。

勅令第 四〇 號

第一條 防空總本部官制中左ノ通改正ス

第二條 第一項中「次長」ヲ「次長 一人 勤任」ニ、「理事官 專任十三人」ヲ「理事官 專任十二人」ニ改ム

第八條中「内務次官」ヲ以テ之ニ充ツ」ヲ削ル

第二條 高等官官等傳給令中左ノ通改正ス

第八條中「神祇院副總裁」ノ次ニ「防空總本部次長」ヲ加フ

別表第一表内務省ノ部中神祇院考證官ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

防空總本部	次長	同上							
-------	----	----	--	--	--	--	--	--	--

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第1212号

府縣次長臨時設置制

第一條 大府府、支庁廳及國司廳ニ次長各一人ヲ任ズルコトス

第二條 次長ハ、事務ヲ任ケ得ルノ事務ヲ整理シ各府縣ノ事務ヲ監督ス

ス

第三條 大府府、支庁廳及國司廳ニ於テハ地方官官制第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ臨時設置アルトキハ次長其ノ職務ヲ代理シ

次長其ニ事務アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ同部在官ノ職務ヲ代理ス

ス

附則 次長ノ職務ハ高等官二等トシ其ノ俸給ハ年額一萬三千三百

三十圓、二萬二千九百二十圓、三萬三千六百三十圓トス

21

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府縣次長臨時設置制中左ノ趣改正ス

第二條第一項ニ左ノ一語ヲ加フ

八 大府府、支庁廳又ハ國司廳ニ於テ事務ヲ整理シ各府縣ノ事務ヲ監督ス

第三條第一項及第三條中「及第七條」ヲ「、第七條及第八條」ニ改ム

官制ニ官制第九勅令中改正ノ件

勅令第九〇三號

第一條 陸軍省官制中左ノ改正ス
第一條第一項中「事務官 專任八十三人」ヲ「事務官 專任八十六人」ニ改ム

第三條中「國民徴用令施行ニ關スル事務、勞務調整令施行ニ關スル事務、國民徴用令施行ニ關スル事務」ヲ「國民徴用令、勞務調整令及國民徴用令ノ施行ニ關スル事務」ニ改ム

第十二條 保安部ノ官制中「保安部」ヲ「防務部」ニ改メ第一條及第二條ヲ

併リ第三條第一號トシ以下第十三條迄順次二號宛繰上ゲ第十六條

ヲ併リ第十七條ヲ第十四條トシ以下順次三號宛繰上グ

同條中警察部ノ部ニ左ノ三號ヲ加フ

六 警察官及危險物取締等ニ關スル事項

七 警察官ニ關スル事項

八 電力調整令施行ニ關スル事項

第十二條ノ二中「保安部」ヲ「防務部」ニ改ム

第二條 北海道官制中左ノ改正ス

第一條第一項中「官房長 一人 專任」ヲ削リ「部長 專任二十

三人」ヲ「事務官 專任二十一人」ニ改ム

第十條中「四部」ヲ「六部」ニ、「經濟部」ヲ「經濟部」ニ改

第十一條中第一號、第三號及第五號乃至第十號ヲ削リ第二號ヲ第一

號トシ第四號ヲ第二號トス

第十二條第一項中第四號及第五號ヲ削リ第六號ヲ第十二號トシ以下

順次六號宛繰下ゲ第一號ヲ第九號トシ第二號ヲ第十號トシ第三號ヲ

第十一號トシ同項第一號乃至第八號トシテ左ノ如ク加フ

一 官更ノ進級及身分ニ關スル事項

二 褒賞ニ關スル事項

- 二 會計ニ關スル事項
- 四 會計ニ關スル事項
- 五 支障ニ關スル事項
- 六 總務ニ關スル事項
- 七 北海道會、北海道警察會及北海道地方官ニ關スル事項
- 八 市町村並ニ道公共團體ノ行政一般ノ監督ニ關スル事項
- 同條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
- 一 農畜産及漁業産物ニ關スル事項
- 二 飲食料品（水産物及菓ノ加工品ヲ除ク）ニ關スル事項
- 三 小作、租、其ノ他土地ノ利用關係ノ争議ノ調停ニ關スル事項
- 四 租税ニ關スル事項
- 五 従前未開地ノ管理及處分ニ關スル事項
- 運送第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 水産及水産物ニ關スル事項

- 二 商工ニ關スル事項
- 三 郵便ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 水産ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 其ノ他漁業ニ關スル事項
- 七 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土木ニ關スル事項
- 二 水産運輸ニ關スル事項
- 三 水産積立ニ關スル事項
- 四 土地取得ニ關スル事項
- 農林部ニ於テハ森林、原野及牧畜物ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十二條ノ三 土木部又ハ林政課ノ部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 第十三條第一項ヲ改ム
- 第十四條中「官務課又ハ」ヲ削ル

第十六條第二項中「經濟部」ヲ「農林部」ニ改ム
第十六條ノ二第二項及第二十九條ノ二第二項中「經濟部」ヲ「農林部」ニ改ム

第三條 農林部官制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「部長 三人」ヲ「部長 四人」ニ、「事務官 六十五人」ヲ「事務官 專任十人」ニ改ム

第九條中「三部」ヲ「四部」ニ、「經濟部」ヲ「經濟部第一節」ニ改ム

第十二條 經濟部第一節ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 農畜水産及農産水産物ニ關スル事項
- 二 飲食料品ニ關スル事項
- 三 拓殖ニ關スル事項
- 四 墾有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項
- 五 森林原野及林産物ニ關スル事項
- 第十二條ノ二 經濟部第二節ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 商工ニ關スル事項
 - 二 鑛業及砂鑛業ニ關スル事項
 - 三 物價ニ關スル事項
 - 四 度量衡ニ關スル事項
 - 五 糸絹ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル織物用品ニ關スル事項
 - 六 土木ニ關スル事項
 - 七 水陸運送ニ關スル事項
 - 八 水西通立ニ關スル事項
 - 九 土地收用ニ關スル事項
 - 十 電力ニ關スル事項
 - 十一 美ノ他經濟ニ關スル事項
- 第四條 地方官官制中左ノ通改正ス
- 第一條第一項中「官房長 專任」ヲ削リ「地方事務官 專任八百九人」ヲ「地方事務官 專任八百八十五人」ニ、「地方事務官 專任三百六十二人」ヲ「地方事務官 專任三百六十三人」ニ改メ同

條第三條ヲ制リ同條第四條中「委任百三十六人」ヲ「委任百七十二人」ニ改ム

第三條中「官房長、」ヲ削ル

第十二條第二項ヲ充ノ如ク改ム

内閣大臣ハ要職ニ依リ密議ヲ指定シテ經營ニ代ヘ要務第一課及
事務第二課ヲ設キ又ハ土木部ヲ設ケコトヲ得

第十三條中第一號、第三號及第五號乃至第七號ヲ制リ第二號ヲ第一
號トシ第四號ヲ第二號トス

第十四條中第四號及第五號ヲ制リ第六號ヲ第十一號トシ以下順次五
號宛下ゲ第一號ヲ第八號トシ第二號ヲ第九號トシ第三號ヲ第十號
トシ同條ニ第一號乃至第七號トシテ左ノ如ク加フ

- 一 官更ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 褒賞ニ關スル事項
- 三 懲罰ニ關スル事項
- 四 會計ニ關スル事項

五 議員選舉ニ關スル事項

六 府縣會、府縣會議會其ノ他府縣ノ行政一般ニ關スル事項

七 市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ關スル事項

第十條中「第四號」ヲ「第九號」ニ改メ第五號ヲ第十號トシ
以下順次五號宛下ゲ第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 農林水産及農畜水産物ニ關スル事項
 - 二 飲食料品ニ關スル事項
 - 三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭訟ノ調停ニ關スル事項
 - 四 森林原野及林産物ニ關スル事項
 - 五 勞工ニ關スル事項
 - 六 物價ニ關スル事項
 - 七 度量衡ニ關スル事項
 - 八 木造ノ建造物及修繕等ニ之ニ必要ナル供給用品ニ關スル事項
 - 九 其ノ他經濟ニ關スル事項
- 第十五條ノ二第一項ヲ移部ノ部中第五條ヲ制リ第二號ヲ第三號トシ

以下應承續下各第一條ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二 防衛ニ關スルニ

同法ニ左ノ一號ヲ加フ

六 電力國家令ニ關スル事項

同法中治安部ノ條ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

勸業部

前條第三號乃至第十五號及第二十二號乃至第二十六號ノ事項

第十七條 經濟第一節ニ於テハ第十條ノ二第一號乃至第三號ノ事

務、經濟第二節ニ於テハ同條第四號乃至第十三號ノ事務ヲ掌ル

シ土木部ヲ置ク府縣ノ經濟第二節ニ在リテハ第四號乃至第九號ノ

事務ヲ掌ル

內務大臣ハ實情ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ府縣ヲ指定シ

テ當該府縣ノ經濟第一節及經濟第二節ノ所掌事務ノ一部分ニ付前項

ノ規定ニ對スル特例ヲ設クルコトヲ得

土木部ニ於テハ第十四條ノ二第十號乃至第十三號ノ事務ヲ掌ル

第十八條中「及衛生部」ヲ削ル

第十九條中「官房長又ハ」ヲ削ル

第五條 地方行政協議會令中左ノ語改正ス

第十一條中「長官官房又ハ知事官房」ヲ「部ニ在リテハ長官官房、

支府縣ニ在リテハ内政部」ニ改ム

第六條 都市計畫委員會官制中左ノ語改正ス

第八條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 大阪府警務局長、北海道警務局長（警政部ノ部長タル者ヲ除

ク）又ハ府縣部長（大阪府警務局長ノ部ノ部長タル者ヲ除ク）及

土木部ノ部長タル北海道警務局長又ハ地方技師

同法第八號中「保安部長」ヲ「經濟警察部長」ニ改ム

第七條 都市計畫委員會官制臨時特例中左ノ語改正ス

第二條第一項第二號中「警務部長タル北海道警務局長」ヲ「土木部長

タル北海道警務局長若ハ北海道警務局長」ニ改メ「經濟部長」ノ下ニ

一（經濟第一及經濟第二部ヲ置ク事ニ在リテハ經濟第一部長ニシテ地方官官制第十七條第二項ノ規定ニ依ル特例ニ係ル場合ニ於テ内務大臣特ニ指定シタルトキハ經濟第一部長）ヲ加フ

第八條 都道府縣警察長官及警察本部中定ノ課長正ス

第九條 第二項第一條ヲ定メ如ク改ム

一 東京都長官ノ指定スル職ニ在ル長官官房所屬及經濟局所屬ノ高等官各一人又ハ内務部長タル北洋道部長若ハ警察局長及經濟第一部長タル北洋道部長若ハ經濟第一部長（經濟第一部長及經濟第二部長ヲ置ク府縣ニ在リテハ經濟第一部長ニシテ地方官官制第十七條第二項ノ規定ニ依ル特例ニ係ル場合ニ於テ内務大臣特ニ指定シタルトキハ經濟第二部長）タル府縣部長

第九條 帝都防衛本部官制中左ノ課長正ス

第三條 第二項中 「保安部長」ヲ「勤務局長」ニ改ム

第十條 高等官官等轉給令中左ノ課長正ス

第十四條 中「北海道官房長」及「各府縣官房長」ヲ加ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方行政機構整理債償債ニ關スル官制改正案

一 整理官制

- 保安部ヲ改メ勤勞部トシ、保安部所掌事項中専ラ勤勞及保險ニ關スル事項ヲ掌ラシメ、左ノ事項ハ之ヲ經濟警察部ニ移管ス
- 一 風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項
- 一 消防警察ニ關スル事項
- 一 電力監察令施行ニ關スル事項

二 北海道官制

官房長ハ之ヲ廢止シ、長官官房所掌事項中左ノ事項ハ之ヲ内

政部ニ移管ス

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 一 褒賞ニ關スル事項
- 一 統計ニ關スル事項
- 一 北海道的會、北海道港事會及北海道地方費ニ關スル事項

備考

官房所掌事項ハ左ノ二號トナル

- 一 官印及印ノ管守ニ關スル事項
 - 二 文書ノ往復及記録簿録ニ關スル事項
- (二) 經濟部及農林部ヲ廢シ、新ニ經濟第一節、經濟第二節、土木部及林政部ノ四部ヲ設置ス
- 一 經濟第一節ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
 - 一 農畜商及農畜産物ニ關スル事項
 - 二 飲食食品(水産物及其ノ加工品ヲ除ク)ニ關スル事項
 - 三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ學識ノ習得ニ關スル事項
 - 二 經濟第二節ニ關スル事項
 - 一 水産及水産物ニ關スル事項
 - 二 商工ニ關スル事項
- (三) 國有未開地ノ管理及処分ニ關スル事項

- 三 物價ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
- 六 其ノ他經濟ニ關スル事項
- 四 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 土木ニ關スル事項
 - 二 水陸運輸ニ關スル事項
 - 三 水雨埋立ニ關スル事項
 - 四 土地收用ニ關スル事項
 - 五 林政部ニ於テハ森林原野及林産物ニ關スル事務ヲ掌ル
 - 六 土木部又ハ林政部ノ部長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 三 華太監官制
 - (一) 經濟部ヲ分チテ經濟第一部及經濟第二部トス
 - (二) 經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 農畜水産及農畜水産物ニ關スル事項

- 二 飲食料品ニ關スル事項
- 三 拓殖ニ關スル事項
- 四 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項
- 三 森林原野及林産物ニ關スル事項
- 三 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 商工ニ關スル事項
 - 二 鑛業及砂鑛業ニ關スル事項
 - 三 物價ニ關スル事項
 - 四 度量衡ニ關スル事項
 - 五 木船ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
 - 六 土木ニ關スル事項
 - 七 水陸運輸ニ關スル事項
 - 八 水面埋立ニ關スル事項
 - 九 土地收用ニ關スル事項
 - 十 電力ニ關スル事項

十一 其ノ他經濟ニ關スル事項

四 地方官制

(一) 官房長ハ之ヲ廢止シ、官房所掌事項中左ノ事項ハ之ヲ内政

ニ移管ス

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
 - 一 褒賞ニ關スル事項
 - 一 統計ニ關スル事項
 - 一 會計ニ關スル事項
 - 一 府縣會、府縣參事會其ノ他府縣ノ行政一般ニ關スル事項
- 備考

官房所掌事項ハ左ノ二號トナル

- 一 官印府縣印ノ管守ニ關スル事項
- 二 文書ノ往復及記録簿籍ニ關スル事項

(二) 内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ經濟部ニ代ヘ經濟第一

部及經濟第二部ヲ置クコトヲ得ルモノトス

(三) 經濟第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

- 一 農畜水産及農畜水産物ニ關スル事項
- 二 飲食料品ニ關スル事項
- 三 小作關係其ノ他土地ノ利用關係ノ争議ノ調停ニ關スル事項

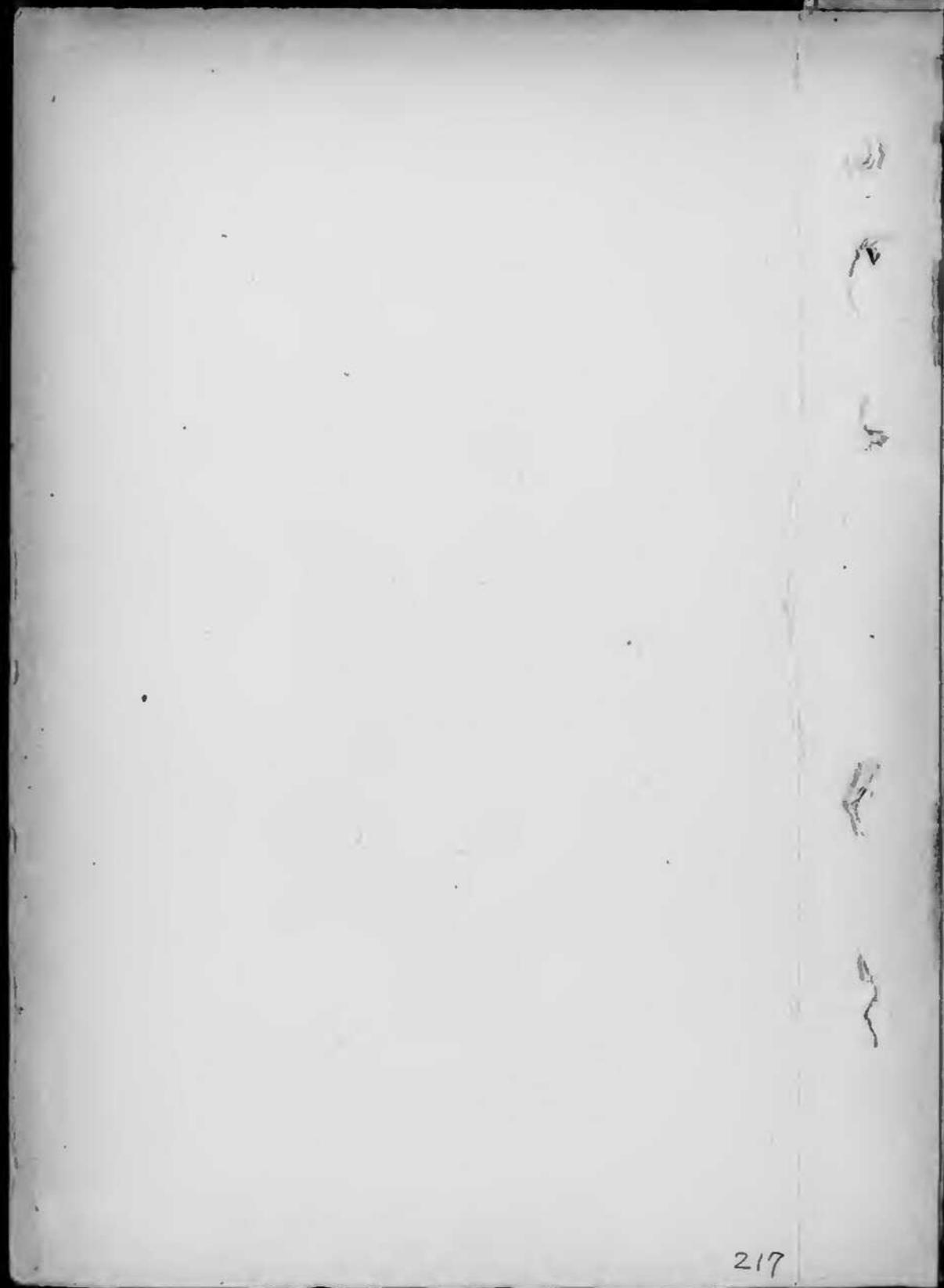
(四) 經濟第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

- 一 森林原野及林産物ニ關スル事項
 - 二 商工ニ關スル事項
 - 三 物價ニ關スル事項
 - 四 度量衡ニ關スル事項
 - 五 米穀ノ製造及修繕並ニ之ニ必要ナル船舶用品ニ關スル事項
 - 六 其ノ他經濟ニ關スル事項
 - 七 土木ニ關スル事項
 - 八 土地收用ニ關スル事項
 - 九 水陸運輸ニ關スル事項
- 土木部ヲ置ク府縣ニ在リテハ土木部ノ所掌トス

裏面白紙

十 本項立ニテスル事項

一 經濟第一部長官官制第二部ノ所掌事務ノ區分ニ付テ、内務大臣
 ハ實情ニ依リ特ニ必要アリト認ムルトキハ府縣ヲ指定シテ特例
 ヲ設クルコトヲ得ルモノトス
 二 大阪府警察局長ニ新ニ勤務部ヲ設ケ、警務部所掌事項中總務及
 保險ニ關スル事務ヲ掌ラシム



217

